

令和2年度

税務統計

尼崎市資産統括局税務管理部

I	市 税 及 び 計	市 一 般 会 計
II	市 民 税	
III	固 定 資 産 税 税	都 市 計 画 税
IV	軽 自 動 車 税	
V	市 た ば こ 税	
VI	特別土地保有税	
VII	入 湯 税	
VIII	事 業 所 税	
IX	滞 納 処 分	
X	口 座 振 替	
XI	税 外 収 入	
XII	徴 収 経 費	
XIII	税 務 機 構	
XIV	参 考	

目 次

I	市税及び一般会計	1
	(1) 人口・世帯数等に関する調	2
	(2) 市税負担額等に関する調	2
	(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較	4
	[図表1] 令和元年度一般会計歳入歳出決算額（構成割合）	6
	[図表2] 令和元年度市税決算額の税目別構成比	7
	[図表3] 令和2年度市税当初予算額の税目別構成比	7
	(4) 令和元年度市税税目別決算状況	8
	(5) 令和元年度市税決算の概要	11
	(6) 当初及び最終予算額累年比較	16
	(7) 市税予算額・決算額の推移	18
	[図表4] 市税決算額の推移	19
	(8) 市税決算状況の推移	20
	(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較	22
	[図表5] 市税収入率の推移	24
II	市民税	25
1	個人	28
	(1) 納税義務者数の推移	28
	(2) 所得控除額等の推移	30
	(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移	36
	(4) 所得区分別納税義務者の推移（所得割）	36
	(5) 所得区分別所得金額の推移（所得割）	36
	(6) 所得区分別税額の推移（所得割）	36
	(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数	38
	(8) 扶養控除人員	40
	(9) 給与所得の収入金額等の推移	41
	(10) 青色申告者及び事業専従者の推移	41
	(11) 個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額	42
	(12) 給与所得控除額及び公的年金等控除額	43
2	法人	44
	(1) 法人税割産業分類別調定額の推移	44
	(2) 法人税割月別調定額の推移	46
	(3) 資本金段階別法人数の推移	46
3	県民税払込案分率	48

III	固定資産税・都市計画税	49
1	固定資産税	51
	(1) 納税義務者数の推移	52
	(2) 地目別総地積の推移	52
	(3) 地目別総筆数の推移	52
	(4) 地目別決定価格の推移	52
	(5) 地目別課税標準額の推移	54
	(6) 地目別平均価格の推移 (㎡単位当たり価格)	54
	(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移	54
	(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移	54
	(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移	56
	(10) 償却資産に係る決定価格の推移	56
	(11) 償却資産に係る課税標準額の推移	56
2	国有資産等所在市町村交付金に関する調	56
3	都市計画税	58
	(1) 納税義務者数の推移	58
	(2) 課税標準額等の推移	58
IV	軽自動車税	59
	(1) 課税台数の推移	62
	(2) 調定額の推移	62
V	市たばこ税	65
	(1) 年度別調定状況	66
	(2) 年度別月別調定状況	67
VI	特別土地保有税	69
	(1) 納税義務者数の推移	71
	(2) 地積の推移	71
	(3) 調定額の推移	71
	(4) 特別土地保有税の推移	72
VII	入湯税	73
	年度別調定状況	74
VIII	事業所税	75
	調定額等に関する調	78
IX	滞納処分	81
	(1) 滞納処分の停止額税目別明細	82
	(2) 不納欠損額税目別明細	82
	(3) 財産差押状況の推移	82
X	口座振替	85
	口座振替加入率等の推移	86

XI	税外収入（税務関係分）	87
	（1） 税外収入決算状況の推移（税務関係分）	88
	（2） 自動車重量譲与税に関する調	90
	（3） 特別とん譲与税に関する調	90
	（4） 地方揮発油譲与税に関する調	90
	（5） 地方道路譲与税に関する調	90
	（6） 利子割交付金に関する調	90
	（7） 配当割交付金に関する調	90
	（8） 株式等譲渡所得割交付金に関する調	90
	（9） 地方消費税交付金に関する調	91
	（10） 自動車取得税交付金に関する調	91
	（11） 地方特例交付金に関する調	91
	（12） 交通安全対策特別交付金に関する調	91
	（13） 県税徴収交付金に関する調	91
	（14） 税務関係証明書の発行等に関する調	92
XII	徴収経費	93
	徴収経費決算状況の推移	94
XIII	税務機構	97
	（1） 税務機構の変遷	98
	（2） 現在の税務機構及び事務分掌	109
	（3） 税務管理部職員の課・係別人員内訳の推移	110
XIV	参 考	111
	（1） 全国市町村税の税目別収入額推移	112
	（2） 全国と尼崎市の市税収入率比較（決算）	116
	（3） 租税体系	117
	（4） 地方税制の変遷（市町村税関係）	118
	（5） 住民税及び所得税の諸控除一覧	120
	ア 所得控除	120
	イ 税額控除	122
	（6） 市税税率の変遷	124
	（7） 尼崎市の税制	126
	（8） 譲与税・交付金要領	128
	（9） 前納報奨金交付状況の推移	136

I 市 税 及 び 計



I 市税及び一般会計

(1) 人口・世帯数等に関する調

区 分	人 口	世 帯 数	面 積	一世帯当たり 人 口	一平方キロ
					人 口
平成23年度	451,935人	209,409世帯	49.97km ²	2.16人	9,044人
24	450,182人	210,222世帯	49.97km ²	2.14人	9,009人
25	449,236人	211,080世帯	50.27km ²	2.13人	8,936人
26	447,597人	211,786世帯	50.27km ²	2.11人	8,904人
27	446,125人	212,765世帯	50.27km ²	2.10人	8,875人
28	451,915人	211,178世帯	50.72km ²	2.14人	8,910人
29	450,765人	212,950世帯	50.72km ²	2.12人	8,887人
30	450,721人	214,858世帯	50.72km ²	2.10人	8,886人
令和元年度	451,179人	217,387世帯	50.72km ²	2.08人	8,895人
2	451,481人	219,735世帯	50.72km ²	2.05人	8,901人

(注) 人口・世帯数：各年の4月1日現在の推計人口による。

(2) 市税負担額等に関する調

区 分	一 般 会 計 歳 入 総 額 (ア)	市 税 歳 入	一 般 会 計 に 占 め る 割 合 (イ)/(ア)	人 口 一 人 当 たり 市 税 負 担 額	一 世 帯 当 たり 市 税 負 担 額
		総 額 (イ)			
平成22年度	193,003,730千円	78,566,138千円	40.7%	170,123円	376,572円
23	193,367,051千円	78,469,229千円	40.6%	173,629円	374,718円
24	189,300,007千円	77,454,095千円	40.9%	172,051円	368,440円
25	190,688,358千円	76,679,351千円	40.2%	170,688円	363,272円
26	198,189,615千円	77,892,183千円	39.3%	174,023円	367,787円
27	206,535,275千円	77,459,503千円	37.5%	173,627円	364,061円
28	205,175,362千円	77,659,392千円	37.9%	171,845円	367,744円
29	200,813,369千円	78,767,750千円	39.2%	174,742円	369,888円
30	205,885,923千円	79,238,902千円	38.5%	175,805円	368,797円
令和元年度	205,121,933千円	80,591,085千円	39.3%	178,623円	370,726円

メートル当たり 世帯数	税務職員数	税務職員一人当たり		
		人口	世帯数	面積
4,191世帯	110人	4,109人	1,904世帯	0.4543km ²
4,207世帯	110人	4,093人	1,911世帯	0.4543km ²
4,199世帯	108人	4,160人	1,954世帯	0.4655km ²
4,213世帯	111人	4,032人	1,908世帯	0.4529km ²
4,232世帯	117人	3,813人	1,819世帯	0.4297km ²
4,164世帯	115人	3,930人	1,836世帯	0.4410km ²
4,199世帯	118人	3,820人	1,805世帯	0.4298km ²
4,236世帯	121人	3,725人	1,776世帯	0.4192km ²
4,286世帯	125人	3,609人	1,739世帯	0.4058km ²
4,332世帯	124人	3,641人	1,772世帯	0.4090km ²

基準財政 収入額(ウ)	基準財政 需要額(エ)	前年比			
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
58,789,858千円	71,867,530千円	100.2%	100.9%	93.5%	98.5%
59,355,969千円	72,545,249千円	100.2%	99.9%	101.0%	100.9%
59,989,405千円	72,081,117千円	97.9%	98.7%	101.1%	99.4%
58,317,020千円	71,377,177千円	100.7%	99.0%	97.2%	99.0%
57,683,451千円	71,388,093千円	103.9%	101.6%	98.9%	100.0%
60,152,079千円	72,969,597千円	104.2%	99.4%	104.3%	102.2%
60,155,905千円	73,395,909千円	99.3%	100.3%	100.0%	100.6%
62,174,711千円	73,872,070千円	97.9%	101.4%	103.4%	100.6%
62,928,021千円	75,354,939千円	102.5%	100.6%	101.2%	102.0%
64,856,521千円	76,971,245千円	99.6%	101.7%	103.1%	102.1%

(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較

区 分	平成 27 年 度		平成 28 年 度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
歳 入 総 額	206,535,275	100.0%	205,175,362	100.0%
市 税	77,459,503	37.5%	77,659,392	37.8%
地 方 譲 与 税	779,509	0.4%	770,842	0.4%
利 子 割 交 付 金	152,778	0.1%	87,089	0.0%
配 当 割 交 付 金	491,532	0.2%	347,475	0.2%
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	483,549	0.2%	218,128	0.1%
地 方 消 費 税 交 付 金	8,253,758	4.0%	7,414,112	3.6%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	214,038	0.1%	220,282	0.1%
環 境 性 能 割 交 付 金	0	0.0%	0	0.0%
地 方 特 例 交 付 金	322,442	0.2%	311,791	0.2%
地 方 交 付 税	13,308,657	6.4%	13,679,248	6.7%
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	72,602	0.1%	70,041	0.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	1,524,829	0.7%	1,565,513	0.8%
使 用 料 及 び 手 数 料	6,698,736	3.2%	6,798,394	3.3%
国 庫 支 出 金	47,828,551	23.2%	47,039,233	22.9%
県 支 出 金	11,224,091	5.4%	11,532,163	5.6%
財 産 収 入	1,415,026	0.7%	3,334,097	1.6%
寄 付 金	102,972	0.1%	109,432	0.1%
繰 入 金	892,365	0.4%	1,780,418	0.9%
繰 越 金	460,253	0.2%	508,623	0.2%
諸 収 入	7,195,668	3.5%	8,124,035	4.0%
市 債	27,654,416	13.4%	23,605,054	11.5%

歳 出 総 額	206,026,652	100.0%	204,529,210	100.0%
議 会 費	884,926	0.4%	795,328	0.4%
総 務 費	13,076,446	6.3%	17,984,442	8.8%
民 生 費	95,690,669	46.4%	97,925,209	47.9%
衛 生 費	13,731,291	6.7%	14,068,582	6.9%
労 働 費	174,576	0.1%	151,168	0.1%
農 林 水 産 業 費	108,878	0.1%	106,502	0.0%
商 工 費	2,318,226	1.1%	1,625,463	0.8%
土 木 費	19,099,068	9.3%	22,317,103	10.9%
消 防 費	4,540,236	2.2%	4,714,358	2.3%
教 育 費	27,026,332	13.1%	19,074,899	9.3%
災 害 復 旧 費	13,003	0.1%	0	0.0%
公 債 費	27,658,466	13.4%	25,729,069	12.6%
諸 支 出 金	1,704,535	0.8%	37,087	0.0%

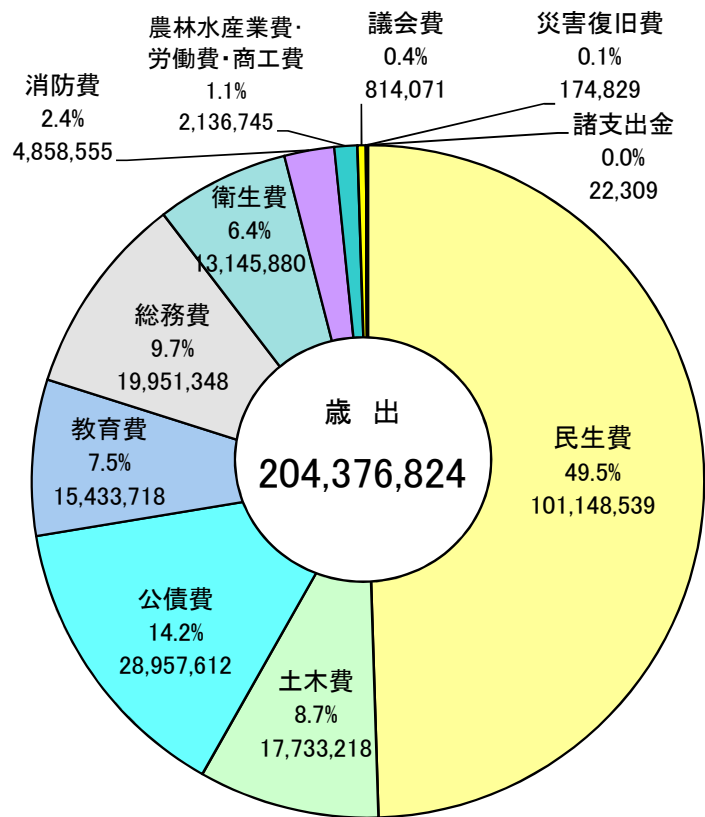
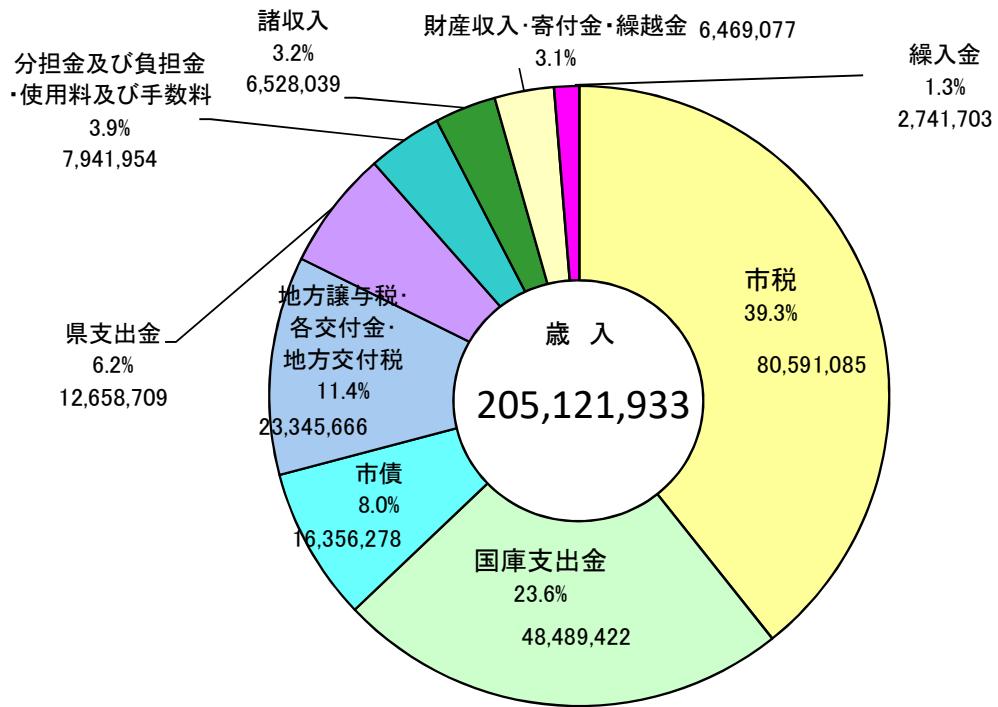
(単位：千円)

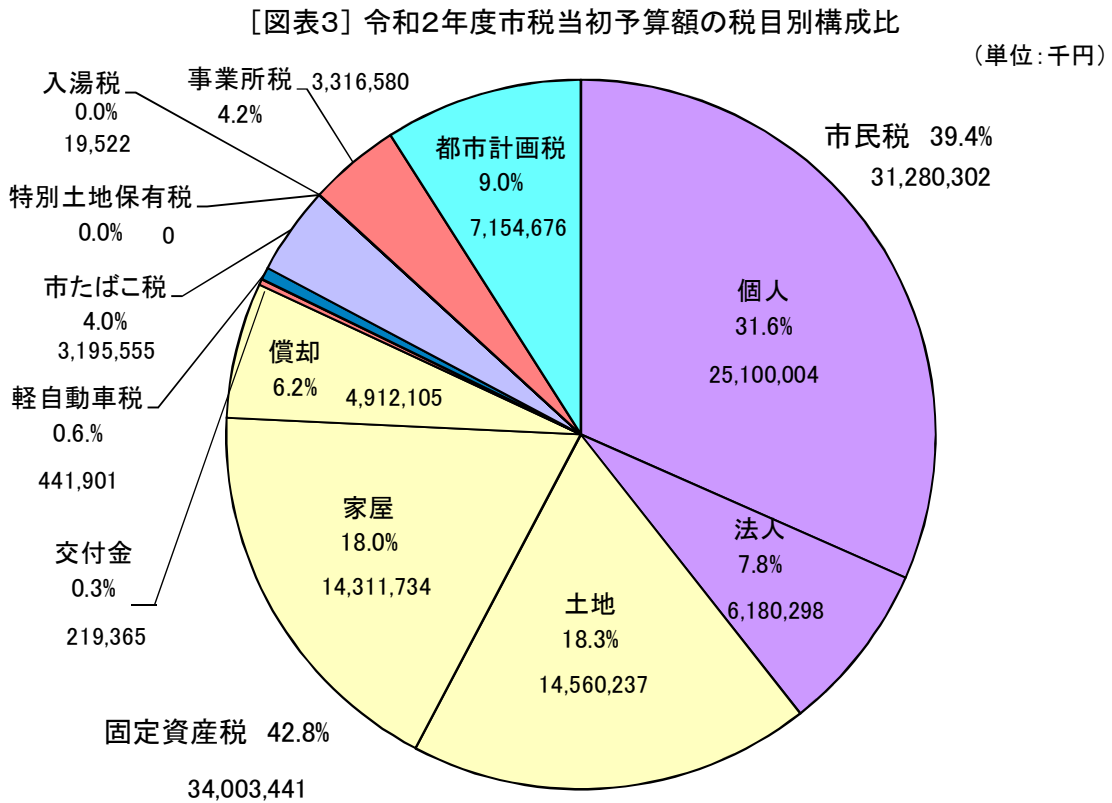
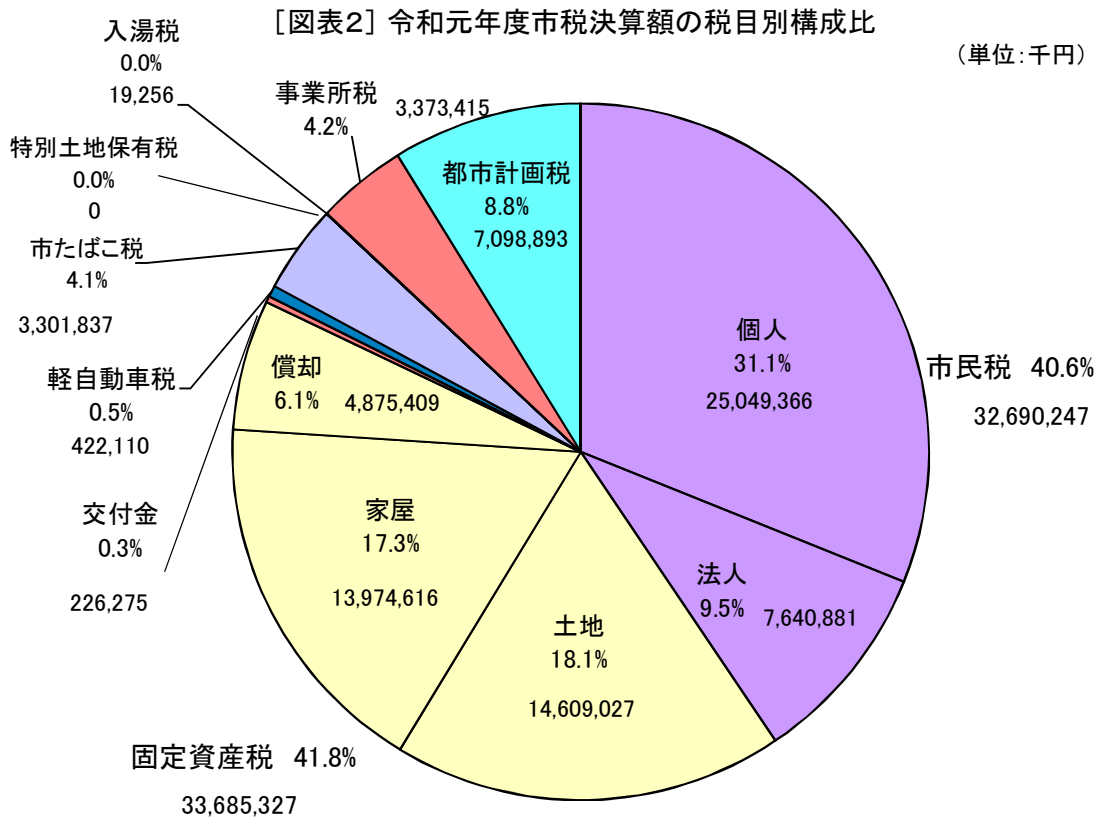
平成 29 年 度		平成 30 年 度		令 和 元 年 度	
決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
200,813,369	100.0%	205,885,923	100.0%	205,121,933	100.0%
78,767,750	39.2%	79,238,902	38.5%	80,591,085	39.3%
768,808	0.4%	775,527	0.4%	785,900	0.4%
131,754	0.1%	132,149	0.1%	68,530	0.0%
474,105	0.2%	395,966	0.2%	444,120	0.2%
478,887	0.2%	313,846	0.1%	238,078	0.1%
7,666,290	3.8%	8,055,974	3.9%	7,757,202	3.8%
280,200	0.1%	341,742	0.2%	160,749	0.1%
0	0.0%	0	0.0%	45,283	0.0%
321,208	0.2%	384,750	0.2%	936,996	0.5%
11,395,874	5.7%	12,190,178	5.9%	12,845,538	6.3%
66,272	0.0%	62,621	0.0%	63,270	0.0%
1,600,952	0.8%	1,509,019	0.7%	1,142,684	0.6%
6,744,570	3.4%	6,889,838	3.3%	6,799,270	3.3%
47,557,139	23.7%	47,098,493	22.9%	48,489,422	23.6%
12,164,330	6.1%	11,527,129	5.6%	12,658,709	6.2%
3,013,320	1.5%	2,645,787	1.3%	5,653,424	2.7%
233,027	0.1%	214,541	0.1%	46,007	0.0%
1,528,252	0.8%	963,655	0.5%	2,741,703	1.3%
646,152	0.3%	404,884	0.2%	769,646	0.4%
6,450,256	3.2%	6,604,856	3.2%	6,528,039	3.2%
20,524,223	10.2%	26,136,066	12.7%	16,356,278	8.0%

200,419,083	100.0%	205,116,277	100.0%	204,376,824	100.0%
782,600	0.4%	828,253	0.4%	814,071	0.4%
15,986,266	8.0%	17,018,106	8.3%	19,951,348	9.7%
100,745,850	50.3%	98,305,625	47.9%	101,148,539	49.5%
13,480,196	6.7%	13,204,833	6.5%	13,145,880	6.4%
152,051	0.1%	164,175	0.1%	157,322	0.1%
122,017	0.0%	116,341	0.1%	146,806	0.1%
1,392,240	0.7%	1,389,347	0.7%	1,832,617	0.9%
18,728,797	9.3%	20,573,811	10.0%	17,733,218	8.7%
4,748,433	2.4%	4,906,269	2.4%	4,858,555	2.4%
18,297,477	9.1%	16,688,898	8.1%	15,433,718	7.5%
0	0.0%	30,264	0.0%	174,829	0.1%
25,955,945	13.0%	31,863,262	15.5%	28,957,612	14.2%
27,211	0.0%	27,093	0.0%	22,309	0.0%

[図表1] 令和元年度 一般会計歳入歳出決算額(構成割合)

(単位:千円)





(4) 令和元年度 市税税目別決算状況 No.1

(単位: 円)

	最終予算額	調定額	決算額	純収入済額	調定外過誤納金	不納欠損額	実質収入未済額	収入率		対 予 算	
	O	A	B = C + D	C	D	E	F = A - C - E	B / A	前年度	B - O	B / O
市 税 合 計	80,190,695,000	83,280,680,037	80,591,084,995	80,577,908,110	13,176,885	195,616,562	2,507,155,365	96.8%	96.2%	400,389,995	100.5%
現年課税分	79,279,514,000	80,446,638,144	79,664,248,757	79,651,710,976	12,537,781	0	794,927,168	99.0%	98.9%	384,734,757	100.5%
現年度分	78,924,636,000	80,010,626,416	79,264,983,321	79,252,445,540	12,537,781	0	758,180,876	99.1%	99.0%	340,347,321	100.4%
過年度分	354,878,000	436,011,728	399,265,436	399,265,436	0	0	36,746,292	91.6%	91.6%	44,387,436	112.5%
滞納繰越分	911,181,000	2,834,041,893	926,836,238	926,197,134	639,104	195,616,562	1,712,228,197	32.7%	33.3%	15,655,238	101.7%
1 市民税	32,553,146,000	34,241,422,832	32,690,247,364	32,681,783,064	8,464,300	110,542,552	1,449,097,216	95.5%	94.7%	137,101,364	100.4%
現年課税分	32,053,823,000	32,623,106,412	32,177,148,906	32,168,898,706	8,250,200	0	454,207,706	98.6%	98.5%	123,325,906	100.4%
現年度分	31,749,783,000	32,302,988,484	31,887,832,070	31,879,581,870	8,250,200	0	423,406,614	98.7%	98.5%	138,049,070	100.4%
過年度分	304,040,000	320,117,928	289,316,836	289,316,836	0	0	30,801,092	90.4%	92.2%	△ 14,723,164	95.2%
滞納繰越分	499,323,000	1,618,316,420	513,098,458	512,884,358	214,100	110,542,552	994,889,510	31.7%	29.5%	13,775,458	102.8%
(1) 個人市民税	24,988,005,000	26,546,816,461	25,049,365,527	25,049,365,527	0	101,242,941	1,396,207,993	94.4%	93.5%	61,360,527	100.2%
現年課税分	24,508,074,000	24,984,330,812	24,548,964,786	24,548,964,786	0	0	435,366,026	98.3%	98.0%	40,890,786	100.2%
均等割	751,472,000	774,146,270	762,390,160	762,390,160	0	0	11,756,110	98.5%	98.3%	10,918,160	101.5%
所得割	23,756,602,000	24,210,184,542	23,786,574,626	23,786,574,626	0	0	423,609,916	98.3%	98.0%	29,972,626	100.1%
現年度分	24,397,629,000	24,829,459,584	24,420,270,630	24,420,270,630	0	0	409,188,954	98.4%	98.1%	22,641,630	100.1%
均等割	749,311,000	772,131,400	760,715,850	760,715,850	0	0	11,415,550	98.5%	98.3%	11,404,850	101.5%
所得割	23,648,318,000	24,057,328,184	23,659,554,780	23,659,554,780	0	0	397,773,404	98.3%	98.1%	11,236,780	100.0%
普徴徴収	4,613,330,000	5,173,713,820	4,808,081,251	4,808,081,251	0	0	365,632,569	92.9%	92.0%	194,751,251	104.2%
給与特徴	18,835,364,000	18,715,478,681	18,671,922,296	18,671,922,296	0	0	43,556,385	99.8%	99.8%	△ 163,441,704	99.1%
年金特徴	948,935,000	940,267,083	940,267,083	940,267,083	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 8,667,917	99.1%
過年度分	110,445,000	154,871,228	128,694,156	128,694,156	0	0	26,177,072	83.1%	83.8%	18,249,156	116.5%
均等割	2,161,000	2,014,870	1,674,310	1,674,310	0	0	340,560	83.1%	83.8%	△ 486,690	77.5%
所得割	108,284,000	152,856,358	127,019,846	127,019,846	0	0	25,836,512	83.1%	83.8%	18,735,846	117.3%
滞納繰越分	479,931,000	1,562,485,649	500,400,741	500,400,741	0	101,242,941	960,841,967	32.0%	29.6%	20,469,741	104.3%
均等割	15,235,000	49,501,100	15,853,190	15,853,190	0	3,207,470	30,440,440	32.0%	29.6%	618,190	104.1%
所得割	464,696,000	1,512,984,549	484,547,551	484,547,551	0	98,035,471	930,401,527	32.0%	29.6%	19,851,551	104.3%
(2) 法人市民税	7,565,141,000	7,694,606,371	7,640,881,837	7,632,417,537	8,464,300	9,299,611	52,889,223	99.3%	99.3%	75,740,837	101.0%
現年課税分	7,545,749,000	7,638,775,600	7,628,184,120	7,619,933,920	8,250,200	0	18,841,680	99.9%	99.9%	82,435,120	101.1%
均等割	1,572,851,000	1,549,132,500	1,547,054,740	1,545,378,660	1,676,080	0	3,753,840	99.9%	99.9%	△ 25,796,260	98.4%
税割	5,972,898,000	6,089,643,100	6,081,129,380	6,074,555,260	6,574,120	0	15,087,840	99.9%	99.9%	108,231,380	101.8%
現年度分	7,352,154,000	7,473,528,900	7,467,561,440	7,459,311,240	8,250,200	0	14,217,660	99.9%	99.9%	115,407,440	101.6%
均等割	1,547,049,000	1,518,302,500	1,517,087,370	1,515,411,290	1,676,080	0	2,891,210	99.9%	99.9%	△ 29,961,630	98.1%
税割	5,805,105,000	5,955,226,400	5,950,474,070	5,943,899,950	6,574,120	0	11,326,450	99.9%	99.9%	145,369,070	102.5%
過年度分	193,595,000	165,246,700	160,622,680	160,622,680	0	0	4,624,020	97.2%	99.2%	△ 32,972,320	83.0%
均等割	25,802,000	30,830,000	29,967,370	29,967,370	0	0	862,630	97.2%	99.2%	4,165,370	116.1%
税割	167,793,000	134,416,700	130,655,310	130,655,310	0	0	3,761,390	97.2%	99.2%	△ 37,137,690	77.9%
滞納繰越分	19,392,000	55,830,771	12,697,717	12,483,617	214,100	9,299,611	34,047,543	22.7%	26.6%	△ 6,694,283	65.5%
均等割	4,266,000	12,719,420	2,892,800	2,844,030	48,770	2,118,640	7,756,750	22.7%	26.6%	△ 1,373,200	67.8%
税割	15,126,000	43,111,351	9,804,917	9,639,587	165,330	7,180,971	26,290,793	22.7%	26.6%	△ 5,321,083	64.8%

(4) 令和元年度 市税税目別決算状況 No.2

(単位: 円)

	最終予算額	調定額	決算額	純収入済額	調定外過誤納金	不納欠損額	実質収入未済額	収入率		対 予 算	
	O	A	B = C + D	C	D	E	F = A - C - E	B / A	前年度	B - O	B / O
2 固定資産税	33,630,896,000	34,565,052,622	33,685,326,871	33,683,172,671	2,154,200	65,500,353	816,379,598	97.5%	96.9%	54,430,871	100.2%
現年課税分	33,312,545,000	33,625,160,800	33,366,051,148	33,364,218,748	1,832,400	0	260,942,052	99.2%	99.2%	53,506,148	100.2%
現年度分	33,279,216,000	33,599,196,300	33,344,864,828	33,343,032,428	1,832,400	0	256,163,872	99.2%	99.2%	65,648,828	100.2%
過年度分	33,329,000	25,964,500	21,186,320	21,186,320	0	0	4,778,180	81.6%	84.9%	△ 12,142,680	63.6%
滞納繰越分	318,351,000	939,891,822	319,275,723	318,953,923	321,800	65,500,353	555,437,546	34.0%	37.8%	924,723	100.3%
(1) 純固定資産税	33,404,621,000	34,338,777,622	33,459,051,871	33,456,897,671	2,154,200	65,500,353	816,379,598	97.4%	96.9%	54,430,871	100.2%
現年課税分	33,086,270,000	33,398,885,800	33,139,776,148	33,137,943,748	1,832,400	0	260,942,052	99.2%	99.2%	53,506,148	100.2%
土地	14,403,222,000	14,577,044,200	14,446,851,138	14,445,953,568	897,570	0	131,090,632	99.1%	99.1%	43,629,138	100.3%
家屋	13,812,759,000	13,947,594,100	13,821,095,530	13,820,237,100	858,430	0	127,357,000	99.1%	99.1%	8,336,530	100.1%
償却	4,870,289,000	4,874,247,500	4,871,829,480	4,871,753,080	76,400	0	2,494,420	100.0%	99.9%	1,540,480	100.0%
現年度分	33,052,941,000	33,372,921,300	33,118,589,828	33,116,757,428	1,832,400	0	256,163,872	99.2%	99.2%	65,648,828	100.2%
土地	14,398,526,000	14,572,798,500	14,444,019,468	14,443,121,898	897,570	0	129,676,602	99.1%	99.1%	45,493,468	100.3%
家屋	13,808,124,000	13,937,587,100	13,814,421,380	13,813,562,950	858,430	0	124,024,150	99.1%	99.1%	6,297,380	100.0%
償却	4,846,291,000	4,862,535,700	4,860,148,980	4,860,072,580	76,400	0	2,463,120	100.0%	99.9%	13,857,980	100.3%
過年度分	33,329,000	25,964,500	21,186,320	21,186,320	0	0	4,778,180	81.6%	84.9%	△ 12,142,680	63.6%
土地	4,696,000	4,245,700	2,831,670	2,831,670	0	0	1,414,030	66.7%	25.4%	△ 1,864,330	60.3%
家屋	4,635,000	10,007,000	6,674,150	6,674,150	0	0	3,332,850	66.7%	25.4%	2,039,150	144.0%
償却	23,998,000	11,711,800	11,680,500	11,680,500	0	0	31,300	99.7%	97.9%	△ 12,317,500	48.7%
滞納繰越分	318,351,000	939,891,822	319,275,723	318,953,923	321,800	65,500,353	555,437,546	34.0%	37.8%	924,723	100.3%
土地	163,199,000	477,971,014	162,175,801	162,026,411	149,390	32,834,213	283,110,390	33.9%	37.9%	△ 1,023,199	99.4%
家屋	151,534,000	452,460,440	153,520,040	153,378,630	141,410	31,081,760	268,000,050	33.9%	37.9%	1,986,040	101.3%
償却	3,618,000	9,460,368	3,579,882	3,548,882	31,000	1,584,380	4,327,106	37.8%	32.0%	△ 38,118	98.9%
(2) 交付金	226,275,000	226,275,000	226,275,000	226,275,000	0	0	0	100.0%	100.0%	0	100.0%
3 軽自動車税	415,305,000	464,924,011	422,109,717	421,902,513	207,204	3,363,647	39,657,851	90.8%	90.6%	6,804,717	101.6%
環境性能割	6,353,000	6,183,700	6,183,700	6,183,700	0	0	0	100.0%	-	△ 169,300	97.3%
種別割	408,952,000	458,740,311	415,926,017	415,718,813	207,204	3,363,647	39,657,851	90.7%	90.6%	6,974,017	101.7%
現年課税分	396,194,000	420,327,900	405,969,760	405,793,600	176,160	0	14,534,300	96.6%	96.3%	9,775,760	102.5%
現年度分	395,934,000	420,023,700	405,695,560	405,519,400	176,160	0	14,504,300	96.6%	96.3%	9,761,560	102.5%
過年度分	260,000	304,200	274,200	274,200	0	0	30,000	90.1%	92.2%	14,200	105.5%
滞納繰越分	12,758,000	38,412,411	9,956,257	9,925,213	31,044	3,363,647	25,123,551	25.9%	29.8%	△ 2,801,743	78.0%
4 市たばこ税	3,201,739,000	3,301,837,218	3,301,837,219	3,301,837,218	1	0	0	100.0%	100.0%	100,098,219	103.1%
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
現年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
6 入湯税	19,262,000	19,256,214	19,256,214	19,256,214	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 5,786	100.0%
現年課税分	19,262,000	19,256,214	19,256,214	19,256,214	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 5,786	100.0%
現年度分	19,262,000	19,256,214	19,256,214	19,256,214	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 5,786	100.0%
過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
7 事業所税	3,275,530,000	3,373,027,100	3,373,414,200	3,371,571,300	1,842,900	347,000	1,108,800	100.0%	99.8%	97,884,200	103.0%
現年課税分	3,272,593,000	3,366,525,400	3,367,259,500	3,365,416,600	1,842,900	0	1,108,800	100.0%	99.9%	94,666,500	102.9%
現年度分	3,256,503,000	3,280,314,200	3,281,048,300	3,279,205,400	1,842,900	0	1,108,800	100.0%	99.9%	24,545,300	100.8%
過年度分	16,090,000	86,211,200	86,211,200	86,211,200	0	0	0	100.0%	94.8%	70,121,200	535.8%
滞納繰越分	2,937,000	6,501,700	6,154,700	6,154,700	0	347,000	0	94.7%	21.4%	3,217,700	209.6%

(4) 令和元年度 市税税目別決算状況 No.3

(単位: 円)

	最終予算額 O	調定額 A	決算額 B = C + D	純収入済額 C	調定外過誤納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F = A - C - E	収入率		対 予 算	
								B / A	前年度	B - O	B / O
8 都市計画税	7,094,817,000	7,315,160,040	7,098,893,410	7,098,385,130	508,280	15,863,010	200,911,900	97.0%	96.4%	4,076,410	100.1%
現年課税分	7,017,005,000	7,084,240,500	7,020,542,310	7,020,106,190	436,120	0	64,134,310	99.1%	99.1%	3,537,310	100.1%
土地	3,945,354,000	3,984,703,700	3,949,085,480	3,948,840,130	245,350	0	35,863,570	99.1%	99.0%	3,731,480	100.1%
家屋	3,071,651,000	3,099,536,800	3,071,456,830	3,071,266,060	190,770	0	28,270,740	99.1%	99.1%	△ 194,170	100.0%
現年度分	7,015,846,000	7,080,826,600	7,018,265,430	7,017,829,310	436,120	0	62,997,290	99.1%	99.1%	2,419,430	100.0%
土地	3,944,645,000	3,983,432,300	3,948,237,520	3,947,992,170	245,350	0	35,440,130	99.1%	99.1%	3,592,520	100.1%
家屋	3,071,201,000	3,097,394,300	3,070,027,910	3,069,837,140	190,770	0	27,557,160	99.1%	99.1%	△ 1,173,090	100.0%
過年度分	1,159,000	3,413,900	2,276,880	2,276,880	0	0	1,137,020	66.7%	25.4%	1,117,880	196.5%
土地	709,000	1,271,400	847,960	847,960	0	0	423,440	66.7%	25.4%	138,960	119.6%
家屋	450,000	2,142,500	1,428,920	1,428,920	0	0	713,580	66.7%	25.4%	978,920	317.5%
滞納繰越分	77,812,000	230,919,540	78,351,100	78,278,940	72,160	15,863,010	136,777,590	33.9%	37.9%	539,100	100.7%
土地	44,315,000	130,363,090	44,232,260	44,191,520	40,740	8,955,290	77,216,280	33.9%	37.9%	△ 82,740	99.8%
家屋	33,497,000	100,556,450	34,118,840	34,087,420	31,420	6,907,720	59,561,310	33.9%	37.9%	621,840	101.9%

(5) 令和元年度市税決算の概要

令和元年度市税決算額は、総額 805億9,108万5千円 と、前年度に比べ 13億5,218万3千円、率にして 1.7% の増となった。

市税の一般会計の歳入における構成比は 39.3% で、前年度に比べ 0.8 ポイント上昇した。

税目別の収入でみると、個人市民税が 250億4,936万6千円（前年度比 3.0% 増）、法人市民税 76億4,088万1千円（同 5.0% 増）、固定資産税 336億8,532万7千円（同 0.4% 増）、軽自動車税 4億2,211万円（同 4.6% 増）、市たばこ税 33億183万7千円（同 0.9% 増）、入湯税 1,925万6千円（同 11.4% 増）、事業所税 33億7,341万5千円（同 1.3% 増）、都市計画税 70億9,889万3千円（同 0.4% 増）となった。

〈個人市民税〉

個人市民税は 250億4,936万6千円 と、前年度に比べ 7億4,054万5千円、率にして 3.0% 増となった。これは主に、納税義務者数等が増加したことによるものである。

市税収入全体に占める割合は 31.1% で前年度より 0.4ポイント 上昇した。

〈法人市民税〉

法人市民税は、76億4,088万1千円 と、前年度に比べ 3億6,568万2千円、率にして 5.0% 増となった。これは、主に、企業収益が増加したことによるものである。

市税収入全体に占める割合は 9.5% で前年度より 0.3ポイント 上昇した。

法人税割調定額は、現年度分においては 59億5,522万6千円 と、前年度に比べ 4億2,872万9千円、率にして 7.8% 増となった。

これは、不動産業において2億5,773万8千円と前年度に比べ1億8,789万5千円、率にして42.2%、電気機械器具において1億1,557万4千円と前年度に比べ8,763万7千円、率にして43.1%減少したものの、化学工業において11億6,570万1千円と前年度に比べ2億8,841万1千円、率にして32.9%、一般機械器具において6億221万4千円、前年度に比べ1億5,413万8千円、率にして34.4%、サービス業において6億8,653万9千円、前年度に比べ1億530万円、率にして18.1%増加したことに加え、全体的に企業収益が増加したことによるものである（15ページに、分類ごとの法人税割調定額の比較表を掲載）。

〈固定資産税〉

固定資産税は全体で 336億8,532万7千円 と、前年度に比べ 1億2,268万5千円、率にして 0.4% 増となった。

土地は 146億902万7千円、前年度に比べ8,006万4千円、率にして 0.5% 減、家屋は 139億7,461万6千円 と、前年度に比べ 2億310万8千円、率にして 1.5% 増となった。これは主に、新增築等による家屋の増によるものである。

償却資産は 48億7,540万9千円 と、前年度に比べ 582万6千円、率にして 0.1% 減となった。

交付金は 2億2,627万5千円 と、前年度に比べ 546万7千円、率にして 2.5% 増となった。

市税収入全体に占める割合は 41.8% で前年度より 0.6ポイント 低下した。

〈軽自動車税〉

軽自動車税は 4億2,211万円 と、前年度に比べ 1,870万1千円、率にして 4.6% 増 となった。これは主に、軽四乗用自家用車の新規登録台数が増加及び、環境性能割の新設によるものである。

種別割は4億1,592万6千円と、前年度に比べ1,251万7千円、率にして3.1%増となった。

環境性能割は618万4千円と皆増となった。

市税収入全体に占める割合は 0.5% と前年度と同じであった。

〈市たばこ税〉

市たばこ税は 33億183万7千円 と、前年度に比べ 2,889万3千円、率にして 0.9% 増 となった。これは税制改正により旧3級品以外の増税後税率が通年ベースになったためである。

市税収入全体に占める割合は 4.1% と前年度と同じであった。

〈特別土地保有税〉

特別土地保有税は、平成18年度の徴収猶予の取り消しによる課税の後、新たな課税は発生していない。

〈入湯税〉

入湯税は 1,925万6千円 と、前年度に比べ 197万1千円、率にして 11.4% 増 となった。

〈事業所税〉

事業所税は 33億7,341万5千円 と、前年度に比べ 4,356万2千円、率にして 1.3% 増 となった。これは主に、新規課税や調査による過年度調定額の増加によるものである。

市税収入全体に占める割合は 4.2% と前年度と同じであった。

〈都市計画税〉

都市計画税は 70億9,889万3千円 と、前年度に比べ 3,014万4千円、率にして 0.4% 増 となった。

土地は 39億9,331万8千円 と、前年度に比べ 1,844万円、率にして 0.5% 減 となった。

家屋は 31億557万5千円 と、前年度に比べ 4,858万4千円、率にして 1.6% 増 となった。

市税収入全体に占める割合は 8.8% で前年度より 0.1ポイント 低下 した。

〈市税収入率〉

令和元年度の市税収入率は 96.8% と、前年度に比べ 0.6ポイント 上昇 した。

内訳として、現年課税分は 99.0% と、前年度に比べ 0.1ポイント 上昇、滞納繰越分は 32.7% と、前年度に比べ 0.6ポイント 低下 した。

主な税目別では、個人市民税で 0.9ポイント 上昇、法人市民税は前年度と同値、純固定資産税で0.5ポイント 上昇、都市計画税で 0.6ポイント 上昇 した。

〈実質収入未済額〉

実質収入未済額は市税合計で 25億715万5千円 となり、前年度に比べ 3億4,158万5千円 、率にして 12.0% 減となった。

内訳でみると、現年課税分が 7億9,492万7千円 と、前年度に比べ 5,449万5千円 、率にして 6.4% 減
滞納繰越分が 17億1,222万8千円 と、前年度に比べ 2億8,709万円 、率にして 14.4% 減となった。

税目別でみると、個人市民税は 13億9,620万7千円 と、前年度に比べ 1億7,496万8千円 、率にして 11.1% 減となり、全体の 55.7% を占めている。

法人市民税は 5,289万円 と、前年度に比べ 301万9千円 、率にして 5.4% 減 となり、全体の 2.1% を占めている。

固定資産税は 8億1,638万円 と、前年度に比べ 1億2,747万7千円、率にして 13.5% 減 となり、全体の 32.6% を占めている。

軽自動車税は 3,965万7千円 と、前年度に比べ 49万9千円 、率にして 1.3% 増 となり、全体の 1.6% を占めている。

事業所税は 110万9千円 と、前年度に比べ 539万3千円、率にして 82.9% 減 となり、全体の 0.0% を占めている。

都市計画税は 2億91万2千円 と、前年度に比べ 3,122万7千円、率にして 13.5% 減 となり、全体の 8.0% を占めている。

〈市税収入確保に向けた取組総括〉

平成20年8月に設置した「納税催告センター」を発展解消し、平成23年4月から「納税推進センター」を開設して、引き続き現年課税分の市・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について、督促状発送後になお納付のない滞納者を対象に電話・文書による納税勧奨を効果的に実施した。

平成23年度から特別処理担当（滞納額50万円以上の滞納整理を所管）に課長を配置するとともに平成25年度からは個人住民税整理担当（職員3名）を新設、平成26年度には特別処理担当に職員3名を増員、平成27年度には納税課及び特別処理担当に職員を4名増員し、徴収体制の強化を図ってきた。さらに、平成30年度には納税課に職員4名を増員（特別処理担当は1名減員）し、納税第1担当に現年課税分滞納額50万円未満の差押等案件を追加、また、個人住民税整理担当案件を滞納額20万円以上50万円未満から、滞納繰越額・現年課税分滞納額10万円以上50万円未満に拡充し、現年課税分についても滞納整理の強化を図るとともに、徴収対策専門員の指導・助言なども得る中で、財産調査を充実させ、債権差押などの滞納処分による効果的・効率的な滞納整理を推進した。令和元年度から、更なる収入率の向上及び収入未済額の縮減を図るため、納税課の徴収体制を、これまでの「機能分担制」から「地区担当制」に変更し、滞納整理部門の進捗管理の徹底等を図るため、納税課内に徴収管理担当係長（総括係長）を設置するとともに、効果的かつ効果的な滞納整理を行うため、滞納額のランク分類による取組優先順位の設定を実施した。

また、平成20年4月から実施したコンビニ収納については、利用件数が伸びており、収入率の向上に効果があった。平成24年度からは、口座振替推進事業として、「ページー口座振替受付サービス」を市役所や各サービスセンターで実施し、さらに、平成30年10月からインターネットで口座振替の申し込みができる「Web口座振替受付サービス」を運用開始しており、今後利用率向上に向け、納税者への積極的な広報を実施していく。

〈令和2年度市税収入確保に向けた取組〉

令和2年度予算額である 793億8,990万円 以上を確保するとともに、収入未済額の一層の縮減を目指し次の取組を実施する。

- (1) 納税推進センターにおいて、嘱託員6人で現年課税分の未納者への電話・文書による納税勧奨を効果的に実施し、滞納額の圧縮に努める。
- (2) 納税管理担当、システム担当、収入整理担当、徴収管理担当、納税第1担当、納税第2担当、納税第3担当、個人住民税整理担当及び特別処理担当との相互補完及び連携を密にし、滞納事案の縮減に取り組む。
- (3) 滞納者に対して早期納付を促し、納付されない場合は給与の差押えを行うなど債権（給与・預貯金・その他債権）の差押強化に向けた取組を推進する。また、徴収が見込めない案件を執行停止処分等で縮減し、効率的な滞納整理を行う。
- (4) 令和元年度に変更した徴収体制の効果検証を行うとともに、更なる進捗管理の徹底、詳細なスケジュールに基づく効率的な滞納整理の実施、滞納整理研修の充実による職員の滞納整理スキルの向上等に取り組む。
- (5) これまでの口座振替やコンビニ収納などに加え、令和3年1月の税務系新システムの稼働に合わせ、①クレジット納付（Pay-easy納付を含む）②LINE Payを導入し、納税者の更なる利便性向上を図る。

〈参考：令和元年度日本経済の動向等〉

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。令和元年10月に実施した消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策を実施している。

この結果、令和元年度の実質国内総生産成長率は0.9%程度、名目国内総生産成長率は1.8%程度と見込まれる。また、消費者物価は0.6%程度の上昇と見込まれる。

令和2年度については、総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、政策効果もあいまって、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

7月の月例経済報告の中で、「先行きについては、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。」との基調判断が示されている。

産業分類別法人税割調定額比較（現年度分）

（単位：千円、％）

区 分	平成30年度		令和元年度				増 減	
	調定額①	構成比	調定額②	構成比	全法人数	うち税割法人数	② - ①	② / ①
建設業	407,399	7.4	485,201	8.1	1,975	1,032	77,802	19.1
製造業	2,436,885	44.1	2,865,864	48.2	1,520	756	428,979	17.6
食品	80,928	1.5	69,027	1.2	123	48	△ 11,901	△ 14.7
繊維工業	3,530	0.1	3,785	0.1	54	21	255	7.2
木材・木製品	2,343	0.0	4,338	0.1	40	19	1,995	85.1
パルプ・紙・紙加工品	159,924	2.9	175,237	2.9	32	19	15,313	9.6
印刷・同関連業	4,580	0.1	3,080	0.1	56	13	△ 1,500	△ 32.8
化学工業	877,290	15.8	1,165,701	19.6	127	88	288,411	32.9
石油・石炭製品	7,637	0.1	8,900	0.1	4	3	1,263	16.5
ゴム・皮革製品	16,736	0.3	16,355	0.3	45	24	△ 381	△ 2.3
窯業・土石製品	80,138	1.5	170,421	2.9	44	30	90,283	112.7
鉄鋼業	163,155	3.0	131,056	2.2	61	31	△ 32,099	△ 19.7
非鉄金属	48,237	0.9	62,173	1.0	35	18	13,936	28.9
金属製品	166,093	3.0	264,912	4.4	312	147	98,819	59.5
一般機械器具	448,076	8.0	602,214	10.1	289	141	154,138	34.4
電気機械器具	203,211	3.7	115,574	1.9	132	74	△ 87,637	△ 43.1
輸送用機械器具	64,921	1.2	18,071	0.3	40	19	△ 46,850	△ 72.2
精密機械器具	72,501	1.3	32,881	0.6	50	29	△ 39,620	△ 54.6
その他の製造	37,585	0.7	22,139	0.4	76	32	△ 15,446	△ 41.1
その他の業種	2,682,213	48.5	2,604,161	43.7	7,528	3,417	△ 78,052	△ 2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	6,561	0.1	6,348	0.1	16	6	△ 213	△ 3.2
情報通信・運輸業	391,736	7.1	367,706	6.2	450	263	△ 24,030	△ 6.1
卸売・小売業	928,604	16.8	987,754	16.6	2,495	1,103	59,150	6.4
金融・保険業	328,440	5.9	298,076	5.0	158	87	△ 30,364	△ 9.2
不動産業	445,633	8.1	257,738	4.3	1,421	685	△ 187,895	△ 42.2
サービス業	581,239	10.5	686,539	11.5	2,988	1,273	105,300	18.1
合計	5,526,497	100.0	5,955,226	100.0	11,023	5,205	428,729	7.8

(6) 当初及び最終予算額累年比較

区 分	平成 27 年 度			平成 28 年 度			平 成 29 年 度
	当 初	補 正	最 終	当 初	補 正	最 終	
市 税	76,816,471	174,000	76,990,471	76,790,106	744,000	77,534,106	77,829,605
現年課税分	75,530,628	174,000	75,704,628	75,588,646	744,000	76,332,646	76,803,075
滞納繰越分	1,285,843	0	1,285,843	1,201,460	0	1,201,460	1,026,530
市 民 税	29,899,616	2,000	29,901,616	29,606,612	486,000	30,092,612	30,112,201
個 人	23,035,518	146,000	23,181,518	23,100,680	386,000	23,486,680	23,610,570
現年課税分	22,457,127	146,000	22,603,127	22,559,809	386,000	22,945,809	23,089,025
滞納繰越分	578,391	0	578,391	540,871	0	540,871	521,545
法 人	6,864,098	△ 144,000	6,720,098	6,505,932	100,000	6,605,932	6,501,631
現年課税分	6,845,743	△ 144,000	6,701,743	6,474,226	100,000	6,574,226	6,483,159
滞納繰越分	18,355	0	18,355	31,706	0	31,706	18,472
固 定 資 産 税	33,034,942	0	33,034,942	33,186,011	134,000	33,320,011	33,589,031
純固定資産税	32,777,504	0	32,777,504	32,922,884	134,000	33,056,884	33,367,651
現年課税分	32,238,440	0	32,238,440	32,425,323	134,000	32,559,323	32,995,019
土地・家屋	27,318,684	0	27,318,684	27,634,077	94,000	27,728,077	28,129,208
償却資産	4,910,624	0	4,910,624	4,775,376	40,000	4,815,376	4,838,070
過年度	9,132	0	9,132	15,870	0	15,870	27,741
滞納繰越分	539,064	0	539,064	497,561	0	497,561	372,632
交 付 金	257,438	0	257,438	263,127	0	263,127	221,380
軽自動車税	285,090	0	285,090	373,018	0	373,018	373,906
環境性能割	0	0	0	0	0	0	0
種別割	285,090	0	285,090	373,018	0	373,018	373,906
現年課税分	276,866	0	276,866	364,148	0	364,148	363,606
滞納繰越分	8,224	0	8,224	8,870	0	8,870	10,300
市たばこ税	3,529,652	57,000	3,586,652	3,498,336	44,000	3,542,336	3,473,232
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	19,850	0	19,850	19,291	0	19,291	18,616
現年課税分	19,849	0	19,849	19,290	0	19,290	18,615
滞納繰越分	1	0	1	1	0	1	1
事 業 所 税	3,126,951	115,000	3,241,951	3,145,461	40,000	3,185,461	3,206,147
現年課税分	3,117,956	115,000	3,232,956	3,144,324	40,000	3,184,324	3,193,250
滞納繰越分	8,995	0	8,995	1,137	0	1,137	12,897
都 市 計 画 税	6,920,370	0	6,920,370	6,961,377	40,000	7,001,377	7,056,472
現年課税分	6,787,557	0	6,787,557	6,840,063	40,000	6,880,063	6,965,789
滞納繰越分	132,813	0	132,813	121,314	0	121,314	90,683

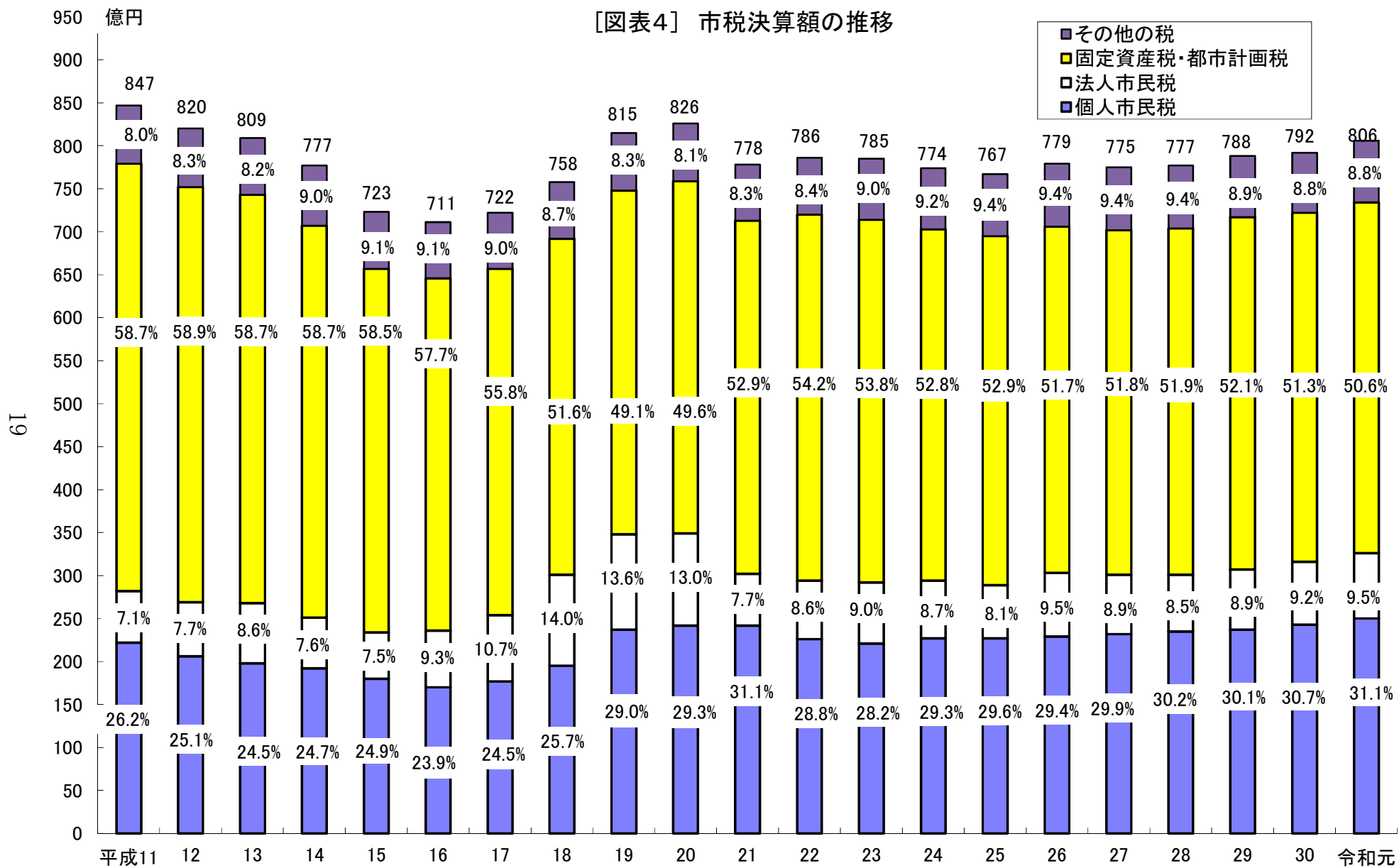
(単位：千円)

成 29 年 度		平 成 30 年 度			令 和 元 年 度			令 和 2 年 度
補 正	最 終	当 初	補 正	最 終	当 初	補 正	最 終	当 初
452,000	78,281,605	78,492,031	777,000	79,269,031	79,803,695	387,000	80,190,695	79,411,977
452,000	77,255,075	77,503,985	777,000	78,280,985	78,892,514	387,000	79,279,514	78,599,331
0	1,026,530	988,046	0	988,046	911,181	0	911,181	812,646
304,000	30,416,201	30,995,245	853,000	31,848,245	32,166,146	387,000	32,553,146	31,280,302
121,000	23,731,570	24,026,552	235,000	24,261,552	24,601,005	387,000	24,988,005	25,100,004
121,000	23,210,025	23,517,156	235,000	23,752,156	24,121,074	387,000	24,508,074	24,647,536
0	521,545	509,396	0	509,396	479,931	0	479,931	452,468
183,000	6,684,631	6,968,693	618,000	7,586,693	7,565,141	0	7,565,141	6,180,298
183,000	6,666,159	6,952,556	618,000	7,570,556	7,545,749	0	7,545,749	6,168,852
0	18,472	16,137	0	16,137	19,392	0	19,392	11,446
162,000	33,751,031	33,449,590	△ 30,000	33,419,590	33,630,896	0	33,630,896	34,003,441
162,000	33,529,651	33,228,782	△ 30,000	33,198,782	33,404,621	0	33,404,621	33,784,076
162,000	33,157,019	32,868,736	△ 30,000	32,838,736	33,086,270	0	33,086,270	33,512,356
116,000	28,245,208	27,943,914	0	27,943,914	28,206,650	0	28,206,650	28,597,806
46,000	4,884,070	4,894,697	△ 30,000	4,864,697	4,846,291	0	4,846,291	4,902,979
0	27,741	30,125	0	30,125	33,329	0	33,329	11,571
0	372,632	360,046	0	360,046	318,351	0	318,351	271,720
0	221,380	220,808	0	220,808	226,275	0	226,275	219,365
0	373,906	398,268	0	398,268	415,305	0	415,305	441,901
0	0	0	0	0	6,353	0	6,353	22,075
0	373,906	398,268	0	398,268	408,952	0	408,952	419,826
0	363,606	389,220	0	389,220	396,194	0	396,194	410,288
0	10,300	9,048	0	9,048	12,758	0	12,758	9,538
△ 132,000	3,341,232	3,294,513	△ 46,000	3,248,513	3,201,739	0	3,201,739	3,195,555
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	18,616	17,361	0	17,361	19,262	0	19,262	19,522
0	18,615	17,361	0	17,361	19,262	0	19,262	19,522
0	1	0	0	0	0	0	0	0
80,000	3,286,147	3,293,121	0	3,293,121	3,275,530	0	3,275,530	3,316,580
80,000	3,273,250	3,287,623	0	3,287,623	3,272,593	0	3,272,593	3,315,755
0	12,897	5,498	0	5,498	2,937	0	2,937	825
38,000	7,094,472	7,043,933	0	7,043,933	7,094,817	0	7,094,817	7,154,676
38,000	7,003,789	6,956,012	0	6,956,012	7,017,005	0	7,017,005	7,088,027
0	90,683	87,921	0	87,921	77,812	0	77,812	66,649

(7) 市税予算額・決算額の推移

(単位：千円)

区分 年度	当初予算額		最終予算額		決算額		最終予算額と決算額比較	
	収入額	前年比	収入額①	前年比	収入額②	前年比	② - ①	② / ①
平成2	79,912,544	108.6%	80,376,871	104.4%	80,165,211	103.7%	△ 211,660	99.7%
3	81,875,959	102.5%	83,682,690	104.1%	83,572,779	104.3%	△ 109,911	99.9%
4	87,140,289	106.4%	86,089,289	102.9%	86,332,062	103.3%	242,773	100.3%
5	89,647,553	102.9%	87,697,553	101.9%	87,284,303	101.1%	△ 413,250	99.5%
6	88,413,080	98.6%	83,382,789	95.1%	82,344,047	94.3%	△ 1,038,742	98.8%
7	80,309,310	90.8%	80,013,245	96.0%	80,835,066	98.2%	821,821	101.0%
8	83,671,091	104.2%	86,840,587	108.5%	87,142,856	107.8%	302,269	100.3%
9	90,707,567	108.4%	90,983,448	104.8%	90,523,622	103.9%	△ 459,826	99.5%
10	91,179,899	100.5%	87,220,499	95.9%	86,915,745	96.0%	△ 304,754	99.7%
11	87,297,092	95.7%	84,665,092	97.1%	84,721,932	97.5%	56,840	100.1%
12	82,014,916	93.9%	82,014,916	96.9%	82,033,738	96.8%	18,822	100.0%
13	81,466,614	99.3%	81,466,614	99.3%	80,930,947	98.7%	△ 535,667	99.3%
14	75,799,783	93.0%	77,272,783	94.9%	77,680,707	96.0%	407,924	100.5%
15	71,986,162	95.0%	71,986,162	93.2%	72,298,758	93.1%	312,596	100.4%
16	69,802,555	97.0%	70,918,764	98.5%	71,112,899	98.4%	194,135	100.3%
17	70,084,696	100.4%	71,885,400	101.4%	72,234,403	101.6%	349,003	100.5%
18	73,056,776	104.2%	75,514,507	105.0%	75,770,073	104.9%	255,566	100.3%
19	80,761,324	110.5%	81,368,951	107.8%	81,512,835	107.6%	143,884	100.2%
20	82,762,455	102.5%	82,798,455	101.8%	82,597,270	101.3%	△ 201,185	99.8%
21	79,926,642	96.6%	77,713,642	93.9%	77,845,020	94.2%	131,378	100.2%
22	78,235,298	97.9%	78,090,298	100.5%	78,566,138	100.9%	475,840	100.6%
23	78,298,399	100.1%	78,298,399	100.3%	78,469,229	99.9%	170,830	100.2%
24	76,795,621	98.1%	77,232,621	98.6%	77,454,095	98.7%	221,474	100.3%
25	76,074,220	99.1%	76,674,220	99.3%	76,679,351	99.0%	5,131	100.0%
26	77,085,796	101.3%	77,492,796	101.1%	77,892,183	101.6%	399,387	100.5%
27	76,816,471	99.7%	76,990,471	99.4%	77,459,503	99.4%	469,032	100.6%
28	76,790,106	100.0%	77,534,106	100.7%	77,659,392	100.3%	125,286	100.2%
29	77,829,605	101.4%	78,281,605	101.0%	78,767,750	101.4%	486,145	100.6%
30	78,492,031	100.9%	79,269,031	101.3%	79,238,902	100.6%	△ 30,129	100.0%
令和元	79,803,695	101.7%	80,190,695	101.2%	80,591,085	101.7%	400,390	100.5%



(8) 市税決算状況の推移

区 分	平成 27 年 度			平成 28 年 度			平成 調 定 額
	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	
市 税 総 計	82,225,713	77,459,503	94.2%	81,925,418	77,659,392	94.8%	82,444,911
現年課税分	77,194,598	76,119,766	98.6%	77,489,571	76,490,061	98.7%	78,572,506
(現年度)	76,704,649	75,679,424	98.7%	77,061,039	76,116,193	98.8%	78,191,747
(過年度)	489,949	440,342	89.9%	428,532	373,868	87.2%	380,759
滞納繰越分	5,031,115	1,339,737	26.6%	4,435,847	1,169,331	26.4%	3,872,405
市 民 税	32,472,121	30,084,186	92.6%	32,262,856	30,131,507	93.4%	32,655,024
個 人	25,501,443	23,214,430	91.0%	25,581,950	23,538,876	92.0%	25,603,373
現年課税分	23,168,053	22,613,533	97.6%	23,491,075	22,962,312	97.7%	23,715,354
(現年度)	23,041,304	22,513,293	97.7%	23,363,861	22,875,204	97.9%	23,578,843
均等割	723,841	708,741	97.9%	732,446	717,984	98.0%	745,500
所得割	22,317,463	21,804,552	97.7%	22,631,415	22,157,220	97.9%	22,833,343
(過年度)	126,749	100,240	79.1%	127,214	87,108	68.5%	136,511
滞納繰越分	2,333,390	600,897	25.8%	2,090,875	576,564	27.6%	1,888,019
法 人	6,970,678	6,869,756	98.6%	6,680,906	6,592,631	98.7%	7,051,651
現年課税分	6,865,477	6,842,414	99.7%	6,582,480	6,569,768	99.8%	6,979,570
(現年度)	6,621,109	6,610,363	99.8%	6,395,982	6,387,237	99.9%	6,792,495
均等割	1,465,881	1,463,501	99.8%	1,538,605	1,536,502	99.9%	1,541,929
税 割	5,155,228	5,146,862	99.8%	4,857,377	4,850,735	99.9%	5,250,566
(過年度)	244,368	232,051	95.0%	186,498	182,531	97.9%	187,075
滞納繰越分	105,201	27,342	26.0%	98,426	22,863	23.2%	72,081
固 定 資 産 税	35,028,126	33,185,827	94.7%	34,969,971	33,324,930	95.3%	35,195,336
純固定資産税	34,770,688	32,928,389	94.7%	34,706,844	33,061,803	95.3%	34,973,956
現年課税分	32,755,922	32,365,854	98.8%	32,967,782	32,613,192	98.9%	33,503,468
(現年度)	32,693,973	32,313,365	98.8%	32,910,607	32,564,895	98.9%	33,465,983
土 地	14,465,127	14,269,342	98.6%	14,492,411	14,316,875	98.8%	14,548,099
家 屋	13,336,172	13,155,667	98.6%	13,597,413	13,432,717	98.8%	14,026,441
償却資産	4,892,674	4,888,356	99.9%	4,820,783	4,815,303	99.9%	4,891,443
(過年度)	61,949	52,489	84.7%	57,175	48,297	84.5%	37,485
滞納繰越分	2,014,766	562,535	27.9%	1,739,062	448,611	25.8%	1,470,488
交 付 金	257,438	257,438	100.0%	263,127	263,127	100.0%	221,380
軽 自 動 車 税	335,569	295,257	88.0%	413,859	372,629	90.0%	429,802
環境性能割	0	0	-	0	0	-	0
種 別 割	335,569	295,257	88.0%	413,859	372,629	90.0%	429,802
現年課税分	297,261	286,065	96.2%	378,775	363,092	95.9%	393,872
(現年度)	297,019	285,832	96.2%	378,482	362,825	95.9%	393,573
(過年度)	242	233	96.3%	293	267	91.1%	299
滞納繰越分	38,308	9,192	24.0%	35,084	9,537	27.2%	35,930
市 た ば こ 税	3,613,504	3,613,504	100.0%	3,520,558	3,520,558	100.0%	3,330,999
特 別 土 地 保 有 税	0	0	-	0	0	-	0
現年課税分	0	0	-	0	0	-	0
(現年度)	0	0	-	0	0	-	0
(過年度)	0	0	-	0	0	-	0
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-	0
入 湯 税	59,166	19,391	32.8%	58,463	18,688	32.0%	57,869
現年課税分	19,391	19,391	100.0%	18,688	18,688	100.0%	18,094
(現年度)	19,391	19,391	100.0%	18,688	18,688	100.0%	18,094
(過年度)	0	0	-	0	0	-	0
滞納繰越分	39,775	0	0.0%	39,775	0	0.0%	39,775
事 業 所 税	3,318,795	3,315,241	99.9%	3,296,661	3,291,312	99.8%	3,326,592
現年課税分	3,313,853	3,313,722	100.0%	3,291,029	3,289,411	100.0%	3,321,243
(現年度)	3,261,074	3,259,793	100.0%	3,236,935	3,235,317	100.0%	3,305,153
(過年度)	52,779	53,929	102.2%	54,094	54,094	100.0%	16,090
滞納繰越分	4,942	1,519	30.7%	5,632	1,901	33.8%	5,349
都 市 計 画 税	7,398,432	6,946,097	93.9%	7,403,050	6,999,768	94.6%	7,449,289
現年課税分	6,903,699	6,807,845	98.6%	6,976,057	6,889,913	98.8%	7,088,526
(現年度)	6,899,837	6,806,445	98.6%	6,972,799	6,888,342	98.8%	7,085,227
(過年度)	3,862	1,400	36.3%	3,258	1,571	48.2%	3,299
滞納繰越分	494,733	138,252	27.9%	426,993	109,855	25.7%	360,763

(単位：千円)

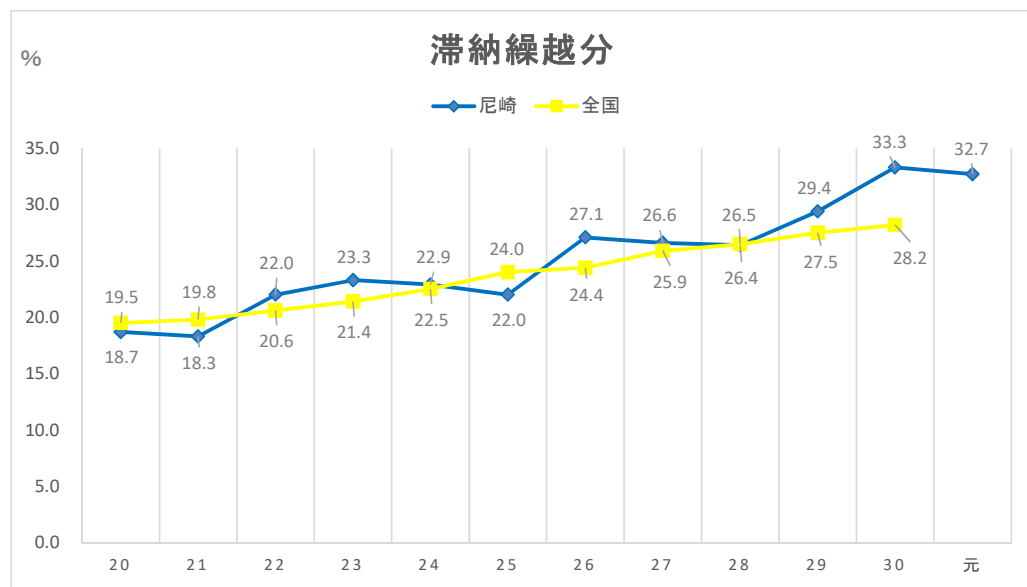
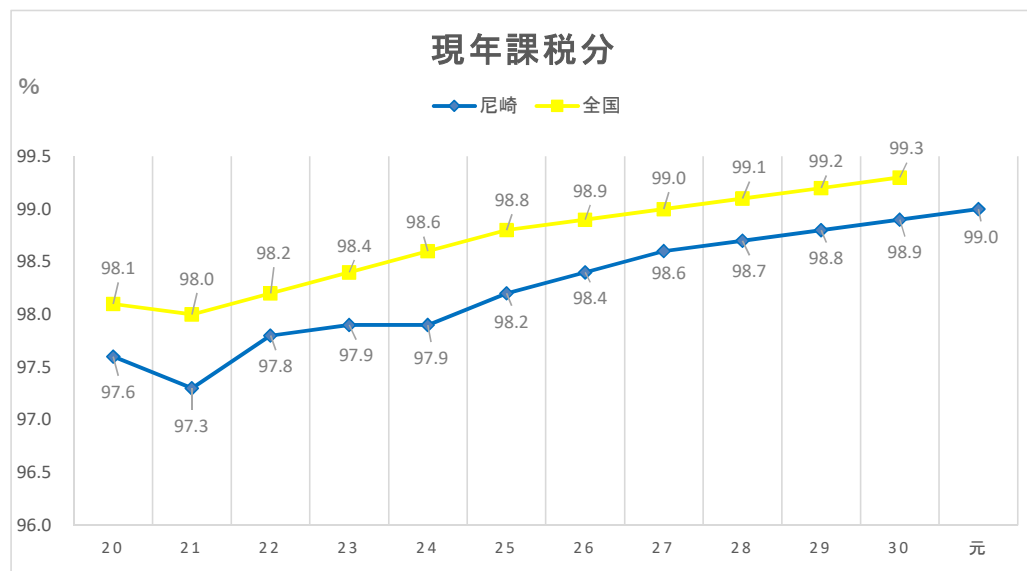
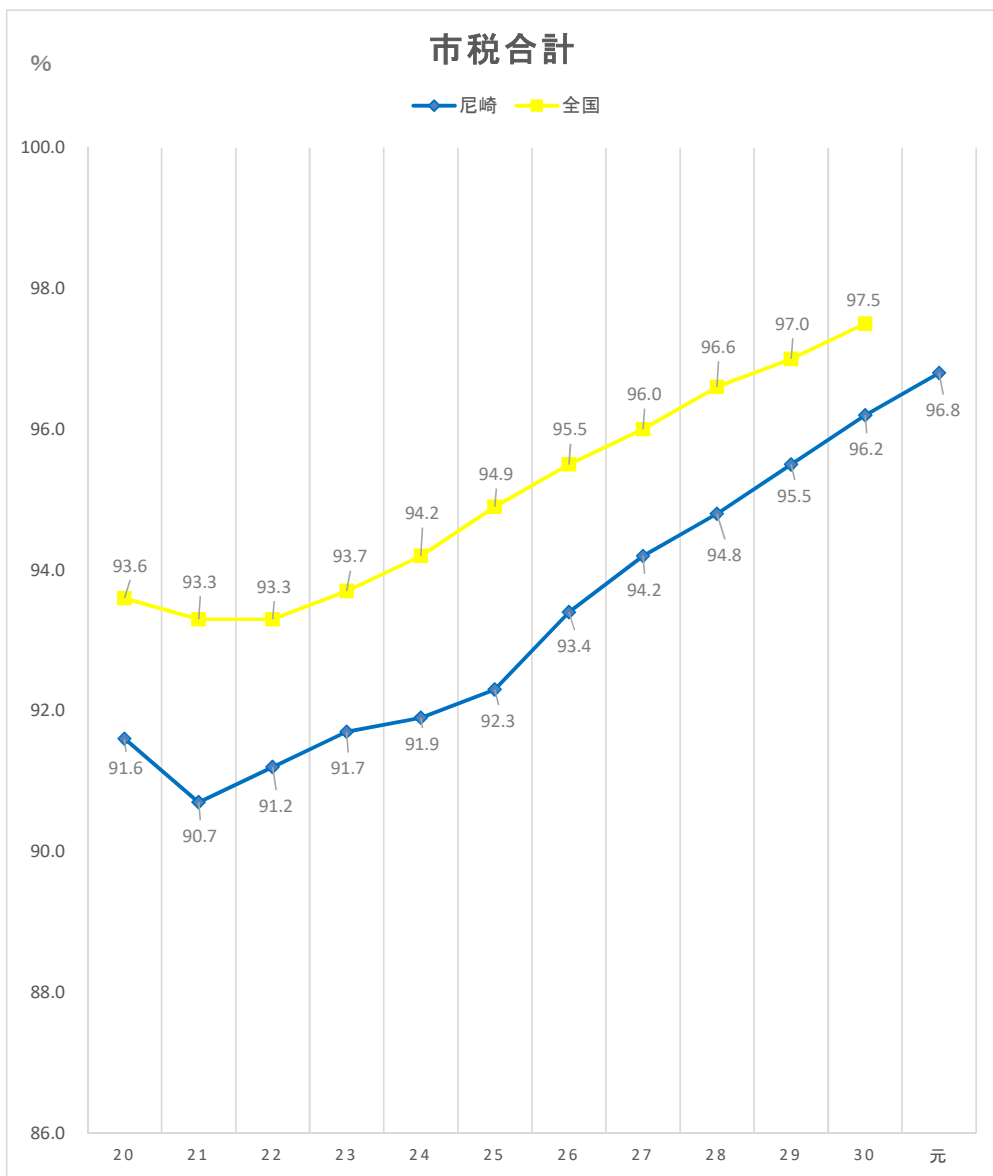
29 年 度		平成 30 年 度			令和 元 年 度		
収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
78,767,750	95.5%	82,361,914	79,238,902	96.2%	83,280,680	80,591,085	96.8%
77,629,039	98.8%	78,935,986	78,096,530	98.9%	80,446,638	79,664,249	99.0%
77,282,670	98.8%	78,467,960	77,667,944	99.0%	80,010,626	79,264,984	99.1%
346,369	91.0%	468,026	428,586	91.6%	436,012	399,265	91.6%
1,138,711	29.4%	3,425,928	1,142,372	33.3%	2,834,042	926,836	32.7%
30,724,237	94.1%	33,339,167	31,584,020	94.7%	34,241,423	32,690,247	95.5%
23,739,519	92.7%	26,009,913	24,308,821	93.5%	26,546,816	25,049,366	94.4%
23,211,348	97.9%	24,270,697	23,793,866	98.0%	24,984,330	24,548,965	98.3%
23,099,699	98.0%	24,099,817	23,650,676	98.1%	24,829,459	24,420,271	98.4%
731,845	98.2%	757,779	745,162	98.3%	772,131	760,716	98.5%
22,367,854	98.0%	23,342,038	22,905,514	98.1%	24,057,328	23,659,555	98.3%
111,649	81.8%	170,880	143,190	83.8%	154,871	128,694	83.1%
528,171	28.0%	1,739,216	514,955	29.6%	1,562,486	500,401	32.0%
6,984,718	99.1%	7,329,254	7,275,199	99.3%	7,694,607	7,640,881	99.3%
6,964,482	99.8%	7,265,115	7,258,156	99.9%	7,638,776	7,628,184	99.9%
6,780,388	99.8%	7,058,699	7,053,411	99.9%	7,473,529	7,467,562	99.9%
1,539,182	99.8%	1,532,202	1,531,049	99.9%	1,518,303	1,517,088	99.9%
5,241,206	99.8%	5,526,497	5,522,362	99.9%	5,955,226	5,950,474	99.9%
184,094	98.4%	206,416	204,745	99.2%	165,247	160,622	97.2%
20,236	28.1%	64,139	17,043	26.6%	55,831	12,697	22.7%
33,864,293	96.2%	34,621,906	33,562,642	96.9%	34,565,053	33,685,327	97.5%
33,642,913	96.2%	34,401,098	33,341,834	96.9%	34,338,778	33,459,052	97.4%
33,177,584	99.0%	33,131,822	32,861,732	99.2%	33,398,887	33,139,776	99.2%
33,145,330	99.0%	33,092,571	32,828,422	99.2%	33,372,922	33,118,589	99.2%
14,386,192	98.9%	14,577,276	14,442,582	99.1%	14,572,799	14,444,020	99.1%
13,870,341	98.9%	13,665,870	13,539,597	99.1%	13,937,587	13,814,421	99.1%
4,888,797	99.9%	4,849,425	4,846,243	99.9%	4,862,536	4,860,148	100.0%
32,254	86.0%	39,251	33,310	84.9%	25,965	21,187	81.6%
465,329	31.6%	1,269,276	480,102	37.8%	939,891	319,276	34.0%
221,380	100.0%	220,808	220,808	100.0%	226,275	226,275	100.0%
387,585	90.2%	445,220	403,409	90.6%	464,924	422,110	90.8%
0	-	0	0	-	6,184	6,184	100.0%
387,585	90.2%	445,220	403,409	90.6%	458,740	415,926	90.7%
378,014	96.0%	407,027	392,012	96.3%	420,328	405,970	96.6%
377,722	96.0%	406,740	391,747	96.3%	420,024	405,696	96.6%
292	97.7%	287	265	92.3%	304	274	90.1%
9,571	26.6%	38,193	11,397	29.8%	38,412	9,956	25.9%
3,330,999	100.0%	3,272,898	3,272,944	100.0%	3,301,837	3,301,837	100.0%
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
18,094	31.3%	17,285	17,285	100.0%	19,256	19,256	100.0%
18,094	100.0%	17,285	17,285	100.0%	19,256	19,256	100.0%
18,094	100.0%	17,285	17,285	100.0%	19,256	19,256	100.0%
0	-	0	0	-	0	0	-
0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
3,320,375	99.8%	3,336,355	3,329,853	99.8%	3,373,027	3,373,415	100.0%
3,318,757	99.9%	3,333,495	3,329,240	99.9%	3,366,525	3,367,260	100.0%
3,302,668	99.9%	3,284,386	3,282,693	99.9%	3,280,314	3,281,049	100.0%
16,089	100.0%	49,109	46,547	94.8%	86,211	86,211	100.0%
1,618	30.2%	2,860	613	21.4%	6,502	6,155	94.7%
7,122,167	95.6%	7,329,083	7,068,749	96.4%	7,315,160	7,098,893	97.0%
7,008,381	98.9%	7,016,839	6,950,487	99.1%	7,084,240	7,020,542	99.1%
7,006,390	98.9%	7,014,756	6,949,958	99.1%	7,080,826	7,018,265	99.1%
1,991	60.4%	2,083	529	25.4%	3,414	2,277	66.7%
113,786	31.5%	312,244	118,262	37.9%	230,920	78,351	33.9%

(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較

区 分	平 成 27 年 度			平 成 28 年 度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
市 税 総 計	77,459,503	100.4%	99.4%	77,659,392	100.0%	100.3%
市 民 税	30,084,186	38.9%	99.3%	30,131,507	38.8%	100.2%
個 人	23,214,430	30.0%	101.4%	23,538,876	30.3%	101.4%
均 等 割	727,681	1.0%	100.1%	737,197	0.9%	101.3%
所 得 割	22,486,749	29.0%	101.4%	22,801,679	29.4%	101.4%
法 人	6,869,756	8.9%	92.7%	6,592,631	8.5%	96.0%
均 等 割	1,496,701	1.9%	101.3%	1,565,564	2.0%	104.6%
税 割	5,373,055	7.0%	90.5%	5,027,067	6.5%	93.6%
固 定 資 産 税	33,185,827	42.8%	99.5%	33,324,930	42.9%	100.4%
土 地	14,567,847	18.8%	99.1%	14,551,605	18.7%	99.9%
家 屋	13,420,530	17.3%	99.5%	13,646,714	17.6%	101.7%
償 却 資 産	4,940,012	6.4%	101.5%	4,863,484	6.3%	98.5%
交 付 金	257,438	0.3%	90.6%	263,127	0.3%	102.2%
軽 自 動 車 税	295,257	0.4%	102.4%	372,629	0.5%	126.2%
環 境 性 能 割	0	0.0%	-	0	0.0%	-
種 別 割 (旧軽自動車税)	295,257	0.4%	102.4%	372,629	0.5%	126.2%
市 た ば こ 税	3,613,504	4.6%	98.1%	3,520,558	4.5%	97.4%
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0%	-	0	0.0%	-
入 湯 税	19,391	0.0%	12.9%	18,688	0.0%	96.4%
事 業 所 税	3,315,241	4.3%	105.3%	3,291,312	4.3%	99.3%
都 市 計 画 税	6,946,097	9.0%	99.6%	6,999,768	9.0%	100.8%

平成 29 年 度			平成 30 年 度			令和 元 年 度		
決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
78,767,750	100.0%	101.4%	79,238,902	100.0%	100.6%	80,591,085	100.0%	101.7%
30,724,237	39.0%	102.0%	31,584,020	39.9%	102.8%	32,690,247	40.6%	103.5%
23,739,519	30.1%	100.9%	24,308,821	30.7%	102.4%	25,049,366	31.1%	103.0%
750,796	1.0%	101.8%	763,214	1.0%	101.7%	778,243	1.0%	102.0%
22,988,723	29.2%	100.8%	23,545,607	29.7%	102.4%	24,271,123	30.1%	103.1%
6,984,718	8.9%	105.9%	7,275,199	9.2%	104.2%	7,640,881	9.5%	105.0%
1,568,792	2.0%	100.2%	1,562,243	2.0%	99.6%	1,549,948	1.9%	99.2%
5,415,926	6.9%	107.7%	5,712,956	7.2%	105.5%	6,090,933	7.6%	106.6%
33,864,293	43.0%	101.6%	33,562,642	42.4%	99.1%	33,685,327	41.8%	100.4%
14,628,375	18.6%	100.5%	14,689,091	18.5%	100.4%	14,609,027	18.1%	99.5%
14,094,150	17.9%	103.3%	13,771,508	17.4%	97.7%	13,974,616	17.3%	101.5%
4,920,388	6.2%	101.2%	4,881,235	6.2%	99.2%	4,875,409	6.1%	99.9%
221,380	0.3%	84.1%	220,808	0.3%	99.7%	226,275	0.3%	102.5%
387,585	0.5%	104.0%	403,409	0.5%	104.1%	422,110	0.5%	104.6%
0	0.0%	-	0	0.0%	-	6,184	0.0%	皆増
387,585	0.5%	104.0%	403,409	0.5%	104.1%	415,926	0.5%	103.1%
3,330,999	4.2%	94.6%	3,272,944	4.1%	98.3%	3,301,837	4.1%	100.9%
0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-
18,094	0.0%	96.8%	17,285	0.0%	95.5%	19,256	0.0%	111.4%
3,320,375	4.2%	100.9%	3,329,853	4.2%	100.3%	3,373,415	4.2%	101.3%
7,122,167	9.1%	101.7%	7,068,749	8.9%	99.2%	7,098,893	8.8%	100.4%

[図表5] 市税収入率の推移



Ⅱ 市 民 税



Ⅱ 市 民 税

1 個人市民税

■ 納税義務者

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人でその市内に住所がない人	○	

市内に住所があるかどうか、又、事業所等があるかどうかは、1月1日（賦課期日）現在の状況で判断する。

■ 市民税が課税されない人

★ 均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下（給与の収入金額では 2,044,000円未満）の人
- (3) 前年中の合計所得金額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
 - * 扶養家族のない人は、35万円
 - * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋21万円

★ 所得割がかからない人

- 前年中の総所得金額等の合計額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
- * 扶養家族のない人は、35万円
 - * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋32万円

■ 税額の計算方法

均等割額 3,500円

（ほかに県民税2,300円（平成18年度から県民緑税800円含む。））

（※）平成26年度から令和5年度までに限り、防災・減災事業の財源を確保するため、市民税・県民税の均等割額をそれぞれ年額500円引上げ

所得割額 （前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

〔注〕 所得割額は、100円未満の端数を切り捨てる。

2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所等がある法人等に課される税で、個人市民税と同様に均等割と法人等の法人税額に応じて負担する法人税割がある。

■ 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人（※）	○	○
市内に寮等を有する法人（※）で市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの		○

（※）法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。

■ 税額の計算方法

均等割額

	法人の区分	従業者数の合計数	税率（年額）
1	下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円
2	資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人以下	60,000円
		50人超	144,000円
3	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	156,000円
		50人超	180,000円
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	192,000円
		50人超	480,000円
5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	492,000円
		50人超	2,100,000円
6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	492,000円
		50人超	3,600,000円

- [注] 1 従業者数の合計数…市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数
 2 資本金等の額及び従業者数の合計数は、算定期間の末日で判定する。

法人税割額

課税標準となる法人税額×税率 [8.4/100]

[注] 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が400万円以下の法人等は、上記により算定した法人税割額から、当該額の2.4/8.4相当額を控除した額となる。

★ 申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっている（これを申告納付という。）。

事業年度	申告の種類	申告納付期限等
6か月	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額
1年	中間（予定）申告	申告納付期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から原則として2か月以内 申告納付額 …(1)又は(2)の額 (1) 「均等割税率×当該事業年度において事務所等を有していた月数÷12」により求めた均等割額と、「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」により求めた法人税割額の合計額 (2) 均等割額(年額)の1/2の額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額（中間申告）
	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額 なお、該当事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額

Ⅱ 市 民 税

1 個 人

(1) 納税義務者数の推移

区 分	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの	
	人 員	前年比	人 員	前年比
平成26年度	10,844	104.9%	194,186	99.8%
27	11,035	101.8%	194,772	100.3%
28	11,381	103.1%	197,127	101.2%
29	11,435	100.5%	200,744	101.8%
30	11,828	103.9%	204,028	103.5%
令和元年度	11,614	98.2%	208,161	102.0%
2	11,499	99.0%	210,529	101.1%
給与所得者	4,262	100.1%	175,441	101.9%
営業等所得者	1,167	92.8%	8,012	97.9%
農業所得者	1	皆増	9	90.0%
その他の所得者	5,567	100.1%	27,067	97.6%
(注1) 家屋敷等のみ	502	93.1%	—	—

(注1) 「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第 294条第 1 項第 2 号に該当する

課税状況調(表2) (単位:人)

均等割を納めるもの		所得割を納めるもの		納税義務者の計		区 分
人 員	前年比	人 員	前年比	人 員	前年比	
205,030	100.1%	194,186	99.8%	205,030	100.1%	平成26年度
205,807	100.4%	194,772	100.3%	205,807	100.4%	27
208,508	101.3%	197,127	101.2%	208,508	101.3%	28
212,179	101.8%	200,744	101.8%	212,179	101.8%	29
215,856	103.5%	204,028	103.5%	215,856	103.5%	30
219,775	101.8%	208,161	102.0%	219,775	101.8%	令和元年度
222,028	101.0%	210,529	101.1%	222,028	101.0%	2
179,703	101.8%	175,441	101.9%	179,703	101.8%	給与所得者
9,179	97.2%	8,012	97.9%	9,179	97.2%	営業等所得者
10	100.0%	9	90.0%	10	100.0%	農業所得者
32,634	98.0%	27,067	97.6%	32,634	98.0%	その他の所得者
502	93.1%	—	—	502	93.1%	家屋敷等のみ

者に係る数である。

(2) 所得控除額等の推移(その1)

区 分	納 税 義 務 者 数			総 所 得		
	所得税の納税義務		計	総所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期譲渡所得金額
	あり	なし				
平成26年度	176,592	17,594	194,186	578,726,452	8,392,879	82,337
27	177,916	16,856	194,772	588,234,338	10,613,513	89,817
28	180,574	16,553	197,127	599,279,501	13,160,003	32,225
29	183,868	16,876	200,744	612,577,095	11,302,100	96,839
30	186,593	17,435	204,028	629,972,491	11,884,195	110,287
令和元年度	190,058	18,103	208,161	649,614,129	13,244,832	133,932
2	193,148	17,381	210,529	661,628,118	12,764,657	99,733
10万円以下の金額	2,604	5,629	8,233	5,273,412	4,276,731	3,058
10万円を超え100万円以下	63,319	2,753	66,072	89,560,257	1,916,648	2,346
100万円 " 200万円 "	57,388	3,654	61,042	151,559,473	1,064,445	5,211
200万円 " 300万円 "	32,932	4,142	37,074	138,972,968	862,447	23,909
300万円 " 400万円 "	16,170	1,157	17,327	87,200,997	658,064	9,630
400万円 " 550万円 "	11,439	46	11,485	74,250,513	564,231	0
550万円 " 700万円 "	3,772	0	3,772	30,629,965	580,856	337
700万円 " 1,000万円 "	2,944	0	2,944	30,330,386	1,567,549	0
1,000万円を超える金額	2,580	0	2,580	53,850,147	1,273,686	55,242

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表12・58）（単位：人・千円）

金額等			所得控除額					
株式等に 係る譲渡 所得金額	上場株式 等に係る 配当所得 金額	先物取引 に係る雑 所得金額	計	雑損	医療費	社会保険料	小規模 企業共済 等掛金	生命保険料
5,995,006	327,244	537,636	594,061,554	13,322	4,026,249	99,013,564	1,940,142	5,838,583
3,815,836	280,824	551,699	603,586,027	7,760	4,093,368	102,236,061	2,012,711	6,035,552
3,587,364	217,486	371,798	616,648,377	9,587	4,191,447	106,329,250	2,120,611	6,221,566
3,024,252	132,096	252,353	627,384,735	4,008	4,302,657	110,486,329	2,219,252	6,444,693
5,198,801	306,765	204,744	647,677,283	2,465	4,422,595	114,419,962	2,450,752	6,658,453
8,153,309	227,530	183,047	671,556,779	39,422	4,504,838	118,126,592	2,781,309	6,832,880
2,578,889	153,872	152,285	677,377,554	23,910	4,305,915	120,839,865	3,037,581	6,918,052
156,661	1,453	45,175	9,756,490	1,469	169,543	1,112,220	41,348	136,998
174,014	19,721	29,513	91,702,499	6,171	1,157,151	19,029,803	350,197	1,512,928
143,410	13,996	17,398	152,803,933	6,348	802,683	31,275,336	451,708	1,904,972
1,054,210	18,090	20,144	140,951,768	1,793	605,443	27,609,359	451,443	1,501,701
129,308	11,041	15,749	88,024,789	808	395,237	16,590,130	373,026	816,863
89,494	20,738	7,820	74,932,796	603	363,592	13,174,235	388,856	583,470
54,403	5,448	7,822	31,278,831	0	168,580	4,702,614	214,731	191,648
173,044	14,176	3,530	32,088,685	1,783	237,458	3,851,231	278,562	149,261
604,345	49,209	5,134	55,837,763	4,935	406,228	3,494,937	487,710	120,211

(2) 所得控除額等の推移(その2)

区 分	所 得				
	地震保険料	障 害 者	寡 婦	寡 夫	勤労学生
平成26年度	148,453	2,019,640	1,106,260	118,560	0
27	154,272	1,991,140	1,118,700	113,100	0
28	165,368	1,967,700	1,118,900	114,140	0
29	172,333	1,961,200	1,123,600	109,200	0
30	174,360	1,974,720	1,149,660	108,680	0
令和元年度	185,170	2,006,560	1,156,920	105,820	0
2	192,094	2,002,140	1,171,040	107,640	8,060
10万円以下の金額	3,763	105,980	42,060	3,120	8,060
10万円を超え100万円以下	35,238	805,420	621,820	34,580	-
100万円 " 200万円 "	39,612	468,380	319,040	40,040	-
200万円 " 300万円 "	37,482	257,700	123,520	28,080	-
300万円 " 400万円 "	26,209	140,240	43,800	1,820	-
400万円 " 550万円 "	21,744	96,700	11,180	0	-
550万円 " 700万円 "	8,980	37,820	3,120	-	-
700万円 " 1,000万円 "	8,567	35,620	3,640	-	-
1,000万円を超える金額	10,499	54,280	2,860	-	-

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表58・59）（単位：千円）

控 除 額					
配 偶 者	配偶者特別	扶 養	特別障害 者のうち 同居特障 加 算 分	基 礎	計
16,950,860	899,390	12,276,760	363,860	64,081,380	208,797,023
16,415,320	930,960	12,273,780	347,530	64,274,760	212,005,014
16,061,360	979,810	12,173,340	339,940	65,051,910	221,429,407
15,768,960	956,380	12,021,350	322,000	66,245,520	98,680,543
15,400,420	938,890	11,963,250	316,940	67,329,240	227,310,387
14,181,220	2,278,150	11,989,160	324,070	68,693,130	233,205,241
13,825,730	2,380,620	11,851,290	317,170	69,474,570	236,455,677
361,250	64,110	247,190	16,100	2,716,890	5,030,101
4,166,400	518,220	2,665,060	103,960	21,803,760	52,810,708
3,195,800	682,490	2,604,250	79,350	20,143,860	62,013,869
2,701,750	529,500	2,221,340	45,540	12,234,420	48,349,071
1,621,900	297,770	1,560,270	26,910	5,717,910	27,612,893
1,299,670	211,420	1,273,280	18,860	3,790,050	21,233,660
417,700	64,080	449,490	7,130	1,244,760	7,510,653
61,260	13,030	427,330	9,200	971,520	6,048,462
-	-	403,080	10,120	851,400	5,846,260

(2) 所得控除額等の推移(その3)

区分	課税標準額							計	算出税額
	総所得金額に係るもの (注1)	分離長期譲渡所得に係るもの	譲渡所得に係るもの	短期譲渡所得に係るもの	株式等に係る譲渡所得に係るもの	上場株式等に係る配当所得に係るもの	先物取引に係る雑所得金額に係るもの		
平成26年度	370,123,812	8,268,028	79,256	5,939,678	327,228	526,529	385,264,531	22,600,927	
27	376,412,081	10,471,707	88,603	3,788,060	278,571	541,991	391,581,013	23,032,158	
28	382,629,721	13,023,275	28,496	3,543,840	217,218	360,898	399,803,448	23,463,921	
29	390,620,398	11,160,006	94,501	3,002,683	131,488	238,177	405,247,253	23,867,461	
30	402,843,860	11,749,305	107,336	5,162,627	305,202	198,596	420,366,896	24,687,566	
令和元年度	416,598,090	13,086,791	132,004	8,132,487	227,404	174,762	438,351,538	25,640,334	
2	425,331,627	12,624,751	98,660	2,567,421	153,494	145,924	440,921,877	25,978,278	
10万円以下の金額	401,912	4,137,048	1,992	145,483	1,075	38,879	4,726,389	151,685	
10万円を超え 100万円以下	36,749,670	1,916,579	2,345	173,969	19,721	29,507	38,891,791	2,266,064	
100万円を超え 200万円以下	89,545,698	1,064,411	5,211	143,366	13,996	17,382	90,790,064	5,407,434	
200万円を超え 300万円以下	90,623,988	862,418	23,907	1,054,166	18,090	20,128	92,602,697	5,495,760	
300万円を超え 400万円以下	59,588,203	658,039	9,629	129,248	11,041	15,736	60,411,896	3,599,427	
400万円を超え 550万円以下	53,016,902	564,216	0	89,466	20,738	7,814	53,699,136	3,200,991	
550万円を超え 700万円以下	23,119,342	580,848	336	54,386	5,448	7,818	23,768,178	1,406,475	
700万円を超え 1,000万円以下	24,281,966	1,567,535	0	173,019	14,176	3,527	26,040,223	1,509,366	
1,000万円を 超える金額	48,003,946	1,273,657	55,240	604,318	49,209	5,133	49,991,503	2,941,076	

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(注1) 「総所得金額」欄には、山林所得金額と退職所得金額を含む。

課税状況調 (表12・59) (単位:千円)

税 額 控 除 額					税額調 整額	配当割 額及び 株式等 譲渡所 得割額 の 控除額	減免 税額	所 得 割 額		
調整控除	住宅借入 金等特別 税額控除	寄附金 税額控除	その他	計				所得税の納税義務		計
								あり	なし	
400,848	295,310	10,465	14,739	721,362	3,488	58,370	35,043	20,970,236	812,428	21,782,664
398,178	291,111	36,612	16,988	742,889	3,095	69,909	34,886	21,425,500	755,879	22,181,379
399,119	317,428	195,477	15,173	927,197	2,887	47,205	32,338	21,716,612	737,682	22,454,294
402,380	341,303	332,446	16,028	1,092,157	3,281	30,385	32,028	21,960,734	748,876	22,709,610
405,168	391,290	479,439	16,196	1,292,093	2,447	59,030	30,915	22,515,022	788,059	23,303,081
409,432	433,456	661,896	19,395	1,524,179	2,110	66,946	31,630	23,183,076	832,393	24,015,469
411,134	425,297	673,926	19,733	1,530,090	2,381	36,807	39,257	23,591,802	777,941	24,369,743
9,995	9	1,556	13	11,573	23	109	183	133,200	6,597	139,797
151,532	17,482	11,223	1,226	181,463	1,612	3,875	27,011	2,022,417	29,686	2,052,103
133,520	156,496	57,281	1,832	349,129	711	4,377	10,361	4,873,522	169,334	5,042,856
58,915	204,116	103,158	1,937	368,126	35	4,891	1,702	4,734,412	386,594	5,121,006
25,993	46,410	97,039	1,411	170,853	0	3,173	0	3,249,704	175,697	3,425,401
17,229	784	114,776	1,909	134,698	0	4,394	0	3,051,866	10,033	3,061,899
5,660	0	58,688	1,401	65,749	0	2,525	0	1,338,201	0	1,338,201
4,418	0	67,542	1,271	73,231	0	3,310	0	1,432,825	0	1,432,825
3,872	0	162,663	8,733	175,268	0	10,153	0	2,755,655	0	2,755,655

(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移

区分	所得控除又は税額控除を行った										
	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料	地震保険料	寄附金	障害者	寡婦	寡夫	配偶者
平成26年度	25	20,361	186,616	3,939	134,032	30,695	644	6,932	3,901	456	50,122
平成27年度	16	20,470	187,502	4,625	134,837	32,294	1,983	6,835	3,947	435	48,509
平成28年度	17	20,861	190,014	5,344	135,918	33,456	5,715	6,783	3,949	439	47,442
平成29年度	8	20,982	193,730	5,974	138,158	34,940	9,233	6,755	3,958	420	46,547
平成30年度	7	21,772	197,017	7,384	140,990	36,320	12,731	6,801	4,051	418	45,414
令和元年度	113	21,656	201,055	9,077	143,617	39,496	17,273	6,911	4,076	407	41,984
令和2年度	44	19,990	203,492	10,582	144,668	41,168	17,061	6,918	4,130	414	40,850

(4) 所得区分別納税義務者の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他 納税義務者
	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	
平成26年度	154,264	79.4%	99.8%	8,272	4.3%	100.4%	13	0.0%	100.0%	29,006
平成27年度	156,399	80.3%	101.4%	8,263	4.2%	99.9%	11	0.0%	84.6%	27,846
平成28年度	158,929	80.6%	101.6%	8,326	4.2%	100.8%	15	0.0%	136.4%	27,686
平成29年度	162,965	81.2%	102.5%	8,273	4.1%	99.4%	11	0.0%	73.3%	27,558
平成30年度	166,510	81.6%	102.2%	8,033	3.9%	97.1%	11	0.0%	100.0%	26,855
令和元年度	171,264	82.3%	102.9%	8,106	3.9%	100.9%	10	0.0%	90.9%	26,432
令和2年度	174,511	82.9%	101.9%	7,943	3.8%	98.9%	9	0.0%	90.0%	25,864

(5) 所得区分別所得金額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	
平成26年度	479,092,257	80.6%	99.5%	24,184,467	4.1%	100.2%	39,157	0.0%	89.0%	61,492,717
平成27年度	492,005,950	81.5%	102.7%	24,788,396	4.1%	102.5%	41,436	0.0%	105.8%	59,514,731
平成28年度	502,766,136	81.5%	102.2%	25,614,954	4.2%	103.3%	56,957	0.0%	137.5%	59,147,799
平成29年度	518,232,063	82.6%	103.1%	25,437,722	4.1%	99.3%	44,882	0.0%	78.8%	58,651,382
平成30年度	532,851,187	82.3%	102.8%	25,383,516	3.9%	99.8%	39,921	0.0%	88.9%	56,980,044
令和元年度	555,064,846	82.7%	104.2%	25,718,150	3.8%	101.3%	34,036	0.0%	85.3%	55,867,882
令和2年度	568,621,225	84.0%	102.4%	25,952,369	3.8%	100.9%	26,310	0.0%	77.3%	54,465,808

(6) 所得区分別税額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他
	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比	
平成26年度	17,966,328	82.5%	99.1%	885,543	4.1%	100.1%	1,566	0.0%	79.8%	1,957,719
平成27年度	18,441,394	83.1%	102.6%	915,482	4.1%	103.4%	1,787	0.0%	114.1%	1,898,288
平成28年度	18,658,055	83.1%	101.2%	945,238	4.2%	103.3%	2,281	0.0%	127.6%	1,867,620
平成29年度	19,093,468	84.1%	102.3%	931,708	4.1%	98.6%	1,788	0.0%	78.4%	1,836,833
平成30年度	19,496,272	83.7%	102.1%	932,740	4.0%	100.1%	1,630	0.0%	91.2%	1,782,775
令和元年度	20,209,089	84.2%	103.7%	936,705	3.9%	100.4%	1,238	0.0%	76.0%	1,738,047
令和2年度	20,751,444	85.1%	102.7%	957,633	3.9%	102.2%	1,027	0.0%	83.0%	1,696,513

課税状況調(表19) (単位:人、千円)

た 納 税 義 務 者 数							障 害 者 控 除 の 対 象 と な っ た 人 員					
配偶者 特 別	扶 養	配偶者及び 扶養親族の うち同居特 障加算者に 係る者	配 当	住宅借 入金等 特別税 額控除	外 国 税 額	配当割額及 び株式等譲 渡所得割額	納 税 義 務 者			配 偶 者 及 び 扶 養 親 族		
							一 般	特 別	合 計	一 般	特 別	合 計
3,873	24,508	1,563	1,879	8,872	16	2,675	1,879	1,240	3,119	2,140	2,009	4,149
4,045	24,511	1,492	2,075	8,364	13	2,475	1,845	1,224	3,069	2,219	1,891	4,110
4,242	24,506	1,459	2,117	8,255	57	2,432	1,821	1,174	2,995	2,229	1,875	4,104
4,165	24,270	1,380	2,154	8,300	70	2,313	1,881	1,134	3,015	2,294	1,785	4,079
4,074	24,170	1,354	2,225	9,167	81	2,794	1,924	1,137	3,061	2,318	1,769	4,087
7,745	24,275	1,386	2,227	10,005	68	2,575	2,013	1,164	3,177	2,288	1,797	4,085
8,137	23,908	1,357	2,111	9,555	67	2,464	2,017	1,172	3,189	2,327	1,737	4,064

課税状況調(表5~7・9・11) (単位:人)

の 所 得 者		小 計			分 離 譲 渡 所 得 者			合 計			区 分
構成比	前年比	納 税 義 務 者	構成比	前年比	納 税 義 務 者	構成比	前年比	納 税 義 務 者	前年比		
14.9%	96.9%	191,555	98.6%	99.4%	2,631	1.4%	147.6%	194,186	99.8%	平成26年度	
14.3%	96.0%	192,519	98.8%	100.5%	2,253	1.2%	85.6%	194,772	100.3%	平成27年度	
14.0%	99.4%	194,956	98.9%	101.3%	2,171	1.1%	96.4%	197,127	101.2%	平成28年度	
13.7%	99.5%	198,807	99.0%	102.0%	1,937	1.0%	89.2%	200,744	101.8%	平成29年度	
13.2%	97.4%	201,409	98.7%	101.3%	2,619	1.3%	135.2%	204,028	101.6%	平成30年度	
12.7%	98.4%	205,812	98.9%	102.2%	2,349	1.1%	89.7%	208,161	102.0%	令和元年度	
12.3%	97.9%	208,327	99.0%	101.2%	2,202	1.0%	93.7%	210,529	101.1%	令和2年度	

課税状況調(表5~7・9・56) (単位:千円)

の 所 得 者		小 計			分 離 譲 渡 所 得 者			合 計			区 分
構成比	前年比	金 額	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比	金 額	前年比		
10.4%	95.3%	564,808,598	95.1%	99.1%	29,252,956	4.9%	150.8%	594,061,554	100.8%	平成26年度	
9.9%	96.8%	576,350,513	95.5%	102.0%	27,235,514	4.5%	93.1%	603,586,027	101.6%	平成27年度	
9.6%	99.4%	587,585,846	95.3%	101.9%	29,062,531	4.7%	106.7%	616,648,377	102.2%	平成28年度	
9.3%	99.2%	602,366,049	96.0%	102.5%	25,018,686	4.0%	86.1%	627,384,735	101.7%	平成29年度	
8.8%	97.2%	615,254,668	95.0%	102.1%	32,422,615	5.0%	111.6%	647,677,283	105.0%	平成30年度	
8.3%	98.0%	636,684,914	94.8%	103.5%	34,871,865	5.2%	107.6%	671,556,779	103.7%	令和元年度	
8.0%	97.5%	649,065,712	95.8%	101.9%	28,311,842	4.2%	81.2%	677,377,554	100.9%	令和2年度	

課税状況調(表5~7・9・11) (単位:千円)

の 所 得 者		小 計			分 離 譲 渡 所 得 者			合 計			区 分
構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	前年比		
9.0%	94.1%	20,811,156	95.5%	98.7%	971,508	4.5%	139.4%	21,782,664	100.0%	平成26年度	
8.6%	97.0%	21,256,951	95.8%	102.1%	924,428	4.2%	95.2%	22,181,379	101.8%	平成27年度	
8.3%	98.4%	21,473,194	95.6%	101.0%	981,100	4.4%	106.1%	22,454,294	101.2%	平成28年度	
8.1%	98.4%	21,863,797	96.3%	101.8%	845,813	3.7%	86.2%	22,709,610	101.1%	平成29年度	
7.7%	97.1%	22,213,417	95.3%	101.6%	1,089,664	4.7%	128.8%	23,303,081	102.6%	平成30年度	
7.2%	97.5%	22,885,079	95.3%	103.0%	1,130,390	4.7%	133.6%	24,015,469	103.1%	令和元年度	
7.0%	97.6%	23,406,617	96.0%	102.3%	963,126	4.0%	88.4%	24,369,743	101.5%	令和2年度	

(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数

	納税義務者数	扶 養 親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人
平成26年度	194,186	121,043	38,445	18,007	12,680
27	194,772	122,738	37,752	17,853	12,514
28	197,127	125,751	37,406	17,929	12,176
29	200,744	129,747	37,449	17,873	11,917
30	204,028	133,468	37,296	17,850	11,733
令和元年度	208,161	138,634	37,212	17,977	10,969
2	210,529	141,573	37,252	17,852	10,639
1万円以下の金額	716	596	97	20	2
1万円を超え 2万円以下	666	552	93	14	5
2万円 〃 3万円 〃	949	835	98	14	2
3万円 〃 4万円 〃	1,168	1,059	95	11	3
4万円 〃 5万円 〃	1,119	984	110	19	4
5万円 〃 6万円 〃	770	627	126	10	7
6万円 〃 7万円 〃	710	577	111	19	3
7万円 〃 8万円 〃	730	566	137	22	3
8万円 〃 9万円 〃	709	540	142	18	7
9万円 〃 10万円 〃	696	512	149	27	6
10万円 〃 15万円 〃	3,503	2,462	885	127	26
15万円 〃 20万円 〃	3,668	2,536	968	140	20
20万円 〃 25万円 〃	3,647	2,554	924	133	26
25万円 〃 30万円 〃	3,518	2,457	904	116	36
30万円 〃 35万円 〃	3,258	2,265	853	106	27
35万円 〃 40万円 〃	3,409	2,411	830	128	31
40万円 〃 45万円 〃	3,719	2,709	823	129	48
45万円 〃 50万円 〃	3,826	2,837	815	139	26
50万円 〃 55万円 〃	3,700	2,737	782	136	38
55万円 〃 60万円 〃	3,680	2,755	747	119	46
60万円 〃 65万円 〃	3,808	2,909	695	144	46
65万円 〃 70万円 〃	3,824	2,915	693	151	50
70万円 〃 80万円 〃	7,659	5,888	1,305	329	121
80万円 〃 90万円 〃	7,550	5,869	1,201	313	130
90万円 〃 100万円 〃	7,303	5,675	1,080	353	163
100万円 〃 120万円 〃	14,166	10,847	2,100	717	374
120万円 〃 160万円 〃	25,451	19,081	3,598	1,633	857
160万円 〃 200万円 〃	21,425	14,907	3,152	1,843	1,145
200万円を超える金額	75,182	40,911	13,739	10,922	7,387

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表22）（単位：人）

等の人員別納税義務者数						
4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
3,404	521	68	15	2	0	1
3,306	507	78	19	5	0	0
3,283	485	73	21	2	0	1
3,177	476	89	15	1	0	1
3,084	495	88	12	1	1	0
2,829	449	78	12	1	0	0
2,693	429	77	12	2	0	0
1						
2						
1	1					
2						
1		1				
2						
2	1					
4						
8	1	1				
3	2					
6	1					
6	3					
9	1					
8	1					
5	2					
10	3					
9	5					
12	2	1				
11	4	1				
26	9	2				
28	3	1				
113	13	2				
224	52	6				
311	52	12	3			
1,889	273	50	9	2		

(8) 扶養控除人員

課税状況調 (表23) (単位:人)

区 分	控除対象配偶者	扶養控除人員	扶養控除人員の内訳	
			老人扶養親族	その他の扶養親族
平成26年度	50,122	32,095	7,162	24,933
27	48,509	32,067	7,156	24,911
28	47,442	47,442	7,021	40,421
29	46,547	31,396	6,714	24,682
30	45,414	31,157	6,722	24,435
令和元年度	41,984	31,156	6,720	24,436
2	40,850	30,747	6,604	24,143
1万円以下の金額	73	70	15	55
1万円を超え 2万円以下	82	58	14	44
2万円 " 3万円 "	79	51	8	43
3万円 " 4万円 "	82	44	10	34
4万円 " 5万円 "	91	74	17	57
5万円 " 6万円 "	97	67	19	48
6万円 " 7万円 "	98	56	15	41
7万円 " 8万円 "	127	67	9	58
8万円 " 9万円 "	133	71	16	55
9万円 " 10万円 "	136	91	31	60
10万円 " 15万円 "	814	376	79	297
15万円 " 20万円 "	862	422	101	321
20万円 " 25万円 "	835	396	75	321
25万円 " 30万円 "	793	398	85	313
30万円 " 40万円 "	1,431	770	198	572
40万円 " 60万円 "	2,600	1,583	406	1,177
60万円 " 80万円 "	2,287	1,556	391	1,165
80万円 " 120万円 "	4,060	2,913	729	2,184
120万円 " 160万円 "	3,741	2,736	661	2,075
160万円 " 200万円 "	3,762	2,602	599	2,003
200万円を超える金額	18,667	16,346	3,126	13,220

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(9) 給与所得の収入金額等の推移

課税状況調 (表13)

区 分	納税義務者数 (人)			給与所得に係る 収入金額 (千円)	給与所得控除額 (千円)	特定支 出控除 額 (千 円)	給与所得金額 (千円)
	所得税の納税義務		計				
	あ	りなし					
平成26年度	148,492	14,071	162,563	695,292,796	210,483,216	3,234	484,806,346
27	150,701	13,520	164,221	710,296,358	213,846,735	4,782	496,444,841
28	154,144	13,358	167,502	725,183,756	217,825,925	1,268	507,356,503
29	157,188	13,592	170,780	745,099,570	223,071,791	460	522,027,319
30	160,646	14,221	174,867	768,399,408	229,044,448	1,656	539,353,304
令和元年度	164,554	14,847	179,401	796,337,236	236,394,504	800	559,941,932
2	168,247	14,238	182,485	815,004,220	241,420,289	513	573,583,418
10万円以下の金額	1,733	3,812	5,545	6,558,291	3,657,034	0	2,901,257
10万円を超え 100万円以下	47,183	1,679	48,862	102,704,507	40,492,145	325	62,212,037
100万円 " 200万円 "	52,868	3,501	56,369	206,034,043	70,229,551	0	135,804,492
200万円 " 300万円 "	31,510	4,070	35,580	187,096,533	56,495,263	0	130,601,270
300万円 " 400万円 "	15,496	1,134	16,630	112,651,740	30,741,204	0	81,910,536
400万円 " 550万円 "	10,939	42	10,981	91,100,769	22,074,973	151	69,025,645
550万円 " 700万円 "	3,513	0	3,513	34,545,595	7,421,971	0	27,123,624
700万円 " 1,000万円 "	2,698	0	2,698	31,148,193	5,657,007	37	25,491,149
1,000万円を超える金額	2,307	0	2,307	43,164,549	4,651,141	0	38,513,408

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

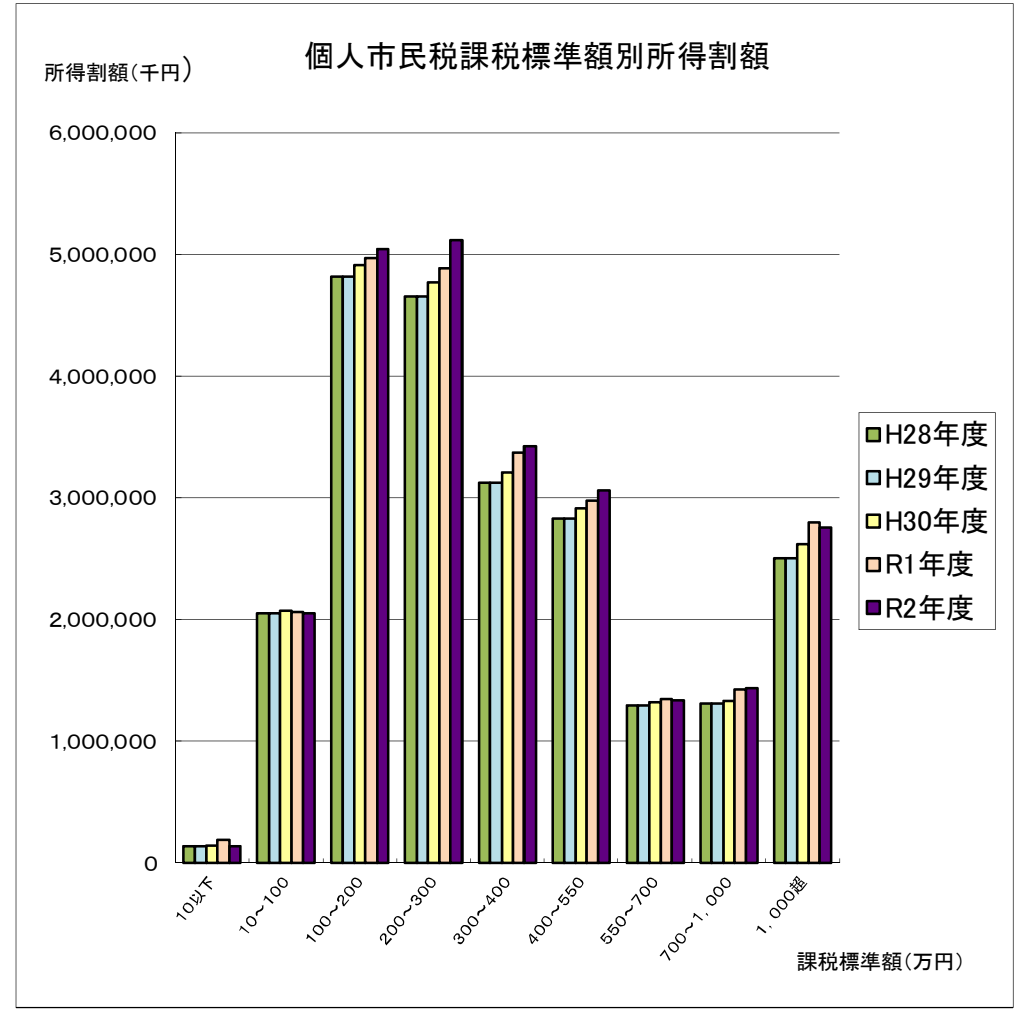
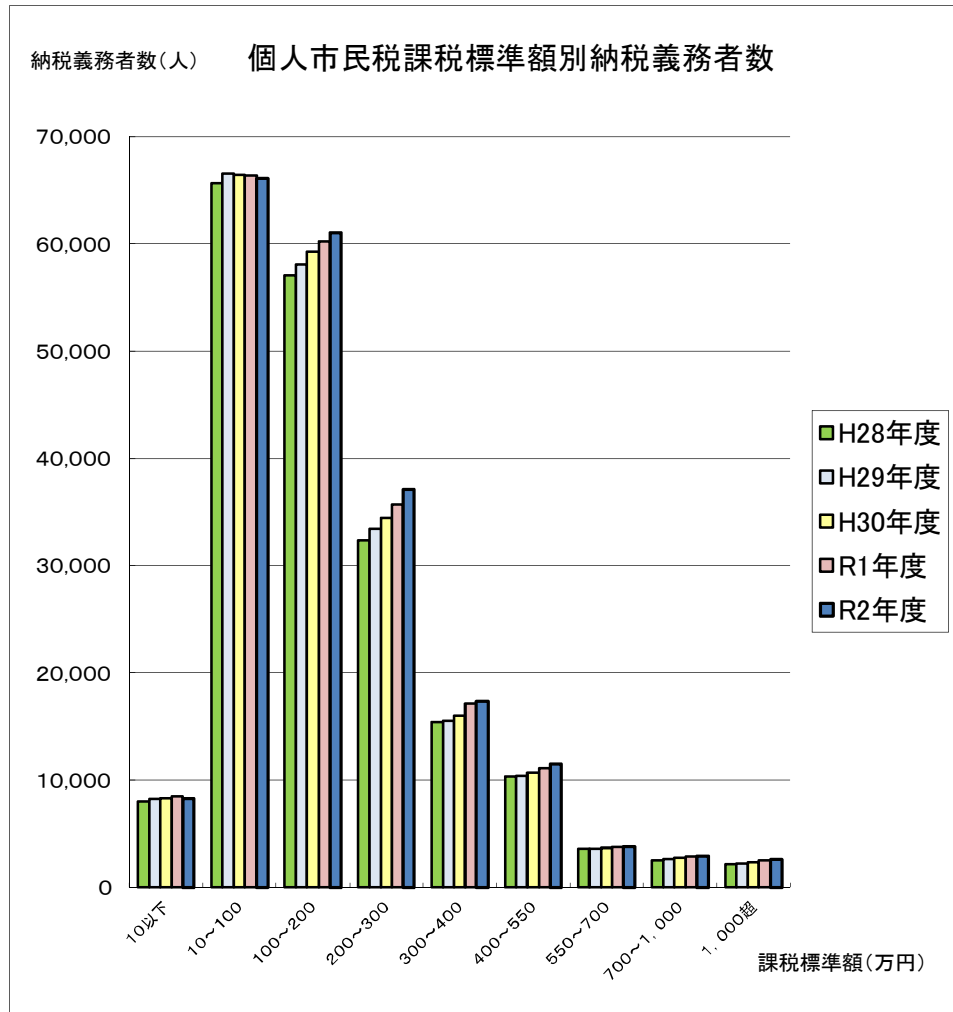
(10) 青色申告者及び事業専従者の推移

課税状況調 (表24) (単位:人)

区 分	青色申告 者である 納税義務 者数	青 色 事 業 専 従 者 関 係			白 色 事 業 専 従 者 関 係		
		事業専従者数	専従者を有 する納税義 務者数	専従者給与額 (千円)	事業専従者数	専従者を 有する納 税義務者 数	専従者控除 額 (千円)
平成25年度	9,602	2,417	2,217	4,477,357	454	435	216,950
26	9,557	2,397	2,197	4,457,304	539	462	226,401
27	9,702	2,414	2,211	4,443,401	452	430	213,691
28	9,801	2,328	2,123	4,322,404	435	415	208,382
29	9,773	2,189	2,016	4,010,688	391	378	188,367
30	10,014	2,115	1,948	3,981,681	354	341	168,870
令和元年度	9,896	2,104	1,929	3,914,508	351	323	158,022
2	9,703	2,016	1,862	3,829,978	310	295	148,208
5万円以下の金額	235	40	39	43,216	12	11	5,302
5万円を超え 10万円以下	191	33	30	46,806	10	10	4,587
10万円 " 20万円 "	326	64	56	77,921	16	15	6,816
20万円 " 40万円 "	553	93	87	99,956	37	36	17,307
40万円 " 120万円 "	1,948	341	318	467,320	74	71	36,777
120万円 " 160万円 "	791	153	138	219,954	22	22	11,000
160万円 " 200万円 "	694	129	121	184,634	28	28	13,500
200万円 " 300万円 "	1,228	237	224	373,164	47	41	22,619
300万円 " 550万円 "	1,786	428	377	870,518	40	37	18,800
550万円 " 1,000万円 "	1,069	261	249	619,636	17	17	8,000
1,000万円 " 2,000万円 "	613	166	155	521,744	6	6	3,000
2,000万円を超える金額	269	71	68	305,109	1	1	500

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(11) 個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額



(12) 令和2年度分住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額

1 給与所得控除額

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出するが、令和2年度分住民税の給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて次のようになる。

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、次の表にかかわらず、所得税法別表第五により給与所得の金額を求める。

給与等の収入金額		給与所得控除額
1,800,000円以下		収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超	3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超	6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
6,600,000円超	10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円
10,000,000円超		2,200,000円(上限)

2 公的年金等控除額の計算法

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて算出するが、令和2年度分住民税の公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額に応じて次のようになる。

年 齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満	1,300,000円未満	700,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×25%+375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×15%+785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×5%+1,555,000円
65歳以上	3,300,000円未満	1,200,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×25%+375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×15%+785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×5%+1,555,000円

2 法人

(1) 法人税割産業分類別調定額の推移

区 分	平成 2 7 年 度			平成 2 8 年 度		
	法人数	調 定 額	構成比	法人数	調 定 額	構成比
建 設 業	740	292,543	5.7%	812	388,296	8.0%
製 造 業	671	2,290,784	44.4%	671	1,791,944	36.9%
(1) 食 料 品	49	56,968	1.1%	51	75,803	1.6%
(2) 織 維 工 業	25	3,998	0.1%	21	1,629	0.0%
(3) 木 材 ・ 木 製 品	16	1,857	0.0%	17	653	0.0%
(4) パルプ・紙・紙加工品	14	157,783	3.1%	13	142,520	2.9%
(5) 印 刷 ・ 同 関 連 業	18	4,147	0.1%	18	4,119	0.1%
(6) 化 学 工 業	82	775,808	14.9%	80	806,069	16.6%
(7) 石 油 ・ 石 炭 製 品	2	2,203	0.0%	3	11,615	0.2%
(8) ゴ ム ・ 皮 革 製 品	18	14,610	0.3%	22	9,695	0.2%
(9) 窯 業 ・ 土 石 製 品	23	33,998	0.7%	22	42,019	0.9%
(10) 鉄 鋼 業	22	117,669	2.3%	18	80,211	1.7%
(11) 非 鉄 金 属	19	69,985	1.4%	14	24,796	0.5%
(12) 金 属 製 品	127	172,963	3.4%	127	107,929	2.2%
(13) 一 般 機 械 器 具	141	617,702	11.9%	137	374,202	7.7%
(14) 電 気 機 械 器 具	54	69,910	1.4%	62	52,966	1.1%
(15) 輸 送 用 機 械 器 具	16	150,011	2.9%	17	24,923	0.5%
(16) 精 密 機 械 器 具	23	18,967	0.4%	22	12,885	0.3%
(17) そ の 他 の 製 造 業	22	22,205	0.4%	27	19,910	0.4%
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	3	531	0.0%	4	5,100	0.1%
情 報 通 信 ・ 運 輸 業	237	353,607	6.9%	248	438,361	9.0%
卸 売 ・ 小 売 業	1,011	845,801	16.4%	1,064	877,816	18.1%
金 融 ・ 保 険 業	81	544,850	10.6%	88	417,084	8.6%
不 動 産 業	539	289,414	5.6%	579	380,191	7.8%
サ ー ビ ス 業	1,081	537,698	10.4%	1,142	558,585	11.5%
合 計	4,363	5,155,228	100.0%	4,608	4,857,377	100.0%

(単位：社・千円)

平成 2 9 年 度			平成 3 0 年 度			令 和 元 年 度		
法人数	調 定 額	構 成 比	法人数	調 定 額	構 成 比	法人数	調 定 額	構 成 比
877	361,876	6.9%	940	407,399	7.4%	1,032	485,201	8.1%
683	2,330,972	44.4%	715	2,436,885	44.1%	756	2,865,864	48.2%
51	73,966	1.4%	48	80,928	1.5%	48	69,027	1.2%
20	1,991	0.0%	20	3,530	0.1%	21	3,785	0.1%
16	1,105	0.0%	19	2,343	0.0%	19	4,338	0.1%
16	171,891	3.3%	18	159,924	2.9%	19	175,237	2.9%
20	3,783	0.1%	16	4,580	0.1%	13	3,080	0.1%
84	996,681	18.9%	88	877,290	15.8%	88	1,165,701	19.6%
3	7,978	0.2%	3	7,637	0.1%	3	8,900	0.1%
20	12,960	0.2%	20	16,736	0.3%	24	16,355	0.3%
27	68,092	1.3%	27	80,138	1.5%	30	170,421	2.9%
17	92,152	1.8%	26	163,155	3.0%	31	131,056	2.2%
22	29,502	0.6%	19	48,237	0.9%	18	62,173	1.0%
127	148,830	2.8%	134	166,093	3.0%	147	264,912	4.4%
134	574,983	11.0%	134	448,076	8.0%	141	602,214	10.1%
56	70,716	1.3%	60	203,211	3.7%	74	115,574	1.9%
16	23,978	0.5%	20	64,921	1.2%	19	18,071	0.3%
24	37,083	0.7%	31	72,501	1.3%	29	32,881	0.6%
30	15,281	0.3%	32	37,585	0.7%	32	22,139	0.4%
6	8,824	0.2%	7	6,561	0.1%	6	6,348	0.1%
255	432,228	8.2%	259	391,736	7.1%	263	367,706	6.2%
1,074	861,614	16.4%	1,103	928,604	16.8%	1,103	987,754	16.6%
91	290,787	5.5%	89	328,440	5.9%	87	298,076	5.0%
606	381,265	7.3%	646	445,633	8.1%	685	257,738	4.3%
1,212	583,000	11.1%	1,243	581,239	10.5%	1,273	686,539	11.5%
4,804	5,250,566	100.0%	5,002	5,526,497	100.0%	5,205	5,955,226	100.0%

(2) 法人税割月別調定額の推移

区 分	平成 2 7 年 度		平成 2 8 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
4 月	87,281	1.7%	74,321	1.5%
5 月	264,018	5.1%	298,469	6.1%
6 月	1,649,821	32.0%	1,288,396	26.5%
7 月	619,156	12.0%	498,481	10.3%
8 月	233,308	4.5%	352,306	7.3%
9 月	112,700	2.2%	108,623	2.2%
10 月	112,633	2.2%	116,932	2.4%
11 月	1,245,984	24.2%	1,164,826	24.0%
12 月	315,784	6.1%	327,821	6.7%
1 月	60,313	1.2%	85,814	1.8%
2 月	115,850	2.2%	122,082	2.5%
3 月	338,380	6.6%	419,306	8.6%
合 計	5,155,228	100.0%	4,857,377	100.0%

(3) 資本金段階別法人数の推移

区 分	平成 2 7 年 度		平成 2 8 年 度	
	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比
300 万円以下	3,587	34.6%	3,716	34.8%
300 万円を超え 500 万円以下	788	7.5%	838	7.9%
500 万円を超え 1,000 万円以下	3,219	30.6%	3,211	30.1%
1,000 万円を超え 3,000 万円以下	1,058	10.0%	1,040	9.8%
3,000 万円を超え 5,000 万円以下	531	5.0%	538	5.0%
5,000 万円を超え 1 億円以下	537	5.1%	549	5.1%
1 億円を超える	683	6.5%	671	6.3%
合 計	10,532	100.0%	10,663	100.0%

(単位：千円)

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
74,955	1.4%	79,420	1.4%	72,005	1.2%
319,011	6.1%	358,362	6.5%	431,057	7.2%
1,255,717	23.9%	1,336,152	24.2%	1,345,961	22.5%
558,833	10.7%	651,764	11.8%	807,029	13.6%
443,426	8.4%	458,205	8.3%	398,233	6.7%
85,569	1.6%	200,112	3.6%	144,675	2.4%
130,014	2.5%	142,364	2.6%	128,189	2.2%
1,223,349	23.3%	1,351,031	24.5%	1,419,683	23.8%
393,323	7.5%	416,409	7.5%	566,781	9.5%
100,864	1.9%	89,096	1.6%	93,437	1.6%
121,142	2.3%	137,167	2.5%	157,942	2.7%
544,363	10.4%	306,415	5.5%	390,234	6.6%
5,250,566	100.0%	5,526,497	100.0%	5,955,226	100.0%

(単位：社)

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
3,816	35.4%	3,921	35.9%	4,125	37.4%
904	8.4%	966	8.8%	1,023	9.3%
3,191	29.6%	3,175	29.1%	3,160	28.7%
1,018	9.4%	1,014	9.3%	1,000	9.1%
535	5.0%	533	4.9%	543	4.9%
579	5.4%	583	5.3%	574	5.2%
641	5.9%	616	5.7%	598	5.4%
10,789	100.0%	10,923	100.0%	11,023	100.0%

3 県民税払込案分率

年 度	特 定 案 分 率		確 定 案 分 率	
	県 民 税	市 民 税	県 民 税	市 民 税
平成22年度	0.39926	0.60074	0.39922	0.60078
平成23年度	0.39926	0.60074	0.39923	0.60077
平成24年度	0.39929	0.60071	0.39929	0.60071
平成25年度	0.39928	0.60072	0.39918	0.60082
平成26年度	0.39978	0.60022	0.39953	0.60047
平成27年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
平成28年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成29年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成30年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
令和元年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
令和2年度	0.39983	0.60017		

Ⅲ 固定資産税
都 市 計 画 税



Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対して課される税である。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人である。ここでいう所有者とは、

土地：土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録又は登録されている人
家屋：家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録又は登録されている人
償却資産：償却資産課税台帳に登録されている人
をいう。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4／100）

■ 課税標準額

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となる。ただし、土地の負担調整措置や住宅用地の特例に該当する場合は、別の計算になる。

土地・家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて3年ごとに評価替えを行い、地目の変換、家屋の増改築等があった場合を除き、価格を3年間据え置く。

償却資産については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて、毎年、個々の資産の取得価格又は前年度評価額をもとに評価を行い、原則としてこの評価額が価格となる。

■ 免税点

土地：課税標準額が30万円未満のとき
家屋：課税標準額が20万円未満のとき
償却資産：課税標準額が150万円未満のとき

2 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人である。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（0.3／100）

■ 課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格である。

なお、土地の課税標準額については、固定資産税と同様の負担調整措置がとられている。

■ 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税もかからない。

■ 納税の方法

固定資産税と併せて納める。

Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数の推移

区 分	免 税 点 以 上					
	土 地			家 屋		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
平成 2 8 年度	82,032	3,742	85,774	116,621	4,675	121,296
平成 2 9 年度	82,390	3,851	86,241	117,334	4,763	122,097
平成 3 0 年度	82,589	3,972	86,561	118,208	4,885	123,093
令和 元 年度	82,702	4,137	86,839	118,944	5,067	124,011
令和 2 年度	82,647	4,257	86,904	119,119	5,195	124,314

(2) 地目別総地積の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成 2 8 年度	26,463,568	666,635	189,328	—	—	—
平成 2 9 年度	26,507,517	649,743	186,638	—	—	—
平成 3 0 年度	26,609,812	628,122	187,940	—	—	—
令和 元 年度	26,639,115	619,057	188,813	—	—	—
令和 2 年度	26,668,863	603,936	187,186	—	—	—

(3) 地目別総筆数の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成 2 8 年度	139,563	1,254	541	—	—	—
平成 2 9 年度	139,885	1,221	536	—	—	—
平成 3 0 年度	140,227	1,176	530	—	—	—
令和 元 年度	140,553	1,155	534	—	—	—
令和 2 年度	140,853	1,120	528	—	—	—

(4) 地目別決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成 2 8 年度	2,638,564,291	9,303,539	3,911,849	—	—	—
平成 2 9 年度	2,648,941,570	8,334,901	3,707,499	—	—	—
平成 3 0 年度	2,704,018,667	7,665,074	3,629,892	—	—	—
令和 元 年度	2,705,286,088	7,420,972	3,589,106	—	—	—
令和 2 年度	2,706,928,703	6,494,835	3,468,539	—	—	—

(固定資産概要調書第1・21・69表) (単位:人)

の も の				免 税 点 未 満 の も の		
償 却 資 産			計 (延人員数)	土 地	家 屋	償 却 資 産
個 人	法 人	計				
690	3,096	3,786	210,856	2,983	4,686	4,461
734	3,182	3,916	212,254	2,995	4,536	4,508
823	3,225	4,048	213,702	3,037	4,375	4,612
858	3,261	4,119	214,969	3,052	4,228	4,709
882	3,266	4,148	215,366	3,053	4,058	4,822

(固定資産概要調書第2表) (単位:㎡)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌 道 用 地	その他雑種地		
—	—	596,132	340,334	1,792,429	28,255,997
—	—	598,452	345,464	1,780,297	28,287,814
—	—	597,606	305,608	1,719,276	28,329,088
—	—	597,605	302,208	1,707,683	28,346,798
—	—	597,769	305,023	1,693,914	28,362,777

(固定資産概要調書第2表) (単位:筆)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌 道 用 地	その他雑種地		
—	—	1,543	3,450	6,788	146,351
—	—	1,548	3,548	6,853	146,738
—	—	1,543	3,552	6,801	147,028
—	—	1,543	3,565	6,797	147,350
—	—	1,536	3,583	6,767	147,620

(固定資産概要調書第2表) (単位:千円)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌 道 用 地	その他雑種地		
—	—	28,569,628	19,429,558	61,214,574	2,699,778,865
—	—	28,622,067	20,254,267	60,918,734	2,709,860,304
—	—	29,405,096	17,106,659	57,806,721	2,761,825,388
—	—	29,418,709	17,140,876	57,569,663	2,762,855,751
—	—	29,417,067	17,249,631	56,630,072	2,763,558,775

(5) 地目別課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
平成 28 年度	1,002,251,153	3,144,160	1,315,075	—	—
平成 29 年度	1,005,568,221	2,822,073	1,247,110	—	—
平成 30 年度	1,010,505,999	2,597,128	1,219,924	—	—
令和 元 年度	1,009,889,578	2,518,566	1,207,402	—	—
令和 2 年度	1,013,098,153	2,210,572	1,167,770	—	—

(6) 地目別平均価格の推移(総決定価格/評価総地積で算出した㎡単位当たり価格 法定免税点未満を)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
平成 28 年度	99,695	13,195	19,424	—	—
平成 29 年度	99,920	12,138	18,659	—	—
平成 30 年度	101,605	11,541	17,996	—	—
令和 元 年度	101,541	11,306	17,797	—	—
令和 2 年度	101,489	10,138	17,195	—	—

(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移(法定免税点以上)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
棟 数	木 造	90,392	90,577	
	非 木 造	40,785	40,905	
	計	131,177	131,482	
床 面 積 (㎡)	木 造	7,637,098	7,674,219	
	非 木 造	17,393,684	17,552,470	
	計	25,030,782	25,226,689	
決 定 価 格 (千 円)	木 造	191,618,418	200,249,206	
	非 木 造	824,293,470	845,315,991	
	計	1,015,911,888	1,045,565,197	
平 均 価 格 (円)	木 造	25,090	26,094	
	非 木 造	47,390	48,159	
	計	72,480	41,447	
決 定 価 格 の 前 年 比	木 造	105.0%	104.5%	
	非 木 造	101.5%	102.6%	
	計	102.2%	102.9%	

(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	専用住宅	共同住宅 寄宿舎	併用住宅	農家住宅	旅館・料亭 ホテル	事務所 銀行・店舗
平成 28 年度	26,685	28,534	12,137	—	9,169	18,340
平成 29 年度	27,605	32,216	12,479	—	9,314	19,374
平成 30 年度	26,644	34,882	12,267	—	8,837	18,652
令和 元 年度	27,587	39,097	12,562	—	8,837	19,749
令和 2 年度	28,589	42,064	12,907	—	9,007	21,379

※平成 27 年度から、評価替えによる用途区分変更のため、「農家住宅」は

(固定資産概要調書第2表) (単位：千円)

山 林	原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	—	19,115,678	13,339,957	36,914,870	1,039,166,023
—	—	—	19,274,603	13,915,726	37,259,512	1,042,827,733
—	—	—	19,404,680	11,440,976	34,662,708	1,045,168,707
—	—	—	19,430,159	11,487,937	34,644,064	1,044,533,642
—	—	—	19,460,320	11,603,489	34,442,151	1,047,540,304

含む)

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

山 林	原 野	雑 種 地			合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地	
—	—	—	47,925	38,674	94,992
—	—	—	47,827	39,536	94,825
—	—	—	49,204	36,047	95,060
—	—	—	49,228	36,200	96,699
—	—	—	49,211	36,173	96,664

(固定資産概要調書第2表)

0 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
90,725	90,574	90,143
41,151	41,261	41,283
131,876	131,835	131,426
7,723,195	7,731,277	7,716,121
17,252,520	17,278,772	17,318,956
24,975,715	25,010,049	25,035,077
196,264,821	205,074,566	213,189,720
819,586,420	832,002,876	842,905,026
1,015,851,241	1,037,077,442	1,056,094,746
25,412	26,525	27,629
47,505	48,152	48,670
40,674	41,466	42,185
98.0%	104.5%	104.0%
97.0%	101.5%	101.3%
97.2%	102.1%	101.8%

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

劇 場 院	公 衆 浴 場	工 場 倉 庫	土 蔵	附 属 家	合 計
30,652	—	4,471	4,296	4,540	25,090
30,763	—	4,599	4,221	4,361	26,094
32,267	—	4,690	3,899	4,237	25,412
32,442	—	4,811	3,930	4,242	26,525
32,656	—	5,075	4,015	4,383	27,629

「専用住宅」に、「公衆浴場」は「工場、倉庫」に含む。

(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区分	住 宅 ・ ア パ ー ト						そ の			
	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽鉄骨造	煉瓦ブロック造	コトツ造	計	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
平成28年度	57,733	59,793	41,497	37,351	17,173	53,542	64,560	45,992	38,084	12,808
平成29年度	57,717	60,567	42,078	38,448	17,296	54,237	64,579	46,194	39,122	13,211
平成30年度	57,676	60,645	41,548	36,949	16,994	53,962	63,390	45,526	37,301	13,180
令和元年度	57,627	61,364	42,294	37,982	17,379	54,656	63,576	46,183	37,874	13,893
令和2年度	57,626	61,679	43,210	38,873	17,608	55,110	63,581	46,937	38,400	14,340

(10) 償却資産に係る決定価格の推移(法定免税点以上)

区分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
平成28年度	59,979,138	156,031,125	273,313	1,530,310	50,786,832
平成29年度	62,381,917	156,376,130	249,300	1,491,513	53,459,823
平成30年度	61,571,511	153,853,702	249,673	1,401,658	53,815,222
令和元年度	63,440,495	152,566,352	191,926	1,437,509	52,954,847
令和2年度	57,484,652	137,114,626	969,714	1,439,281	48,372,286

(11) 償却資産に係る課税標準額の推移(法定免税点以上)

区分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
平成28年度	59,825,332	154,288,513	191,213	1,530,290	50,736,512
平成29年度	62,242,240	154,650,018	179,680	1,491,493	53,387,183
平成30年度	61,430,976	152,079,067	164,094	1,401,658	53,760,264
令和元年度	63,218,223	150,597,672	141,674	1,435,785	52,836,979
令和2年度	57,287,123	134,752,880	655,537	1,438,109	48,268,819

2 国有資産等所在市町村交付金に関する調
交付金額の推移

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度
	金額	前年比	金額	前年比	金額
国	3,278	67.3%	3,092	94.3%	2,731
地方公共団体	259,849	102.9%	218,288	84.0%	218,077
合計	263,127	102.2%	221,380	84.1%	220,808

(固定資産概要調書第25～30表) (単位:円)

他			合 計						
煉瓦コンクリートブロック造	その他	計	鉄骨コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽鉄骨造	煉瓦コンクリートブロック造	その他	計
15,248	—	40,652	61,147	57,114	38,906	31,593	15,670	—	47,390
15,663	—	41,443	61,148	57,808	39,838	32,645	16,024	—	48,159
15,168	—	40,037	60,525	57,786	38,385	31,545	15,573	—	47,505
15,379	—	40,466	60,536	58,573	39,014	32,575	15,806	—	48,152
15,475	—	41,000	60,538	58,981	39,653	33,472	15,932	—	48,670

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	268,600,718	85,017,378	—	85,017,378	353,618,096	98.0%
—	273,958,683	83,907,410	—	83,907,410	357,866,093	101.2%
—	270,891,766	81,203,387	—	81,203,387	352,095,153	98.4%
—	270,591,129	78,985,201	—	78,985,201	349,576,330	99.3%
—	245,380,559	76,747,713	—	76,747,713	322,128,272	92.1%

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	266,571,860	79,496,494	—	79,496,494	346,068,354	98.0%
—	271,950,614	78,719,275	—	78,719,275	350,669,889	101.3%
—	268,836,059	76,272,846	—	76,272,846	345,108,905	98.4%
—	268,230,333	74,323,928	—	74,323,928	342,554,261	99.3%
—	242,402,468	72,248,936	—	72,248,936	314,651,404	91.9%

(固定資産概要調書第89表) (単位:千円)

0 年 度 前 年 比	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比
88.3%	2,712	99.3%	4,000	147.5%
99.9%	223,563	102.5%	215,714	96.5%
99.7%	226,275	102.5%	219,714	97.1%

3 都市計画税

(1) 納税義務者数の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第52表) (単位:人)

区 分	土 地			家 屋			実 数		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
平成28年度	82,032	3,742	85,774	116,621	4,675	121,296	131,254	5,152	136,406
平成29年度	82,390	3,851	86,241	117,334	4,763	122,097	131,452	5,275	136,727
平成30年度	85,500	4,098	89,598	122,500	4,968	127,468	136,028	5,703	141,731
令和元年度	82,702	4,137	86,839	118,944	5,067	124,011	133,009	5,701	138,710
令和2年度	82,647	4,257	86,904	119,119	5,195	124,314	132,966	5,832	138,798

(2) 課税標準額等の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第53・54表)

区 分	地 積 (千㎡)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
平成28年度	28,256	25,229,175	3,716,218,427	2,336,393,226
平成29年度	28,288	25,226,689	3,755,425,501	2,372,506,553
平成30年度	28,328	24,975,715	3,777,676,629	2,346,365,885
令和元年度	28,347	25,010,049	3,799,933,193	2,367,870,130
令和2年度	28,362	25,035,077	3,819,653,521	2,389,162,146

IV 軽自動車税



IV 軽自動車税

1 種別割

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者である。

車 種		税 率			
		改正前	改正後		
原動機付 自転車	総排気量が50cc以下のもの		—	2,000円	
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの		—	2,000円	
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの		—	2,400円	
	三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの （ミニカー〔注1〕）		—	3,700円	
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの		—	3,600円	
	三輪で総排気量が660cc以下のもの		3,100円	3,900円	
	四輪以上のもの	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円
			自 家 用	7,200円	10,800円
	〔総排気量が660cc 以下のもの〕	貨 物 用	営 業 用	3,000円	3,800円
			自 家 用	4,000円	5,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用を除く（フォークリフト、ショベルローダー等）		—	5,900円	
二輪の小型 自動車	総排気量が250ccを超えるもの		—	6,000円	

〔注2〕

〔注1〕 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が50cc以下のもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪の距離が50cmを超えるものをいう。

〔注2〕 改正後の税率は平成27年度分から適用。ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車については、改正前の税率を適用

■ 経年車重課

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車に係る平成28年度以後の軽自動車税（種別割）について、概ね20%を重課する。

区 分			税 率
三 輪			4,600円
四輪以上	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

■ グリーン化特例（軽課）

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪、四輪以上の軽自動車（電気自動車以外の軽自動車については、各種排出ガスに係る基準を満たすものに限る。）について、令和2年度分の軽自動車税（種別割）の税率を軽減する。

乗 用	貨 物 用	軽 課 割 合
電気自動車等	電気自動車等	税率を概ね75%軽減
R2年度燃費基準+30%達成車	H27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
R2年度燃費基準+10%達成車	H27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減

2 環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

市内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車を取得した者である。

区 分	税 率	
	自家用	営業用
・令和2年度燃費基準達成車（乗用車）※ ・平成27年度燃費基準+15%達成車（2.5トン以下のトラック）※	100分の1	100分の0.5
平成27年度燃費基準+10%達成車（乗用車または2.5トン以下のトラック）※	100分の2	100分の1
上記以外		100分の2

※ 各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る。

■ 税率の特例

令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%軽減する。

IV 軽自動車税

(1) 課税台数の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車				軽		
	総 排 気 量			ミニカー	計	一	
	50cc以下	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成26年度	24,542	1,281	6,919	247	32,989	5,575	0
平成27年度	23,673	1,201	7,194	244	32,312	5,606	0
平成28年度	22,880	1,105	7,491	253	31,729	5,572	0
平成29年度	21,822	1,026	7,725	242	30,815	5,534	0
平成30年度	21,039	979	7,878	250	30,146	5,510	0
令和元年度	20,154	900	8,179	254	29,487	5,455	0
令和2年度	19,260	863	8,473	259	28,855	5,461	0

(2) 調定額の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車				軽		
	総 排 気 量			ミニカー	計	一	
	50cc以下	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成26年度	24,542	1,537	11,070	618	37,767	13,380	0
平成27年度	23,673	1,441	11,510	610	37,234	13,454	0
平成28年度	45,760	2,210	17,978	936	66,884	20,059	0
平成29年度	43,644	2,052	18,540	895	65,131	19,922	0
平成30年度	42,078	1,958	18,907	925	63,868	19,836	0
令和元年度	40,308	1,800	19,630	940	62,678	19,638	0
令和2年度	38,520	1,726	20,335	958	61,539	19,660	0

(課税状況調第33表) (単位:台)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
24,711	10,836	35,547	61	435	496	41,618	4,473	79,080
25,762	10,671	36,433	0	448	448	42,487	4,430	79,229
26,459	10,570	37,029	0	442	448	43,043	4,489	79,261
26,954	10,453	37,407	0	441	441	43,043	4,489	78,347
27,397	10,447	37,844	0	441	441	43,795	4,603	78,544
27,848	10,500	38,348	0	471	471	44,274	4,609	78,370
28,336	10,541	38,877	0	482	482	44,820	4,640	78,315

(課税状況調第33表) (単位:千円)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
177,906	42,433	220,339	98	2,044	2,142	235,861	17,892	291,520
185,483	41,817	227,300	0	2,106	2,106	242,860	17,720	297,814
215,839	46,419	262,258	0	2,608	2,608	284,925	26,934	378,743
232,818	46,741	279,559	0	2,602	2,602	302,083	27,600	378,743
246,381	47,618	293,999	0	2,602	2,602	316,437	27,618	407,923
259,087	48,726	307,813	0	2,779	2,779	330,230	27,654	420,562
271,598	49,900	321,498	0	2,844	2,844	344,002	27,840	433,381

V 市 た ば こ 税



V 市 た ば こ 税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課される税である。

■ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

■ 税額の計算方法

売渡し等をした製造たばこの本数×税率

- 紙巻きたばこ等の税率 1,000本当たり5,692円(令和2年9月30日まで)
(旧3級品を含む) 1,000本当たり6,122円(令和2年10月1日から)
1,000本当たり6,552円(令和3年10月1日から)

■ 納税の方法

製造たばこの製造者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納める。

(1) 年度別調定状況

(単位：千本・千円)

年 度	本 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成 2 7 年度	706,499	98.2%	3,613,504	98.1%
平成 2 8 年度	685,140	97.0%	3,520,558	97.4%
平成 2 9 年度	643,642	93.9%	3,330,999	94.6%
平成 3 0 年度	607,143	94.3%	3,272,898	98.3%
令和元年度	583,274	96.1%	3,301,837	100.9%

V 市 た ば こ 税

(2) 年度別月別調定状況

(単位：千本・千円)

年 度	区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
平成27年度	本数	57,674	58,436	60,109	60,266	63,426	59,404	60,037
	調定	295,114	299,035	307,585	308,268	324,518	303,769	306,940
平成28年度	本数	65,506	52,950	57,354	57,663	59,508	61,291	58,623
	調定	332,435	273,509	295,144	296,567	305,954	315,166	301,406
平成29年度	本数	59,016	51,945	57,921	55,991	54,377	55,832	53,859
	調定	301,668	269,933	300,146	289,885	281,504	289,095	278,912
平成30年度	本数	52,391	50,353	51,986	52,673	51,361	54,804	69,119
	調定	270,474	263,088	271,374	274,850	268,017	286,027	361,363
令和元年度	本数	48,533	49,188	52,185	47,307	51,865	50,256	53,809
	調定	273,494	277,151	294,225	266,589	292,368	283,281	304,304

年 度	区 分	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	手持品課税分	計
平成27年度	本数	60,193	56,627	64,161	52,183	53,983		706,499
	調定	307,792	289,475	328,244	266,934	275,830		3,613,504
平成28年度	本数	57,109	55,244	61,638	48,744	49,510	(935)	685,140
	調定	293,632	284,011	317,140	250,824	254,368	402	3,520,558
平成29年度	本数	53,643	50,718	56,935	47,303	46,102	(860)	643,642
	調定	277,763	262,786	294,892	245,357	238,688	370	3,330,999
平成30年度	本数	37,695	46,482	51,163	44,966	44,150	(32,026)	607,143
	調定	211,786	261,659	288,128	253,401	248,822	13,909	3,272,898
令和元年度	本数	44,511	46,025	46,620	49,276	43,699	(514)	583,274
	調定	253,357	261,972	280,478	265,362	248,737	519	3,301,837

VI 特別土地保有税



VI 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取得を抑制し、良好な土地の供給促進を図ることを目的とした税で、保有分（土地の所有に対して課されるもの）と取得分（土地の取得に対して課されるもの）と遊休土地に係る特別土地保有税がある。

特別土地保有税は、平成15年度の税制改正において、当分の間、次のとおり課税を停止し、新たな課税は行わないこととなった。
 ①保有分→平成15年度以後の年度分を課税しない。
 ②取得分→平成15年1月1日以後の土地の取得に対しては課税しない。

区 分	保 有 分	取 得 分	（参考）ミニ保有税
課 税 対 象 及 び 納 税 義 務 者	毎年1月1日現在保有している土地で、昭和44年1月1日以後に取得した土地の合計面積が5,000㎡以上	1月1日前1年以内又は7月1日前1年以内に取得した土地で、その合計面積が5,000㎡以上	昭和57年4月1日から昭和63年3月31日までに取得した土地で、一団の土地の面積が500㎡以上又は昭和63年4月1日から平成6年3月31日までに取得した土地で、一団の面積が330㎡以上の土地に対し、取得のあった日から2年経過した日以後の土地所有者
課 税 標 準	土地の取得価額 (購入手数料、仲介手数料その他購入のために要した費用を含む。)		
税 率	1.4/100	3/100	1.4/100
税額の計算方法	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額	(取得価額×税率)－ 不動産取得税相当額	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額
申告納付期限	5 月 末 日	1月1日前1年以内の土地の取得については・・・2月末日 7月1日前1年以内の土地の取得については・・・8月末日	5 月 末 日

[注]

- 1 その年の1月1日において、保有期間が10年を超える土地については、課税されない。
- 2 土地の取得とは、有償無償を問わず現実に所有権を取得した場合で所有権の登記の有無は問わない。
- 3 本人の親族や同族会社等が土地を取得し、その土地が本人の取得した土地とともに一団の土地を形成するような場合は本人との共有物とみなす。
- 4 土地の取得目的や利用状況等に応じ、徴収猶予や納税義務免除の制度がある。
- 5 合計面積が1,000㎡以上の土地保有・取得に対しては、それぞれ次のとおり課税される。
 保有分・・・平成4年度分から平成10年度分まで
 取得分・・・平成3年7月1日を基準日とする取得分から
 平成10年1月1日を基準日とする取得分まで
 ミニ保有税は、平成6年度の税制改正において廃止
 平成10年度税制改正
 - (1) 三大都市圏の特定市の市街化区域の免税点の特例の廃止1,000㎡(特例)→5,000㎡(本則)
 - (2) ミニ保有税の経過措置を廃止
 - (3) 保有期間10年超を課税対象から除外
 - (4) 上表の取得価額には修正取得価額も含める。

VI 特別土地保有税

(1) 納税義務者数の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：人)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	1	0	1	0	1
保有分	0	0	1	1	1
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	1	0	2	1	2

(2) 地積の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：㎡)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	4,181	0	2,975	0	5,754
保有分	0	0	16,896	2,975	5,258
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	4,181	0	19,871	2,975	11,012

(3) 調定額の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：千円)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	26,095	0	8,041	0	2,129
保有分	0	0	34,438	3,652	448
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	26,095	0	42,479	3,652	2,577

〔参考〕

平成18年度の調定額として、平成14年度取得分の徴収猶予の取消しに伴い、2,137千円を計上した。

(4) 特別土地保有税の推移(現年分・平成15年度以降課税停止)

(単位：面積・㎡，税額・千円)

年度			平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
区分								
特別土地保有税	取得	課税対象	筆数	39	16	60	35	45
			面積	95,015	97,441	225,422	98,830	74,102
			件数	10	8	11	9	8
		税額	168,647	83,712	501,648	194,626	119,669	
	免除	筆数	36	15	18	6	19	
		面積	85,075	84,535	185,286	30,383	45,898	
		件数	8	7	5	1	4	
	税額	128,196	44,571	365,976	34,412	68,475		
	得	徴収猶予	筆数	1	1	41	29	16
			面積	5,759	12,906	37,161	68,447	21,285
			件数	1	1	5	8	2
		税額	14,356	39,141	127,631	160,214	46,928	
	納付	筆数	2	0	1	0	10	
		面積	4,181	0	2,975	0	6,919	
		件数	1	0	1	0	2	
	税額	26,095	0	8,041	0	4,266		
保有	課税対象	筆数	94	139	120	132	244	
		面積	482,381	616,203	585,271	719,677	780,310	
		件数	32	45	38	45	49	
		税額	882,010	919,889	747,862	847,635	867,056	
	免除	筆数	82	124	100	109	112	
		面積	462,813	586,009	548,770	669,308	689,712	
		件数	28	38	33	38	38	
	税額	806,754	825,632	658,937	748,100	754,060		
	徴収猶予	筆数	12	15	7	22	125	
		面積	19,568	30,194	19,605	47,394	85,340	
		件数	4	7	4	6	10	
	税額	75,256	94,257	54,487	95,883	112,548		
納付	筆数	0	0	13	1	7		
	面積	0	0	16,896	2,975	5,258		
	件数	0	0	1	1	1		
	税額	0	0	34,438	3,652	448		
ミニ保有税	課税対象	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
		件数	0	0	0	0	0	
		税額	0	0	0	0	0	
	免除	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
		件数	0	0	0	0	0	
	税額	0	0	0	0	0		
	徴収猶予	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
		件数	0	0	0	0	0	
	税額	0	0	0	0	0		
納付	筆数	0	0	0	0	0		
	面積	0	0	0	0	0		
	件数	0	0	0	0	0		
	税額	0	0	0	0	0		
合計	課税対象	筆数	133	155	180	167	289	
		面積	577,396	713,644	810,693	818,507	854,412	
		件数	42	53	49	54	57	
		税額	1,050,657	1,003,601	1,249,510	1,042,261	986,725	
	免除	筆数	118	139	118	115	131	
		面積	547,888	670,544	734,056	699,691	735,610	
		件数	36	45	38	39	42	
	税額	934,950	870,203	1,024,913	782,512	822,535		
	徴収猶予	筆数	13	16	48	51	141	
		面積	25,327	43,100	56,766	115,841	106,625	
		件数	5	8	9	14	12	
	税額	89,612	133,398	182,118	256,097	159,476		
	納付	筆数	2	0	14	1	17	
		面積	4,181	0	19,871	2,975	12,177	
		件数	1	0	2	1	3	
		税額	26,095	0	42,479	3,652	4,714	

VII 入 湯 税



VII 入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用等に充てるために、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課される税である。

■ 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

■ 課税免除

- ・ 12歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

■ 税額の計算方法

入湯客数×税率

- ・ 宿泊を伴う場合の税率 1人1日（1泊2日） 150円
- ・ その他の場合の税率 1人1日 75円

■ 納税の方法

鉱泉浴場の経営者が、特別徴収した税額を翌月15日までに申告し、納める。

■ 鉱泉浴場の経営の申告

鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始日の前日までに市長に申告しなければならない。

年度別調定状況

(単位：人・千円)

年 度	入 湯 客 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成27年度	484,782	91.1%	19,391	85.0%
平成28年度	467,191	96.4%	18,688	96.4%
平成29年度	452,349	96.8%	18,094	96.8%
平成30年度	404,183	89.4%	17,285	95.5%
令和元年度	450,189	111.4%	19,256	111.4%

VIII 事業所税



Ⅷ 事業所税

事業所税は、道路、公園、上・下水道、教育文化施設等の都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事務所又は事業所において、法人又は個人の行う事業に対して課される税である。

区 分	内 容		
納 税 義 務 者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個 人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従 業 者 割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個 人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1 m ² に つ き 年 額 600 円	
	従 業 者 割	従 業 者 給 与 総 額 の 0.25 %	
免 税 点	資 産 割	事 業 所 床 面 積 1,000 m ² 以 下	
	従 業 者 割	従 業 者 数 100 人 以 下	
納 税 の 方 法	申 告 納 付		
納 付 期 限	法 人	事 業 年 度 終 了 の 日 か ら 2 か 月 以 内	
	個 人	翌 年 の 3 月 1 5 日 ま で	

[注] 事業所税については、市内のすべての事業所等を合算して課税される。

なお、次の場合にも申告が必要である。

- ①事業所などの床面積800m²超又は従業者数80人超の場合
- ②事業所税額が、当該年度は課されていないがその前年度は課されている場合

Ⅷ 事業所税

調定額等に関する調(現年度分)

区分 年度	事業に			
	資産割			従
	課標床面積	件数	金額	従業者数
平成27年度	4,497,436	738	2,698,459	39,103
平成28年度	4,462,066	740	2,677,240	38,091
平成29年度	4,554,574	733	2,732,745	39,879
平成30年度	4,535,343	724	2,721,204	39,542
令和元年度	4,497,498	742	2,698,499	40,852
4月	363,795	54	218,277	2,003
5月	2,898,953	380	1,739,372	29,683
6月	38,122	26	22,873	3
7月	65,524	24	39,314	696
8月	74,841	28	44,905	233
9月	32,684	14	19,610	347
10月	108,902	38	65,342	679
11月	168,003	49	100,802	1,517
12月	28,516	13	17,110	165
1月	56,690	18	34,014	835
2月	619,708	81	371,825	4,691
3月	41,760	17	25,055	0

(単位：㎡・千円・人)

係 分			合 計	
業 者 割			件 数	金 額
課 標 給 与 総 額	件 数	金 額		
225,046,000	154	562,615	740	3,134,552
223,878,000	157	559,695	744	3,261,074
228,963,200	165	572,408	741	3,305,153
225,272,800	157	563,182	734	3,284,386
232,726,000	165	581,815	754	3,280,314
10,008,800	15	25,022	54	243,299
178,566,400	104	446,416	389	2,185,788
5,600	1	14	27	22,887
2,660,400	3	6,651	25	45,965
631,600	2	1,579	28	46,484
1,457,600	2	3,644	14	23,254
2,077,600	3	5,194	38	70,536
6,224,400	6	15,561	50	116,363
676,800	1	1,692	13	18,802
2,566,000	5	6,415	18	40,429
27,850,800	23	69,627	81	441,452
0	0	0	17	25,055

IX 滯 納 処 分



IX 滞納処分

(1) 滞納処分の停止額税目別明細(年度末現在)

区 分	平成 2 7 年 度		平成 2 8 年 度		平成 2
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
市民税（個人）	23,043	323,631,081	20,892	300,505,304	15,859
市民税（法人）	176	11,763,144	146	9,406,435	93
固定資産税	3,816	132,354,265	4,003	105,463,355	3,470
軽自動車税	4,301	9,453,662	3,597	9,396,749	3,264
事業所税	0	0	0	0	0
都市計画税	-	32,247,330	-	25,866,920	-
計	31,336	509,449,482	28,638	450,638,763	22,686

(2) 不納欠損額税目別明細

区 分	平成 2 7 年 度		平成 2 8 年 度		平成 2
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
市民税（個人）	10,840	190,600,418	9,967	149,347,949	8,894
市民税（法人）	120	9,862,370	155	22,535,243	111
固定資産税	2,667	97,363,393	3,045	164,635,907	1,885
軽自動車税	1,939	4,780,900	2,025	4,697,672	1,399
事業所税	0	0	0	0	3
入湯税	0	0	0	0	39
都市計画税	-	23,770,420	-	39,904,010	-
計	15,566	326,377,501	15,192	381,120,781	12,331

(3) 財産差押状況の推移

区 分	差 押 総 額			公 売 処 分 による収入 ②	収 入 等 に よる解除 ③
	前年度以前に 差押えたもの	当該年度におい て差押えたもの	計 ①		
平成 2 7 年 度	1,214,787,663	738,472,219	1,953,259,882	6,254,683	775,666,798
平成 2 8 年 度	1,171,338,401	578,152,865	1,749,491,266	5,585,500	813,526,606
平成 2 9 年 度	930,379,160	482,528,089	1,412,907,249	3,102,000	655,330,320
平成 3 0 年 度	754,474,929	888,149,224	1,642,624,153	2,224,289	1,166,335,988
令和元年度	474,063,876	454,171,800	928,235,676	0	480,747,137

(単位：円)

9 年 度	平 成 3 0 年 度		令 和 元 年 度		区 分
	金 額	件 数	金 額	件 数	
238,739,971	10,744	160,636,451	8,064	125,849,476	市民税（個人）
6,133,659	60	4,384,659	37	2,983,360	市民税（法人）
86,003,865	2,551	55,044,361	1,614	34,429,226	固 定 資 産 税
9,249,379	2,401	7,618,697	1,516	5,104,437	軽 自 動 車 税
0	0	0	0	0	事 業 所 税
21,072,860	-	13,416,270	-	8,406,490	都 市 計 画 税
361,199,734	15,756	241,100,438	11,231	176,772,989	計

(単位：円)

9 年 度	平 成 3 0 年 度		令 和 元 年 度		区 分
	金 額	件 数	金 額	件 数	
120,077,842	7,691	129,917,010	7,397	101,242,941	市民税（個人）
7,465,781	87	6,742,328	126	9,299,611	市民税（法人）
56,532,956	2,338	116,669,011	2,072	65,500,353	固 定 資 産 税
3,471,102	1,186	2,764,980	1,145	3,363,647	軽 自 動 車 税
3,385,200	0	0	2	347,000	事 業 所 税
39,775,275	0	0	0	0	入 湯 税
13,637,010	-	28,487,350	-	15,863,010	都 市 計 画 税
244,345,166	11,302	284,580,679	10,742	195,616,562	計

(単位：円)

年度末における 差押中のもの ① - (② + ③) = ④	④ の 内 訳				区 分
	不 動 産	債 権	抵 当 権	そ の 他	
1,171,338,401	731,270,613	319,829,494	76,032,950	44,205,344	平成 2 7 年 度
930,379,160	560,473,822	224,139,147	61,581,693	84,184,498	平成 2 8 年 度
754,474,929	516,291,174	185,296,411	35,432,441	17,454,903	平成 2 9 年 度
474,063,876	246,994,527	205,034,524	4,956,936	17,077,889	平成 3 0 年 度
447,488,539	224,368,664	203,573,763	2,911,480	16,634,632	令 和 元 年 度

X 口 座 振 替



X 口座振替

口座振替加入率等の推移

(単位:件・円)

税目	年度	調 定 (A)		加 入 (B)		振 替 (C)		振 替 不 能		加入率 B/A		振替率 C/B	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市・ 県民税 《普通徴収》	27	233,431	9,111,291,030	33,429	2,537,112,916	32,025	2,449,315,416	1,404	87,797,500	14.3%	27.8%	95.8%	96.5%
	28	231,802	9,071,001,923	32,567	2,529,933,682	31,274	2,442,116,682	1,293	87,817,000	14.0%	27.9%	96.0%	96.5%
	29	226,834	8,826,373,864	30,654	2,322,434,211	29,396	2,240,373,141	1,258	82,061,070	13.5%	26.3%	95.9%	96.5%
	30	213,142	8,455,963,442	28,032	2,202,148,160	26,971	2,135,536,960	1,061	66,611,200	13.2%	26.0%	96.2%	97.0%
	元	213,482	8,569,008,702	27,696	2,149,862,991	26,683	2,093,327,271	1,013	56,535,720	13.0%	25.1%	96.3%	97.4%
固定資産税 都市計画税	27	556,838	39,604,675,700	181,997	14,584,664,892	176,526	14,252,947,556	5,471	331,717,336	32.7%	36.8%	97.0%	97.7%
	28	558,967	39,893,722,700	183,950	14,233,099,365	178,768	13,984,946,265	5,182	248,153,100	32.9%	35.7%	97.2%	98.3%
	29	561,563	40,558,073,900	185,404	15,026,790,220	180,146	14,812,530,020	5,258	214,260,200	33.0%	37.1%	97.2%	98.6%
	30	565,127	40,125,779,400	185,242	15,035,072,500	179,976	14,804,888,500	5,266	230,184,000	32.8%	37.5%	97.2%	98.5%
	元	551,457	35,595,409,500	182,220	13,656,328,700	177,104	13,407,748,200	5,116	248,580,500	33.0%	38.4%	97.2%	98.2%
軽自動車税	27	79,085	297,400,900	7,254	26,732,600	7,060	26,031,000	194	701,600	9.2%	9.0%	97.3%	97.4%
	28	79,029	377,568,700	7,353	34,285,600	7,163	33,379,400	190	906,200	9.3%	9.1%	97.4%	97.4%
	29	78,599	393,759,400	7,182	35,225,400	6,932	34,006,900	250	1,218,500	9.1%	8.9%	96.5%	96.5%
	30	78,419	407,327,400	7,077	35,787,300	6,852	34,612,400	225	1,174,900	9.0%	8.8%	96.8%	96.7%
	元	78,368	420,506,600	6,770	35,159,300	6,577	34,223,600	193	935,700	8.6%	8.4%	97.1%	97.3%
合 計	27	869,354	49,013,367,630	222,680	17,148,510,408	215,611	16,728,293,972	7,069	420,216,436	25.6%	35.0%	96.8%	97.5%
	28	869,798	49,342,293,323	223,870	16,797,318,647	217,205	16,460,442,347	6,665	336,876,300	25.7%	34.0%	97.0%	98.0%
	29	866,996	49,778,207,164	223,240	17,384,449,831	216,474	17,086,910,061	6,766	297,539,770	25.7%	34.9%	97.0%	98.3%
	30	856,688	48,989,070,242	220,351	17,273,007,960	213,799	16,975,037,860	6,552	297,970,100	25.7%	35.3%	97.0%	98.3%
	元	843,307	44,584,924,802	216,686	15,841,350,991	210,364	15,535,299,071	6,322	306,051,920	25.7%	35.5%	97.1%	98.1%

XI 税 外 收 入



X I 税外収入（税務関係分）

(1) 税外収入決算状況の推移(税務関係分)

区 分	平成 2 7 年 度			平成 2 8 年 度		
	最終予算額	決 算 額	前年比	最終予算額	決 算 額	前年比
自動車重量譲与税	497,000	541,536	104.0%	530,000	543,991	100.5%
特別とん譲与税	2,600	1,712	68.3%	2,200	2,391	139.7%
地方揮発油譲与税	219,000	236,261	106.1%	211,000	224,460	95.0%
地方道路譲与税※ ¹	1	0	-	1	0	-
森林環境譲与税※ ²	-	-	-	-	-	-
利子割交付金	171,000	152,778	87.8%	79,000	87,089	57.0%
配当割交付金	611,000	491,532	76.6%	469,000	347,475	70.7%
株式等譲渡所得割交付金	689,000	483,549	138.6%	419,000	218,128	45.1%
地方消費税交付金	8,259,000	8,253,758	161.8%	7,329,000	7,414,112	89.8%
自動車取得税交付金	143,000	214,038	164.3%	189,000	220,282	102.9%
環境性能割交付金※ ³	-	-	-	-	-	-
地方特例交付金	322,000	322,442	97.8%	311,000	311,791	96.7%
交通安全対策特別交付金	70,000	72,602	110.1%	71,000	70,041	96.5%
督促手数料	9,361	9,442	98.1%	9,270	9,442	100.0%
納税証明等手数料・自動車臨時運行許可申請手数料（本庁分のみ）	18,455	18,760	99.6%	19,609	17,577	93.7%
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	24,529	24,524	69.4%	-	-	皆減
県税徴収交付金	656,048	667,838	100.2%	663,186	679,024	101.7%
軽自動車標識売払収入	1	15	37.5%	1	16	106.7%
物品売払収入	-	-	-	-	-	-
延滞金	126,811	227,413	116.0%	164,215	186,475	82.0%
加算金	1	0	皆減	1	0	-
軽自動車標識再交付実費弁償金	14	13	118.2%	12	12	92.3%
自動車臨時運行許可番号標識紛失実費弁償金	1	3	100.0%	1	2	66.7%
諸用紙印刷等実費弁償金	45	47	100.0%	49	52	110.6%
滞納処分費	1	133	25.9%	1	829	623.3%
納税通知書等発送用封筒広告収入	119	133	211.1%	118	184	138.3%
配当割額控除額等返還金	1	79	98.8%	1	153	193.7%
還付金返納金	-	17	皆増	-	-	皆減
延納利息	-	-	-	-	1	皆増
求償費	-	-	-	-	-	-
合 計	11,818,988	11,718,625	135.6%	10,466,665	10,333,527	88.2%

(※1) 平成21年度から地方道路譲与税の名称を変更し、地方揮発油譲与税とする。名称変更以前の地方道路税とし

(※2) 令和元年度創設。間伐や路網といった森林整備、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保、木材

(※3) 令和元年度創設。車体課税の見直しにより、自動車取得税交付金を廃止し、環境性能割交付金（R1.10.1施行）

(単位：千円)

平成 2 9 年 度			平成 3 0 年 度			令 和 元 年 度		
最終予算額	決 算 額	前年比	最終予算額	決 算 額	前年比	最終予算額	決 算 額	前年比
546,000	544,162	100.0%	539,000	550,460	101.2%	536,000	569,517	103.5%
2,100	2,639	110.4%	2,300	1,608	60.9%	2,000	1,442	89.7%
209,000	222,007	98.9%	205,000	223,459	100.7%	201,000	197,758	88.5%
1	0	-	1	0	-	1	0	-
-	-	-	-	-	-	17,000	17,183	皆増
90,000	131,754	151.3%	134,000	132,149	100.3%	85,000	68,530	51.9%
417,000	474,105	136.4%	354,000	395,966	83.5%	392,000	444,120	112.2%
399,000	478,887	219.5%	638,000	313,846	65.5%	625,000	238,078	75.9%
7,830,000	7,666,290	103.4%	8,250,000	8,055,974	105.1%	7,750,000	7,757,202	96.3%
301,000	280,200	127.2%	361,000	341,742	122.0%	152,000	160,749	47.0%
-	-	-	-	-	-	60,000	45,283	皆増
320,000	321,208	103.0%	383,000	384,750	119.8%	466,000	466,208	121.2%
70,000	66,272	94.6%	69,000	62,621	94.5%	65,000	63,270	101.0%
9,765	8,868	93.9%	8,902	8,637	97.4%	9,027	9,290	107.6%
18,649	19,839	112.9%	19,883	18,184	91.7%	19,713	17,158	94.4%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
670,086	688,956	101.5%	668,708	697,899	101.3%	687,305	696,741	99.8%
1	15	93.8%	1	9	60.0%	1	11	122.2%
-	-	-	-	4	皆増	-	-	皆減
191,758	177,335	95.1%	162,674	181,288	102.2%	160,858	155,822	86.0%
1	0	-	1	12	皆増	1	14	116.7%
11	8	66.7%	12	9	112.5%	11	9	100.0%
1	1	50.0%	1	5	500.0%	1	2	40.0%
49	44	84.6%	49	42	95.5%	47	46	109.5%
1	101	12.2%	1	468	463.4%	1	0	皆減
126	137	74.5%	122	141	102.9%	121	148	105.0%
1	65	42.5%	1	15	23.1%	1	300	大幅増
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	皆減	-	-	-	-	-	-
-	286	皆増	-	-	皆減	-	-	-
11,074,550	11,083,179	107.3%	11,795,656	11,369,288	102.6%	11,228,088	10,908,881	96.0%

て収入される分は、引き続き、地方道路譲与税として譲与される。
 利用の促進や普及啓発に充てられる。
 を創設。

(2) 自動車重量譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
譲与額	541,536	543,991	544,162	550,460	569,517	
内訳	6月	152,411	148,739	158,843	143,320	158,080
	11月	226,853	221,441	224,554	224,510	237,736
	3月	162,272	173,811	160,765	182,630	173,701

(3) 特別とん譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
譲与額	1,927	2,712	2,932	1,844	1,653	
前年比 (%)	66.7%	140.7%	108.1%	62.9%	89.6%	
	尼崎市	1,712	2,391	2,639	1,608	1,442
尼崎市内訳	9月	972	1,079	1,342	989	697
	3月	740	1,312	1,297	619	745
案分率	尼崎市	0.8888	0.8818	0.8999	0.8718	0.8725
	西宮市	0.1222	0.1182	0.1001	0.1282	0.1275

(4) 地方揮発油譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
譲与額	236,261	224,460	222,007	223,459	197,758	
内訳	6月	74,153	64,979	64,168	62,529	55,132
	11月	74,898	94,945	92,564	90,614	83,115
	3月	87,210	64,536	65,275	70,316	59,511

(5) 地方道路譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
譲与額	0	0	0	0	0	
内訳	6月	0	0	0	0	0
	11月	0	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0

(6) 森林環境譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
譲与額	-	-	-	-	17,183
内訳	9月	-	-	-	8,591
	3月	-	-	-	8,592

(7) 利子割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
交付額	152,778	87,089	131,754	132,149	68,530	
内訳	8月	67,474	27,211	46,840	50,566	28,040
	12月	47,601	29,566	49,746	51,927	23,363
	3月	37,703	30,312	35,168	29,656	17,127

(8) 配当割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
交付額	491,532	347,475	474,105	395,966	444,120	
内訳	8月	114,307	107,273	113,355	116,778	123,034
	12月	20,211	19,789	21,975	20,372	21,984
	3月	357,014	220,413	338,775	258,816	299,102

(9) 株式等譲渡所得割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
交付額	483,549	218,128	478,887	313,846	238,078	
内訳	8月	-	-	-	-	-
	12月	-	-	-	-	-
	3月	483,549	218,128	478,887	313,846	238,078

(10) 地方消費税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度
交 付 額		8,253,758	7,414,112	7,666,290	8,055,974	7,757,202
内 訳	6 月	1,492,112	1,830,861	1,839,047	1,974,295	2,018,211
	9 月	3,305,467	2,356,677	2,510,501	2,549,998	2,512,433
	12 月	1,469,572	1,377,213	1,359,833	1,428,316	1,074,749
	3 月	1,986,607	1,849,361	1,956,909	2,103,365	2,151,809

(11) 自動車取得税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度
交 付 額		214,038	220,282	280,200	341,742	160,749
内 訳	8 月	67,173	64,638	98,507	119,738	101,327
	12 月	68,414	71,973	92,671	103,277	59,422
	3 月	78,451	83,671	89,022	118,727	0

(12) 環境性能割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度
交 付 額		—	—	—	—	45,283
内 訳	8 月	—	—	—	—	—
	12 月	—	—	—	—	13,613
	3 月	—	—	—	—	31,670

(13) 地方特例交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度
交 付 額		322,442	311,791	321,208	384,750	466,208
内 訳	4 月	164,384	167,232	167,907	186,726	217,045
	9 月	158,058	144,559	153,301	198,024	249,163

(14) 交通安全対策特別交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度
交 付 額		72,602	70,041	66,272	62,621	63,270
内 訳	9 月	37,721	36,492	35,074	32,787	32,631
	3 月	34,881	33,549	31,198	29,834	30,639

(15) 県税徴収交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元 年度
総額 (7月、10月、1月、4月)		667,838	679,024	688,956	697,899	696,741
納 税 義 務 者 割		623,178	628,326	643,989	649,635	660,147
通 知 書 割		0	0	0	0	0
払 込 金 額 割		1,696	687	881	738	654
過 誤 納 金 還 付 充 当 額 等		42,964	50,011	44,086	47,526	35,940

(14) 税務関係証明書の発行等に関する調

(単位：件・円)

区 分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
本 庁	総 額	件数	57,531	52,140	60,619	54,855	52,028	
		金額	(4,966)	(4,314)	(4,314)	(5,252)	(5,368)	
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	29,658	27,474	33,362	27,963	24,057	
		金額	(1,280)	(648)	(802)	(795)	(580)	
	固 定 資 産 評 価 額 証 明 ※ 1	件数	19,173	18,848	19,470	19,825	19,922	
		金額	(1,575)	(1,365)	(1,100)	(1,040)	(1,417)	
	納 税 証 明 ※ 2	件数	8,700	5,818	7,787	7,067	8,049	
		金額	(2,111)	(2,301)	(3,430)	(3,417)	(3,371)	
	支 所 ・ 出 張 所 (サ ー ビ ス セ ン タ ー ・ 証 明 コ ー ナ ー)	総 額	件数	56,284	57,204	47,351	42,054	36,424
			金額	(5,626)	(5,726)	(3,850)	(4,219)	(4,023)
		市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	42,479	43,629	37,094	31,874	26,940
			金額	(420)	(439)	(310)	(681)	(705)
固 定 資 産 評 価 額 証 明		件数	8,223	7,736	6,234	6,207	5,716	
		金額	(929)	(813)	(583)	(765)	(692)	
納 税 証 明		件数	5,582	5,839	4,023	3,973	3,768	
		金額	(4,277)	(4,474)	(2,957)	(2,773)	(2,626)	
時 間 外 交 付 (再 掲) ※ 3		件数	502	0	0	0	0	
		金額	(12)	0	0	0	0	
合 計		総 額	件数	113,815	109,344	107,970	96,909	88,452
			金額	(10,592)	(10,040)	(8,164)	(9,471)	(9,391)
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	72,137	71,103	70,456	59,837	50,997	
		金額	(1,700)	(1,087)	(1,112)	(1,476)	(1,285)	
	固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	27,396	26,584	25,704	26,032	25,638	
		金額	(2,504)	(2,178)	(1,683)	(1,805)	(2,109)	
	納 税 証 明	件数	14,282	11,657	11,810	11,040	11,817	
		金額	(6,388)	(6,775)	(6,387)	(6,190)	(5,997)	
			金額	2,368,200	1,473,000	1,636,500	1,470,000	1,755,300

(注) 件数のうち () 内は手数料免除分を再掲。

※ 1 本庁の固定資産評価額証明には住宅用家屋証明等を含む。

※ 2 本庁の納税証明には未納のない証明等を含む。

※ 3 平成28年度よりサービスセンターの時間外交付は終了している。

※ 4 平成29年3月31日に証明コーナーは廃止されている。

XII 徵 收 經 費



XII 徴収経費

徴収経費決算状況の推移

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度
税 収 入 額	(1) 市 税	76,679,351	77,892,183
	(2) 個 人 の 県 民 税	15,110,111	15,233,625
	(3) 合 計	91,789,462	93,125,808
徴 税	(4) 基 本 給	400,590	408,912
	(5) 諸 手 当	244,028	262,472
	(ア) 超 過 勤 務 手 当	4,146	7,117
	(イ) 税 務 特 別 手 当	52	32
	(ウ) そ の 他 の 手 当	239,830	255,323
	(6) 共 済 組 合 負 担 金 等	149,115	156,069
	(7) 報 酬	101,624	105,636
	(8) そ の 他	316	279
	(9) 小 計	895,673	933,368
	費	(10) 旅 費	3,881
(11) 賃 金		30,421	44,789
(12) そ の 他		229,065	234,797
(13) 小 計		263,367	283,936
報奨金及びこれに類する経費	(14) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	-	-
	(15) 納 税 組 合 奨 励 金	-	-
	(16) 小 計	0	0
そ の 他	(17) そ の 他	220,534	221,634
合 計	(18) 合 計	1,379,574	1,438,938
県 民 税 徴 収 取 扱 費	(19) 納 税 通 知 書 等 を 基 準 に し た 金 額	0	0
	(20) 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額	2,176	2,005
	(21) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	620,460	621,129
	(22) 合 計	622,636	623,134
純 徴 税 費	(23) (18) - (22)	756,938	815,804
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(24) (18) / (3)	1.5%	1.5%
	(25) (23) / (1)	1.0%	1.0%

課税状況調（39表）（単位：千円）

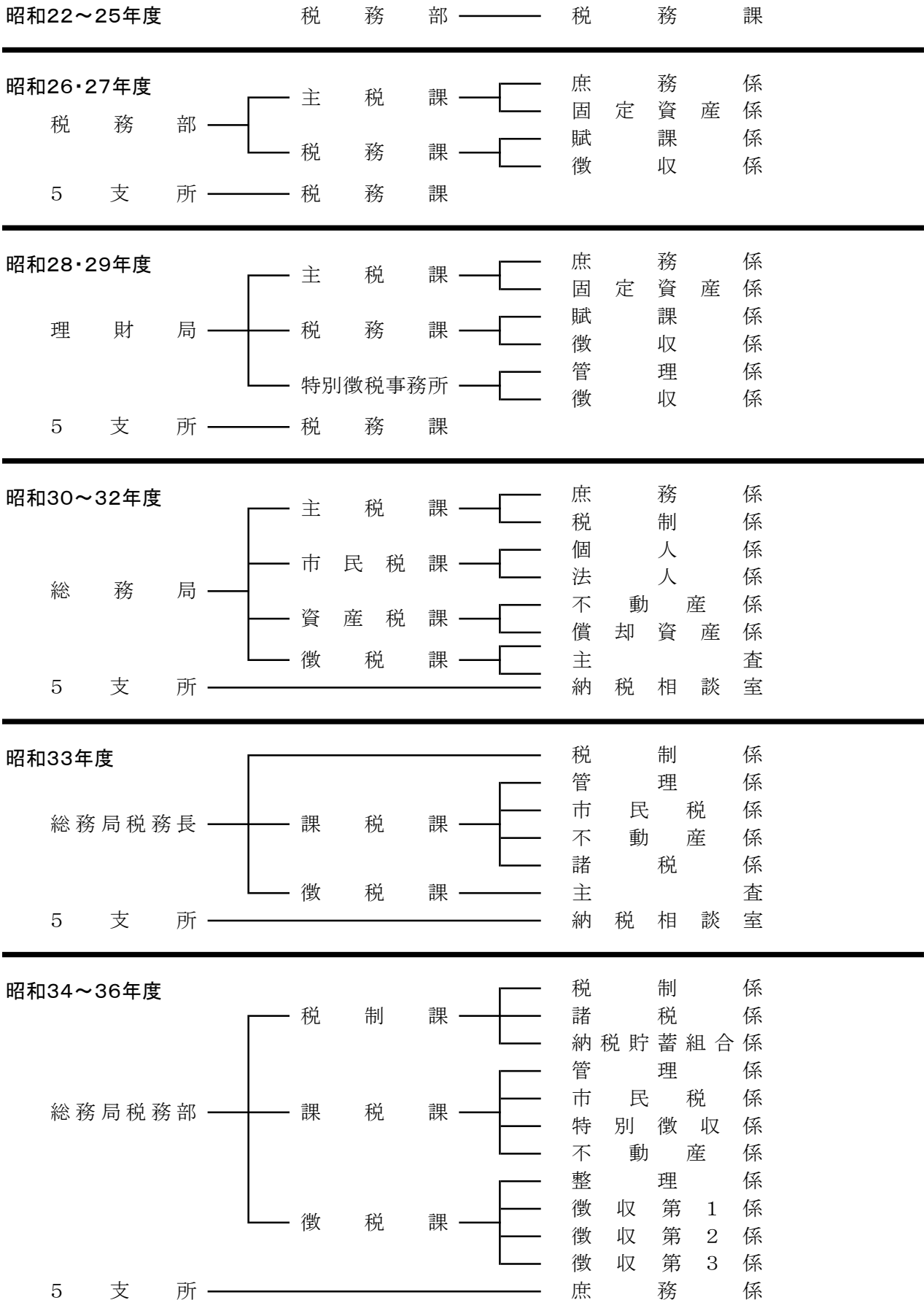
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
77,459,503	77,659,392	78,767,750	79,238,902	80,591,085
15,465,971	15,682,779	15,816,457	16,195,754	16,688,447
92,925,474	93,342,171	94,584,207	95,434,656	97,279,532
406,397	404,339	390,062	392,067	395,786
252,369	248,778	241,757	253,978	261,084
11,187	9,164	9,879	13,552	12,393
20	44	32	23	31
241,162	239,570	231,846	240,403	248,660
153,627	149,348	149,708	149,199	152,415
106,050	114,327	107,962	107,149	104,097
772	499	275	1,066	767
919,215	917,291	889,764	903,459	914,149
4,425	4,748	4,146	3,873	3,946
43,900	40,877	42,795	43,645	42,559
236,321	230,957	231,855	308,212	315,047
284,646	276,582	278,796	355,730	361,552
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
221,117	232,158	188,384	222,347	261,249
1,424,978	1,426,031	1,356,944	1,481,536	1,536,950
0	0	0	0	0
1,696	687	881	738	654
623,178	628,326	643,989	649,635	660,147
624,874	629,013	644,870	650,373	660,801
800,104	797,018	712,074	831,163	876,149
1.5%	1.5%	1.4%	1.6%	1.6%
1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%

XIII 稅 務 機 構

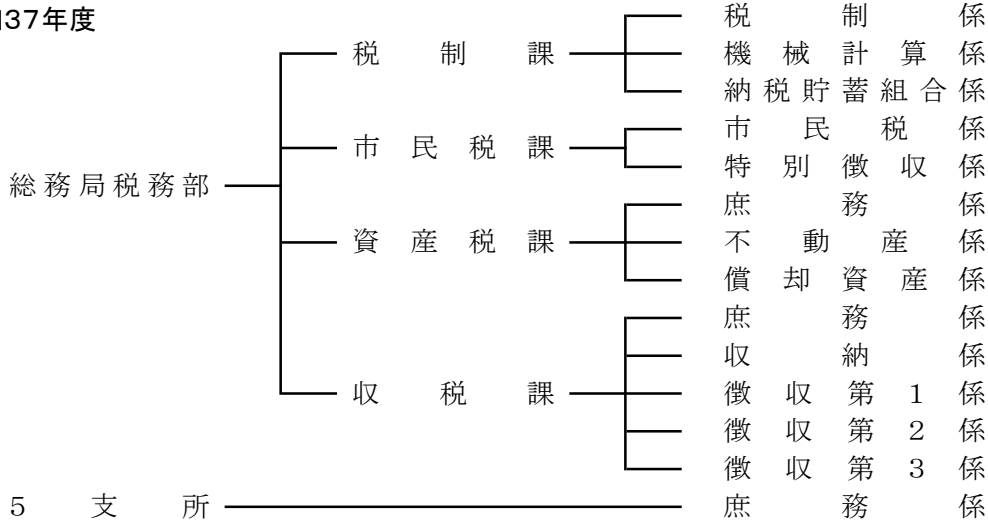


XIII 税務機構

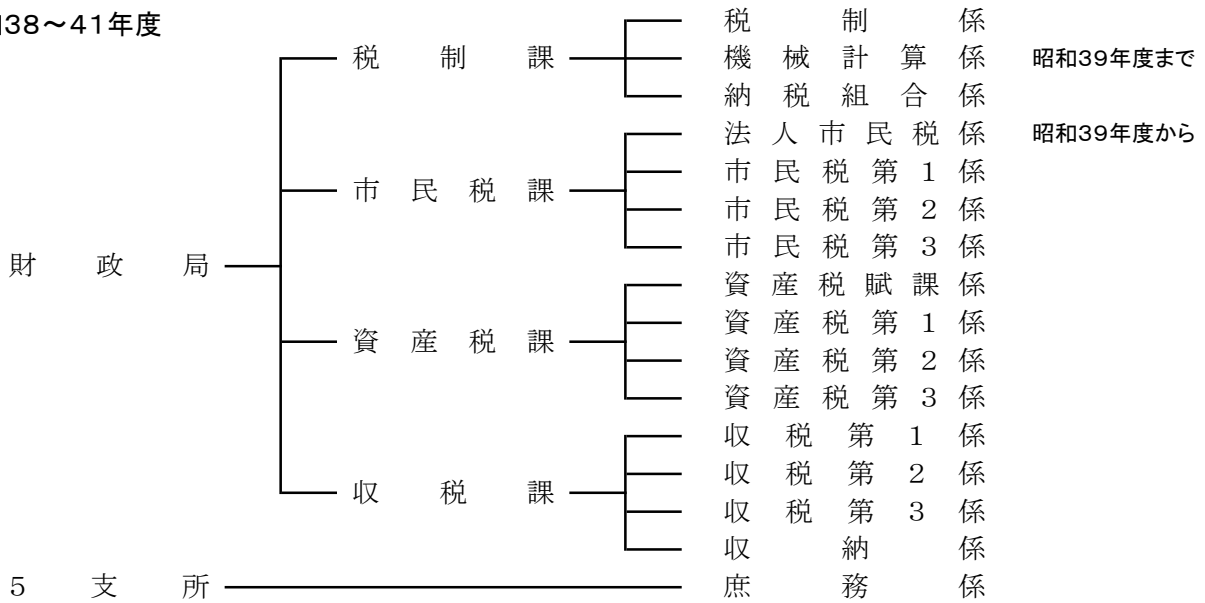
(1) 税務機構の変遷



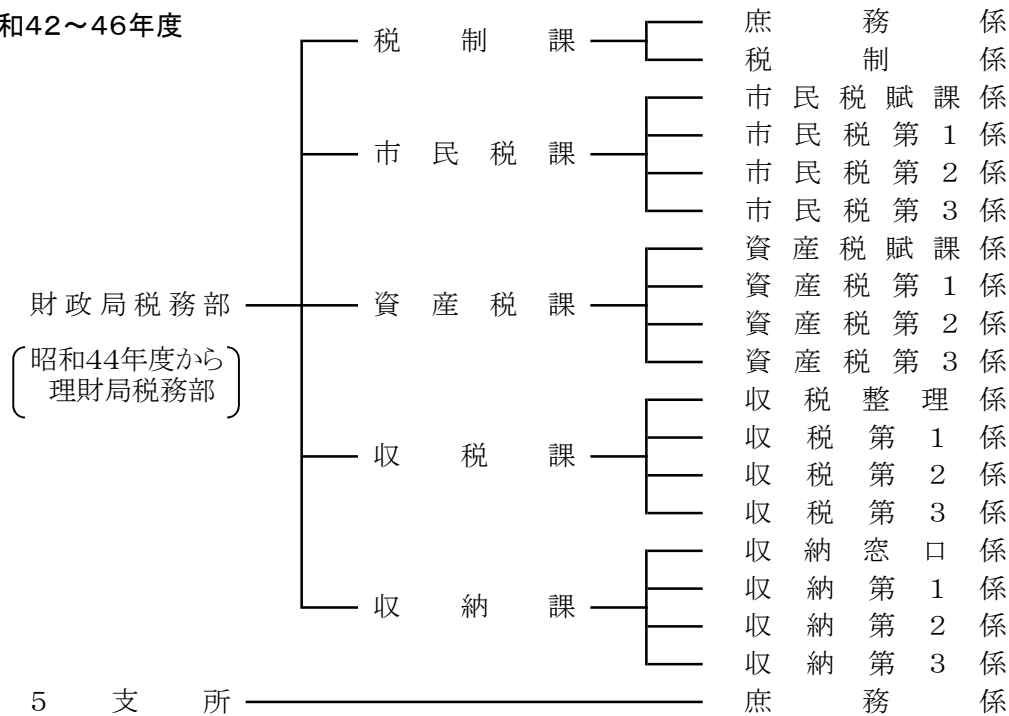
昭和37年度



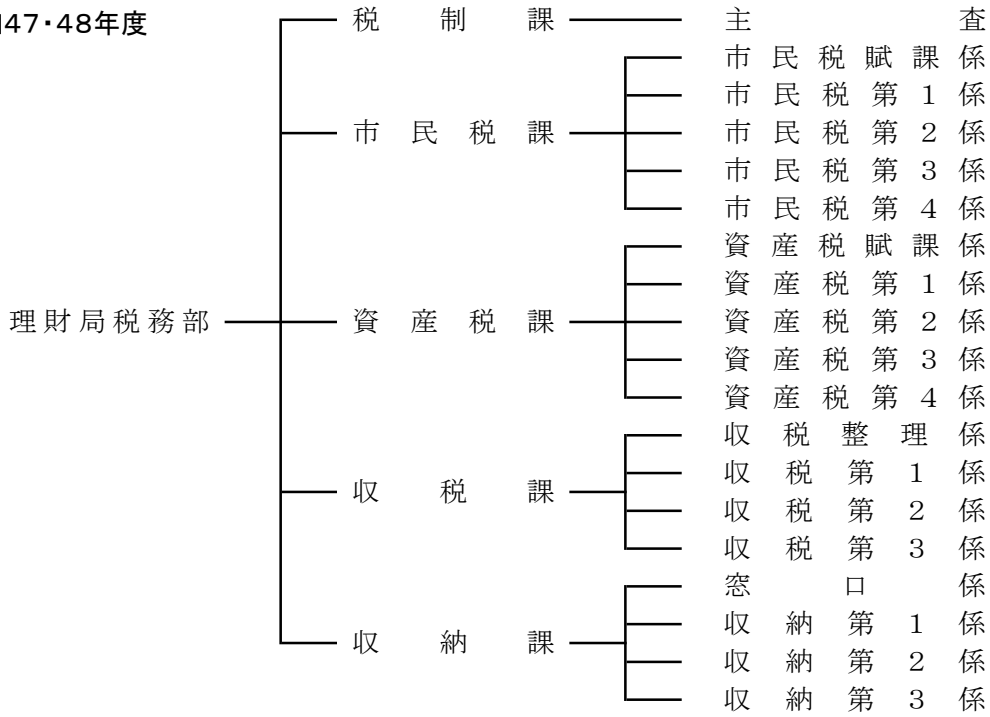
昭和38～41年度



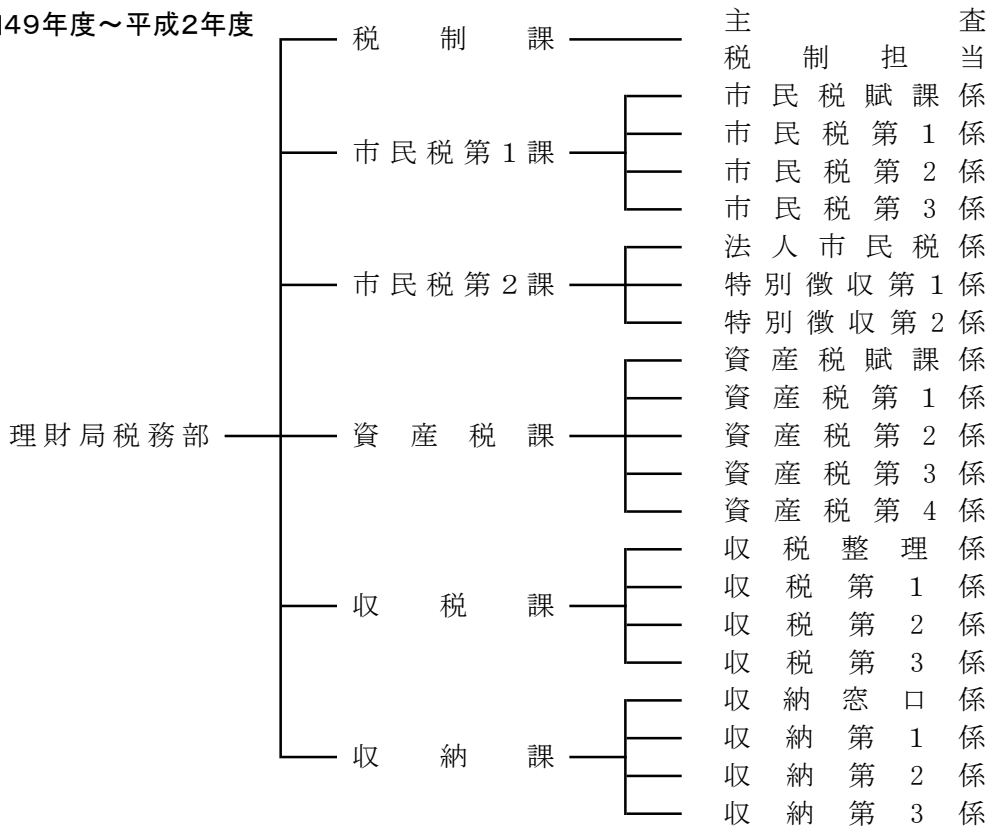
昭和42～46年度



昭和47・48年度

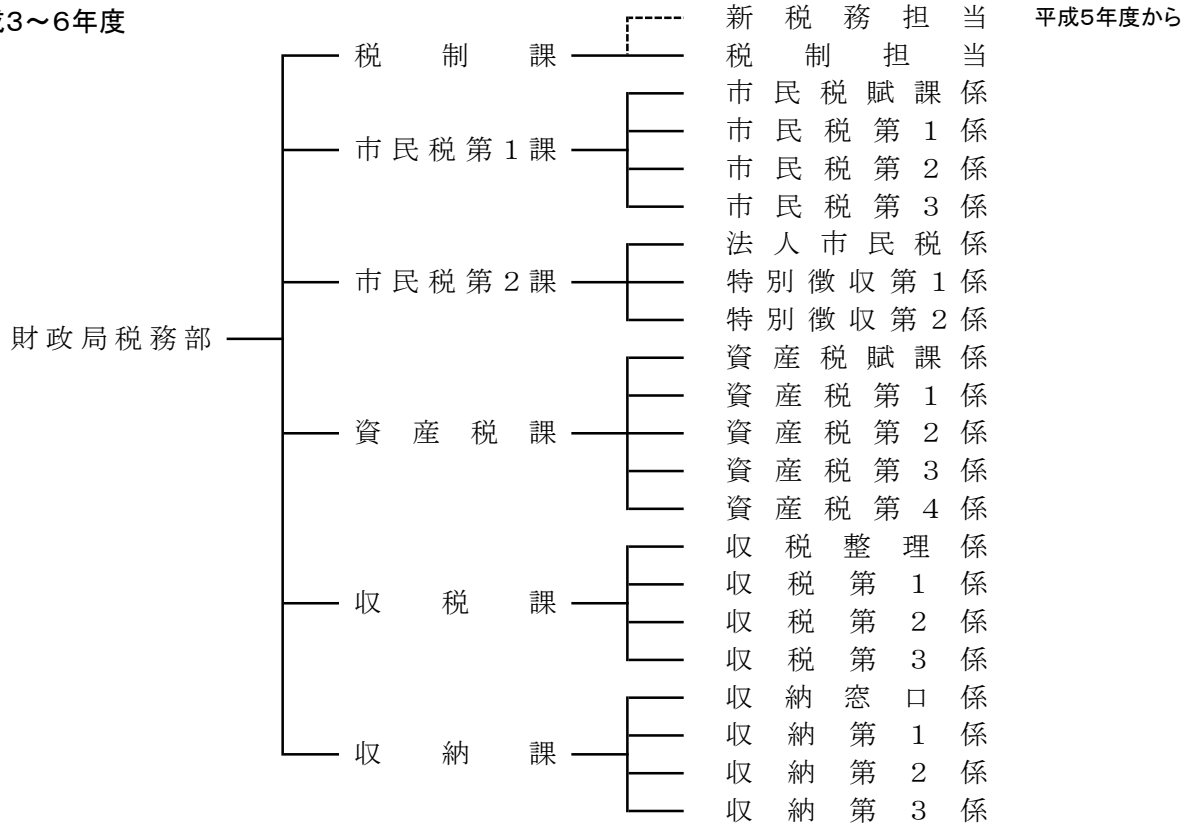


昭和49年度～平成2年度

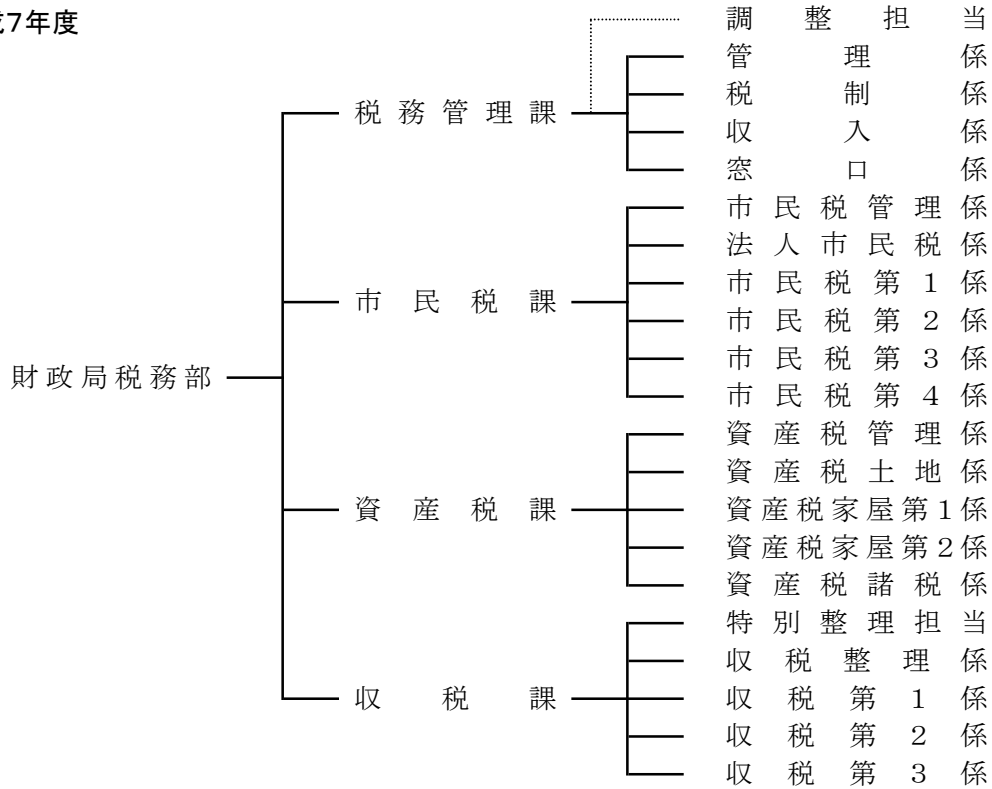


昭和55年度まで
昭和56年度から

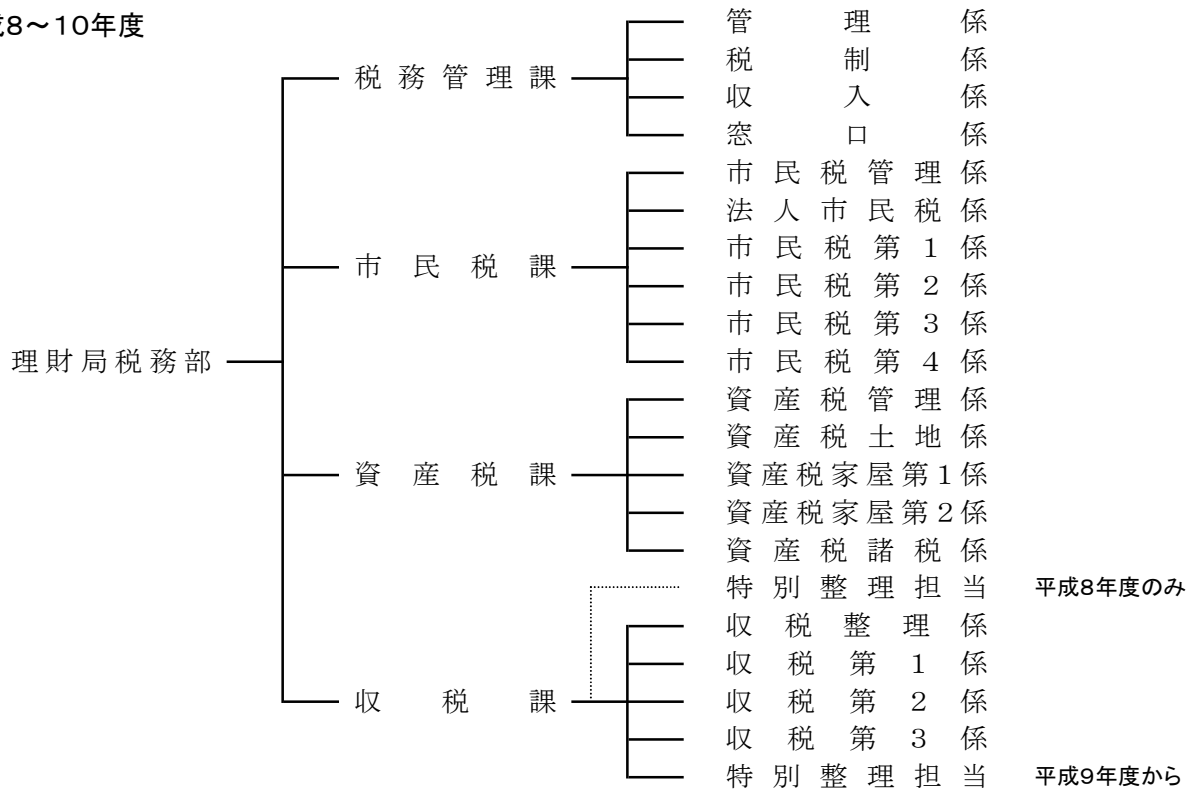
平成3～6年度



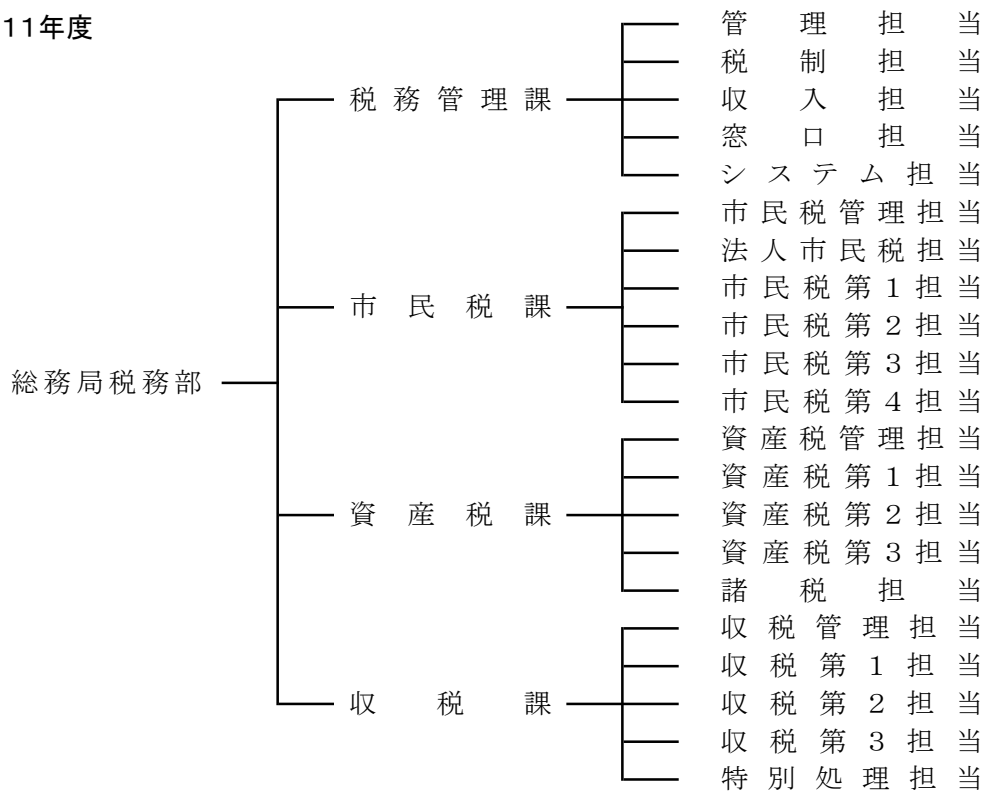
平成7年度



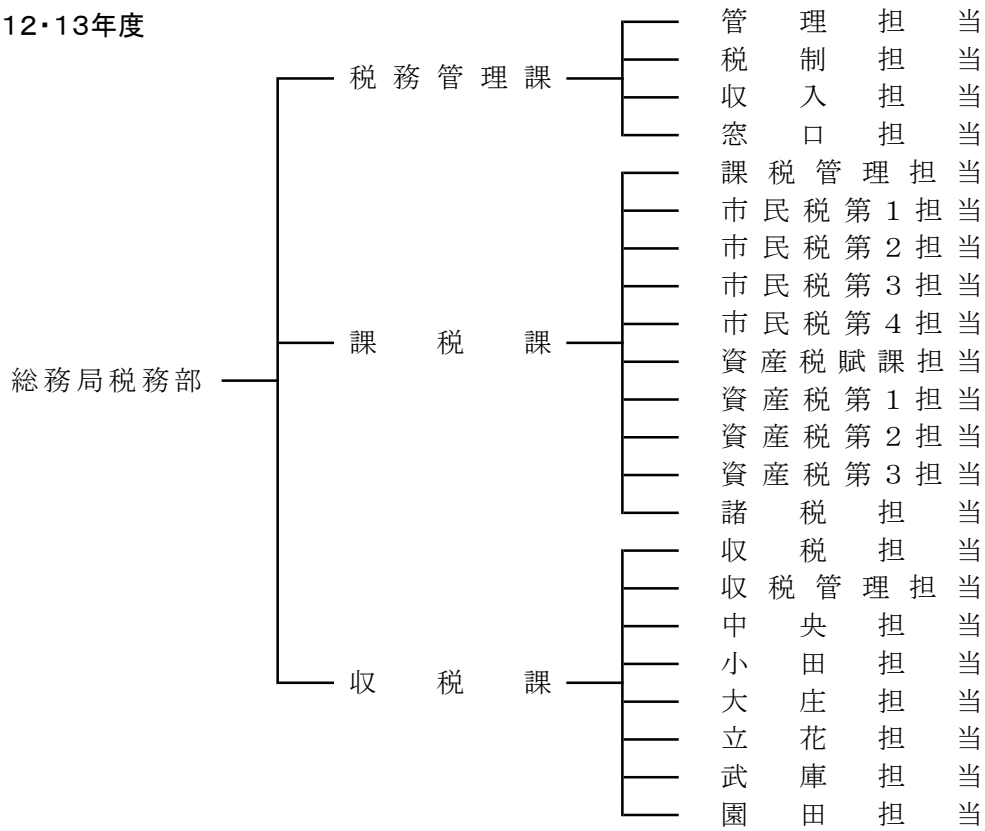
平成8～10年度



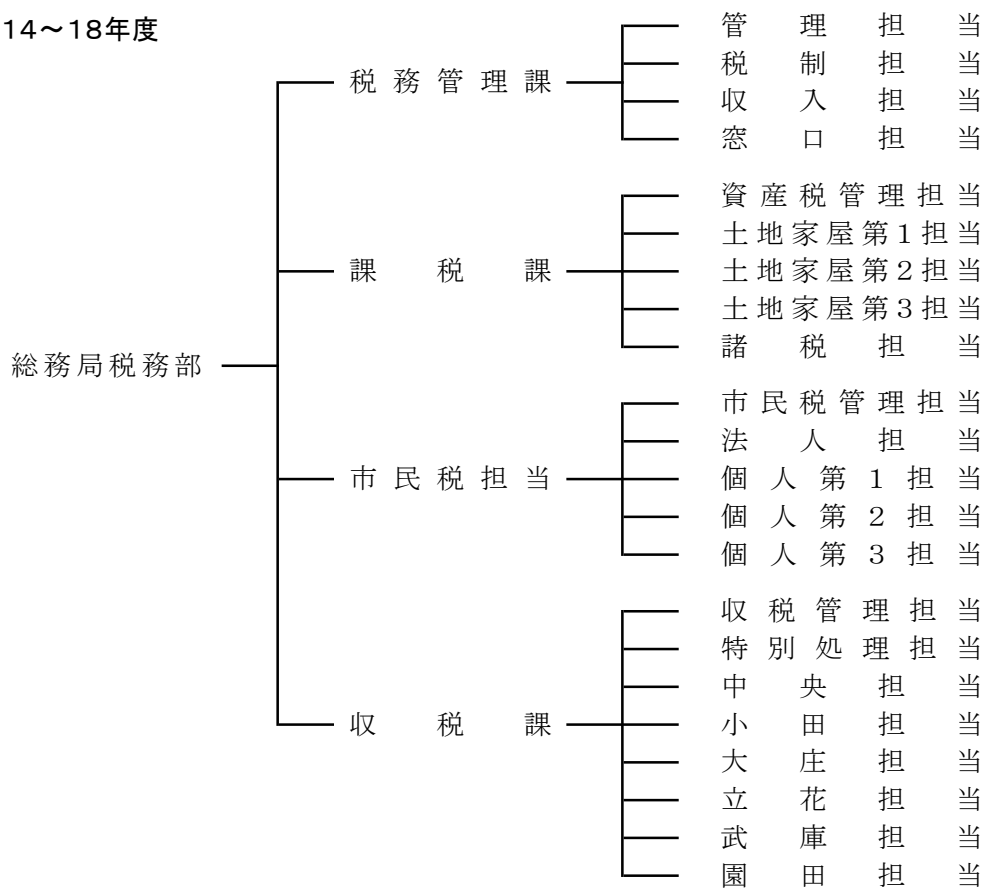
平成11年度



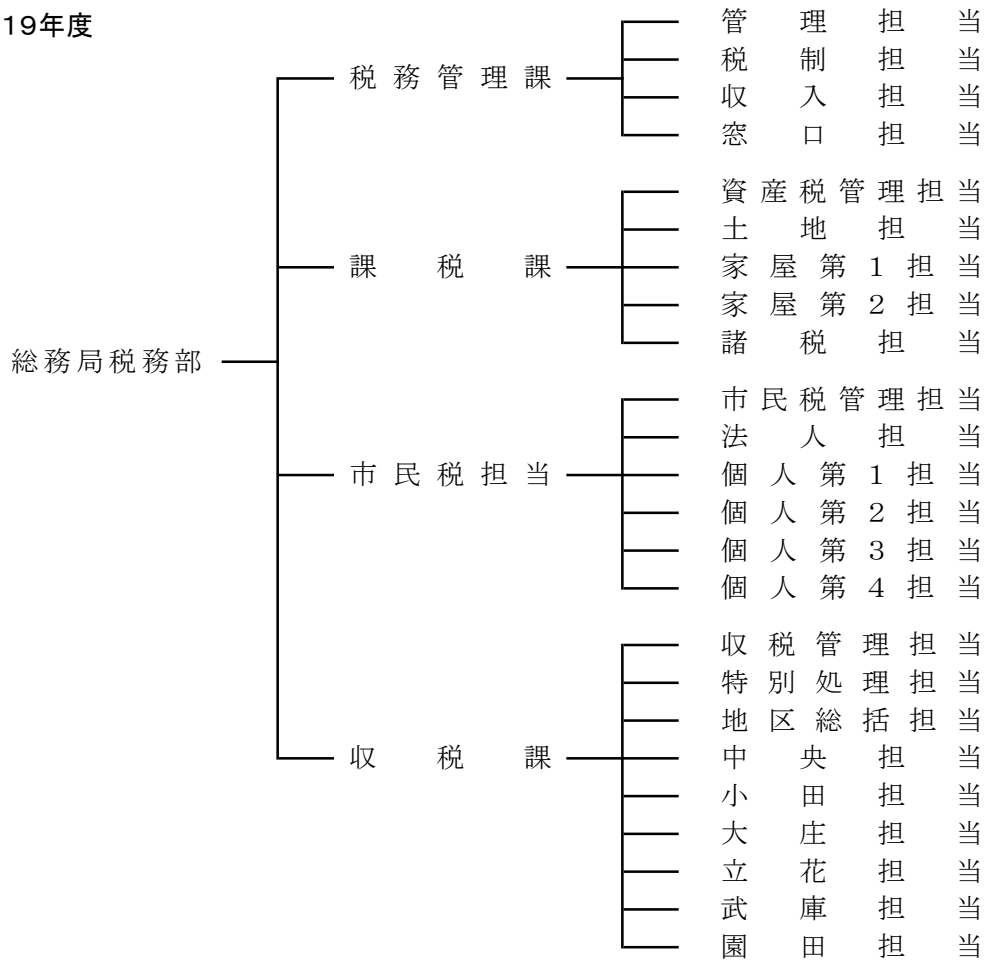
平成12・13年度



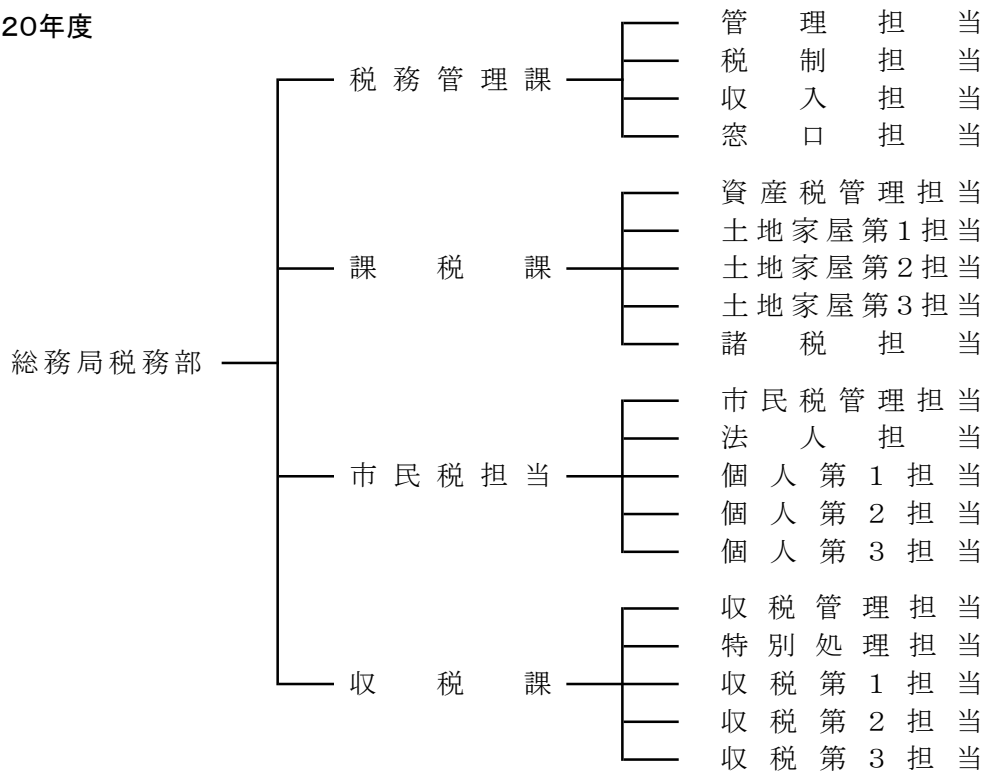
平成14～18年度



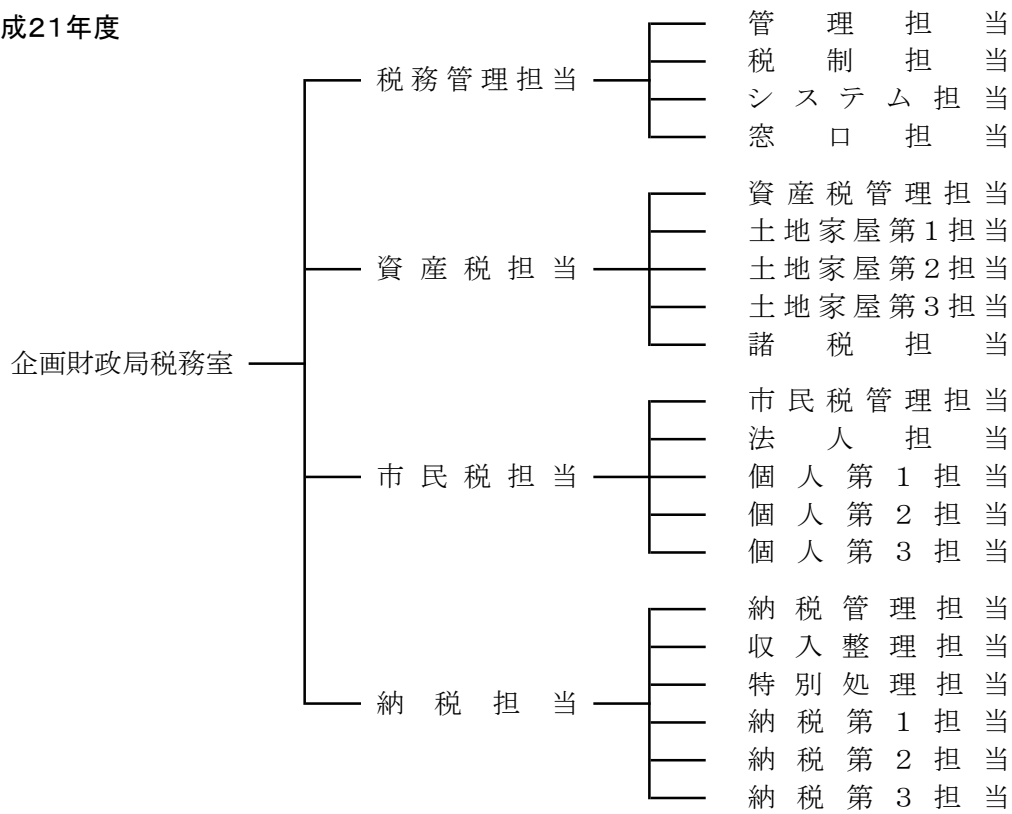
平成19年度



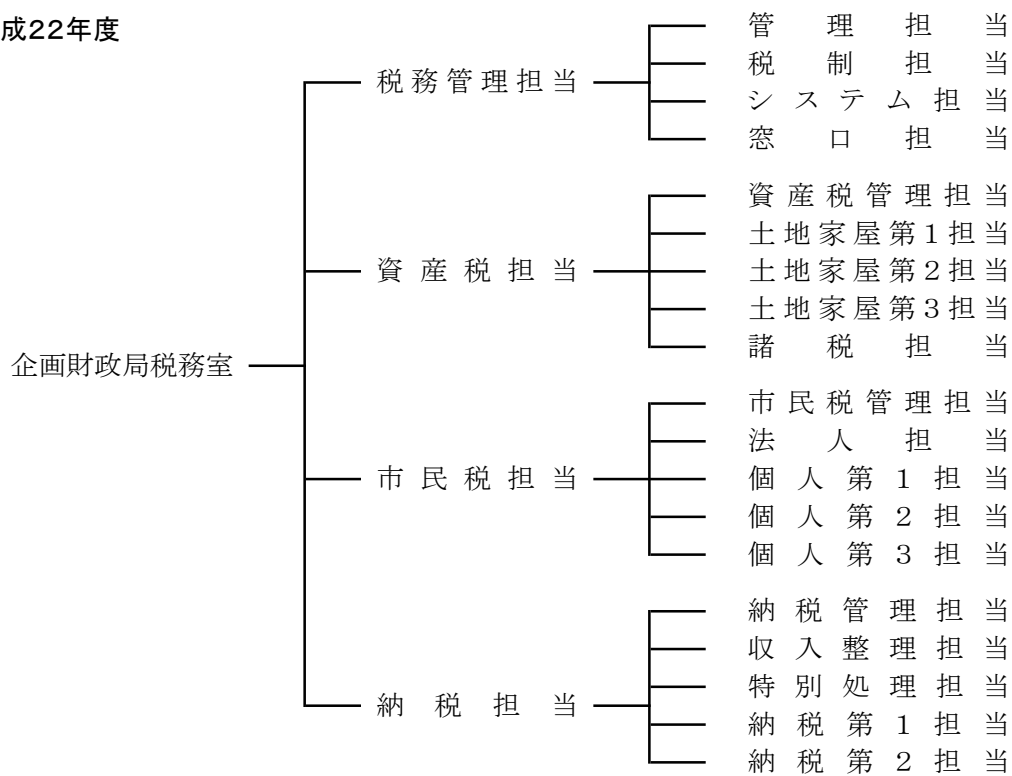
平成20年度



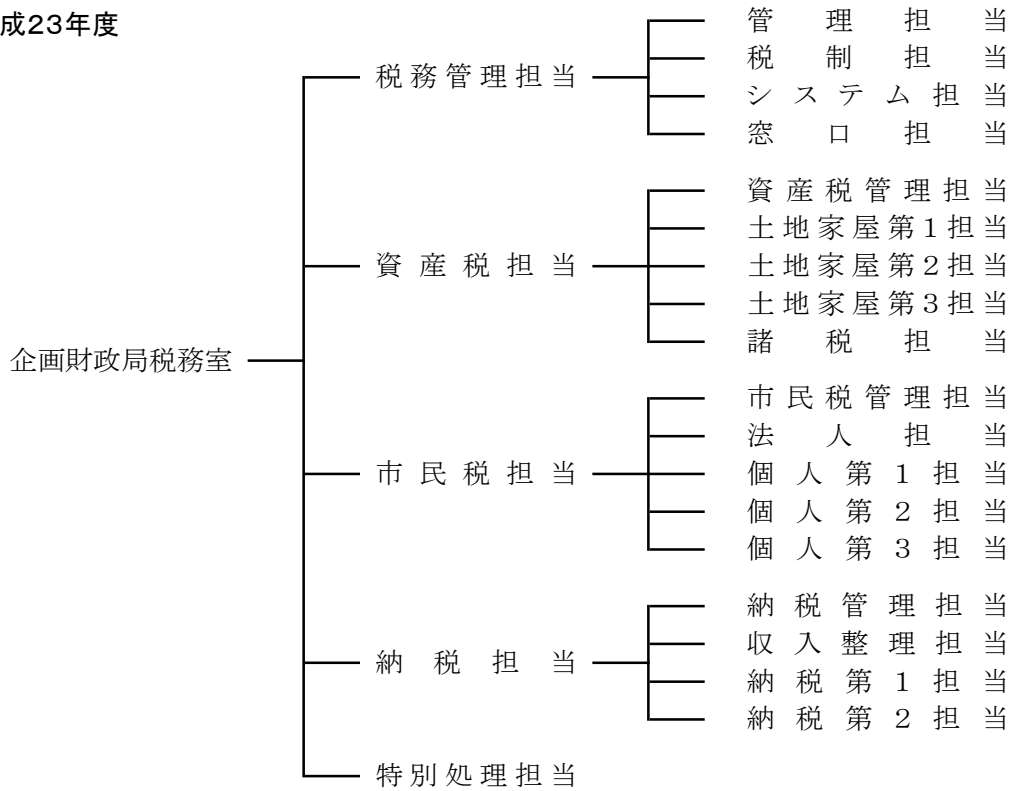
平成21年度



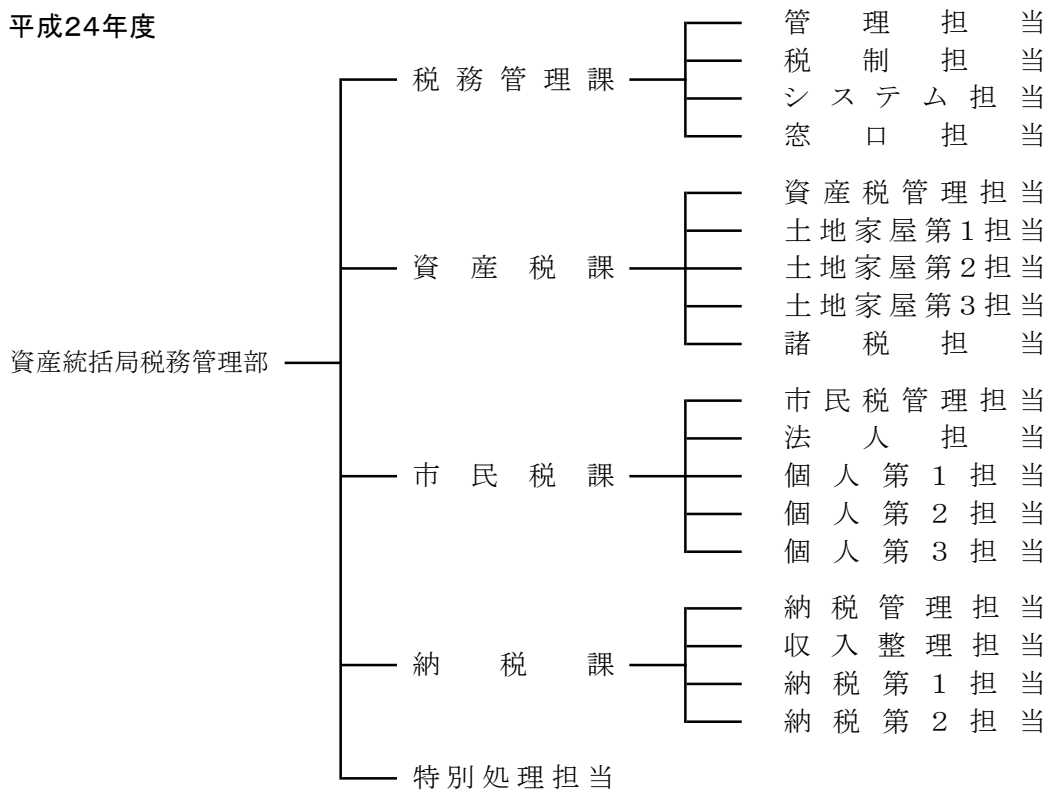
平成22年度



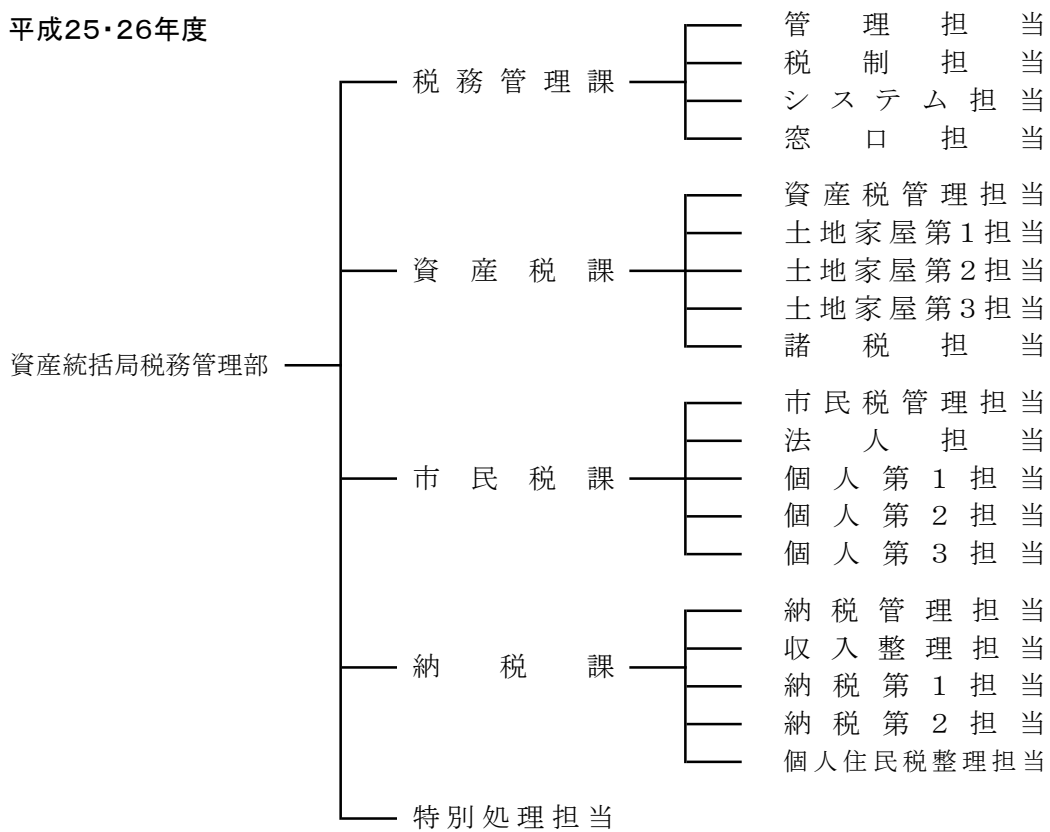
平成23年度



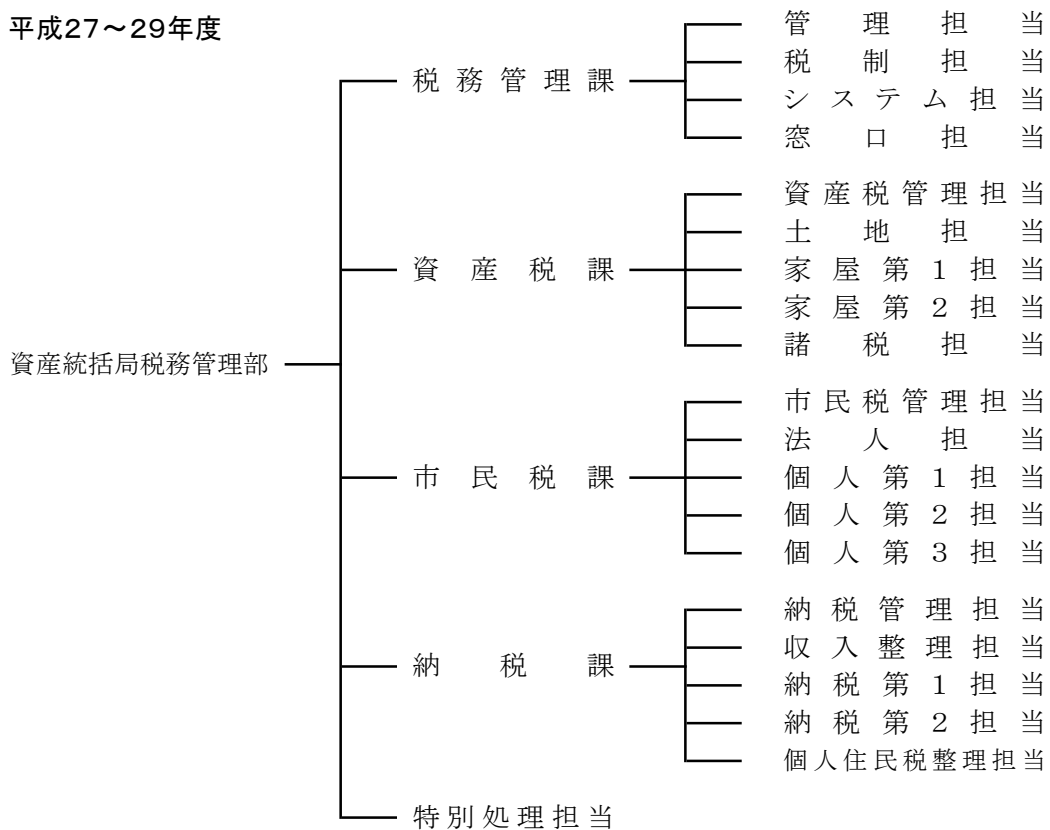
平成24年度



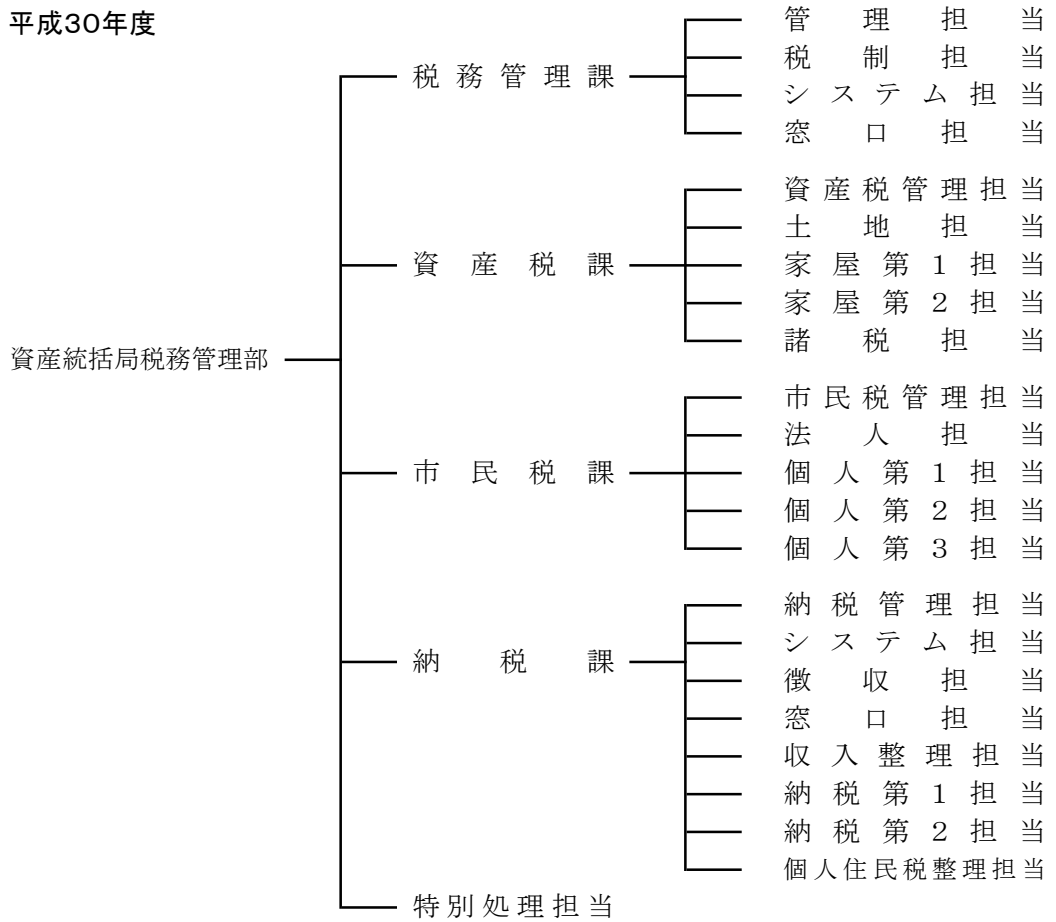
平成25・26年度



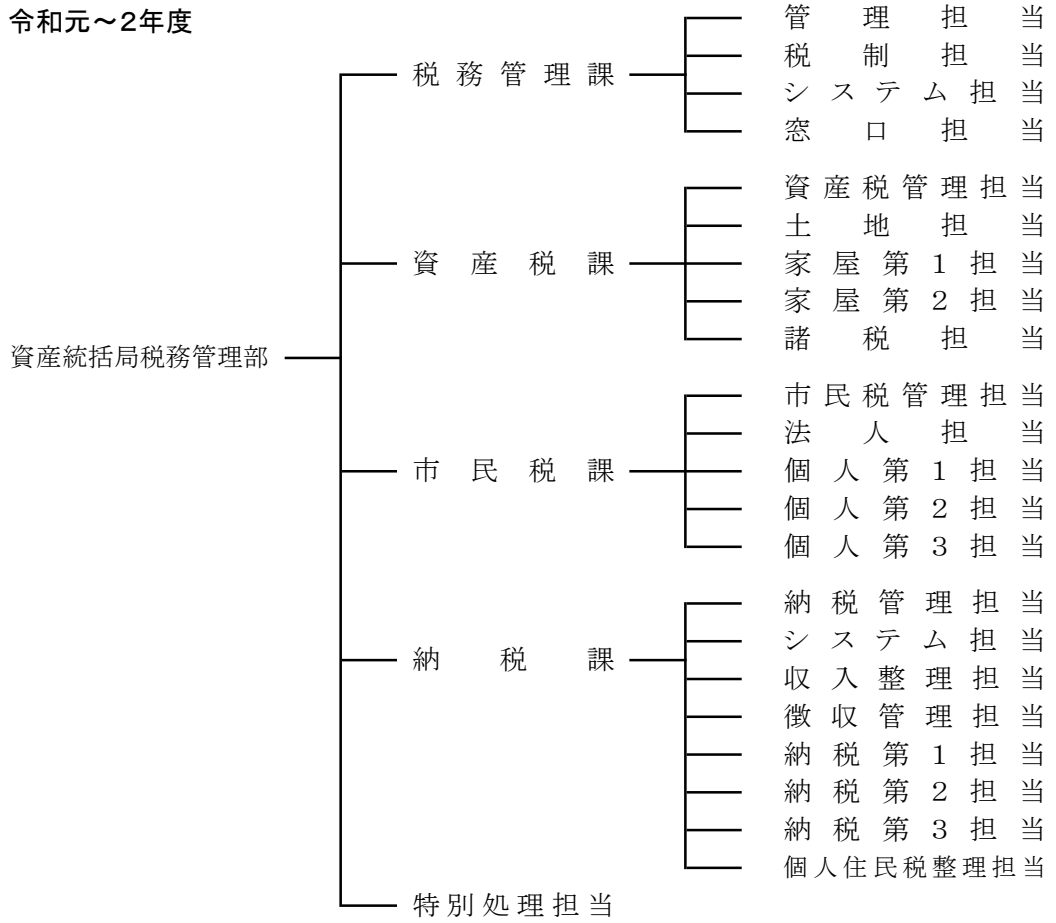
平成27～29年度



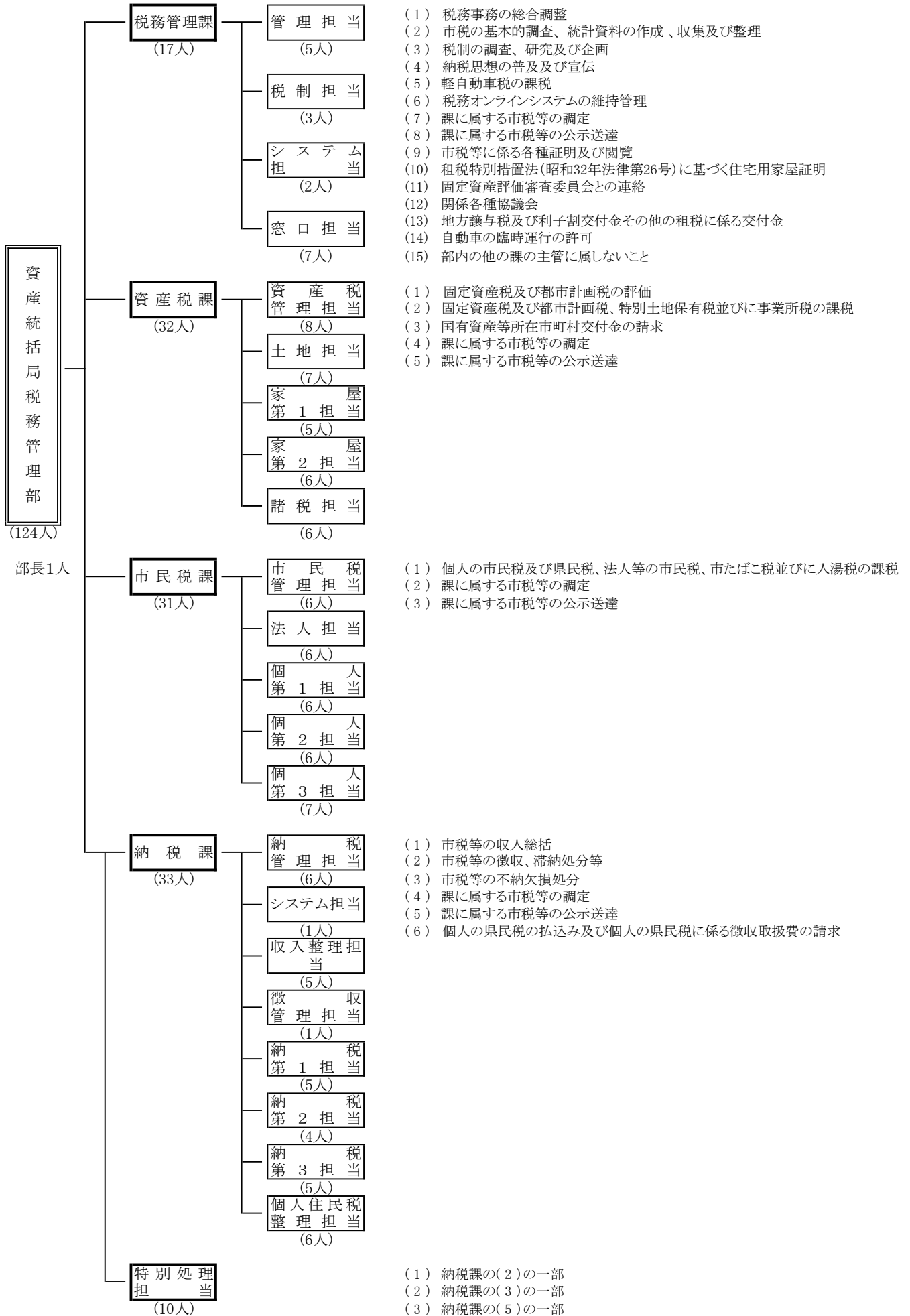
平成30年度



令和元～2年度



(2) 税務機構及び事務分掌(令和2年4月1日現在)



(注) ①管理担当、資産税管理担当、市民税管理担当、納税管理担当及び特別処理担当の人数には、担当課長を含む。
②納税管理担当の人数には、東京都派遣1人を含む。

(3) 税務管理部(税務部・税務室)職員の課(担当)

(単位:人)

課名	係名	28年度	課名	係名	29年度	課名	係名	30年度	課名	係名	令和元年度	課名	係名	令和2年度
税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6
	税制担当	4		税制担当	4		税制担当	4		税制担当	4		税制担当	3
	システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2
	窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	7
	計	18		計	18		計	18		計	18		計	18
資産税課	資産税管理担当	6	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	8
	土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7
	家屋第1担当	5		家屋第1担当	6		家屋第1担当	6		家屋第1担当	6		家屋第1担当	5
	家屋第2担当	6		家屋第2担当	6		家屋第2担当	5		家屋第2担当	5		家屋第2担当	6
	諸税担当	5		諸税担当	5		諸税担当	5		諸税担当	6		諸税担当	6
	計	29		計	31		計	30		計	31		計	32
市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6
	法人担当	6		法人担当	6		法人担当	6		法人担当	6		法人担当	6
	個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	6
	個人第2担当	6		個人第2担当	7		個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第2担当	6
	個人第3担当	7		個人第3担当	6		個人第3担当	7		個人第3担当	7		個人第3担当	7
	計	31		計	31		計	31		計	31		計	31
納税課	納税管理担当	10	納税課	納税管理担当	10	納税課	納税管理担当	4	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	6
	収入整理担当	5		収入整理担当	6		システム担当	1		システム担当	1		システム担当	1
	納税第1担当	6		納税第1担当	5		徴収担当	1		収入整理担当	7		収入整理担当	5
	納税第2担当	1		納税第2担当	2		窓口担当	5		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1
	個人住民税整理担当	4		個人住民税整理担当	4		収入整理担当	6		納税第1担当	6		納税第1担当	5
							納税第1担当	8		納税第2担当	4		納税第2担当	4
							納税第2担当	2		納税第3担当	4		納税第3担当	5
							個人住民税整理担当	5		個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	6
	計	26		計	27		計	32		計	34		計	33
特別処理担当	11	特別処理担当	11	特別処理担当	10	特別処理担当	11	特別処理担当	10					
計	37	計	38	計	10	計	11	計	10					
合計	115	合計	118	合計	121	合計	125	合計	124					

(注) ①各年度4月1日現在の人員。

②税務管理課管理担当の人数には、税務管理部長を含む。

③納税管理担当の人数には、東京都派遣1人を含む。

XIV 参 考



XIV 参 考

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その1)

区 分	平成 27 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	20,526,700	100.5%	21,947,567	99.3%	21,076,323	99.9%
市 町 村 民 税	9,113,500	101.1%	9,955,661	99.3%	9,547,965	99.9%
個 人	7,139,600	101.2%	7,602,840	100.7%	7,223,698	101.5%
均 等 割	211,500	102.3%	226,186	100.6%	213,856	101.2%
所 得 割	6,928,100	101.1%	7,376,654	100.7%	7,009,842	101.5%
法 人	1,973,900	100.8%	2,352,821	95.0%	2,324,267	95.1%
均 等 割	390,500	99.9%	428,336	99.9%	419,143	100.1%
税 割	1,583,400	101.0%	1,924,485	94.0%	1,905,124	94.0%
固 定 資 産 税	8,707,900	100.0%	9,143,899	99.2%	8,754,987	99.8%
純固定資産税	8,617,200	100.1%	9,052,772	99.3%	8,663,860	99.9%
土 地	3,359,600	99.9%	3,540,252	99.7%	3,395,164	100.4%
家 屋	3,657,600	98.9%	3,871,574	97.9%	3,691,111	98.5%
償却資産	1,600,000	103.2%	1,640,946	101.5%	1,577,585	101.9%
交 付 金	90,700	97.7%	91,127	97.6%	91,127	97.6%
軽自動車税	199,900	104.7%	215,161	101.8%	200,254	102.7%
市町村たばこ税	900,700	97.6%	940,165	98.9%	936,121	98.5%
特別土地保有税	600	54.5%	11,724	144.7%	3,309	185.1%
入 湯 税	22,600	99.6%	23,567	101.2%	22,743	101.7%
事 業 所 税	360,900	104.2%	362,644	101.5%	361,325	101.6%
都 市 計 画 税	1,232,200	100.5%	1,289,492	99.5%	1,244,437	100.0%
そ の 他	-11,600	86.6%	5,254	103.3%	5,182	103.2%

(単位:百万円)

平成28年度						区 分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	
20,697,000	100.8%	22,034,395	100.4%	21,278,361	101.0%	総 計
9,098,100	99.8%	9,928,202	99.7%	9,573,614	100.3%	市 町 村 民 税
7,215,000	101.1%	7,694,073	101.2%	7,365,130	102.0%	個 人
212,700	100.6%	227,638	100.6%	217,192	101.6%	均 等 割
7,002,300	101.1%	7,466,435	101.2%	7,147,938	102.0%	所 得 割
1,883,100	95.4%	2,234,129	95.0%	2,208,484	95.0%	法 人
400,600	102.6%	441,577	103.1%	433,264	103.4%	均 等 割
1,482,500	93.6%	1,792,552	93.1%	1,775,220	93.2%	税 割
8,815,600	101.2%	9,231,755	101.0%	8,893,464	101.6%	固 定 資 産 税
8,725,700	101.3%	9,141,503	101.0%	8,803,212	101.6%	純固定資産税
3,372,100	100.4%	3,515,589	99.3%	3,392,738	99.9%	土 地
3,745,000	102.4%	3,945,348	101.9%	3,787,032	102.6%	家 屋
1,608,600	100.5%	1,680,566	102.4%	1,623,442	102.9%	償 却 資 産
89,900	99.1%	90,252	99.0%	90,252	99.0%	交 付 金
244,200	122.2%	253,963	118.0%	238,411	119.1%	軽 自 動 車 税
917,100	101.8%	910,894	96.9%	910,876	97.3%	市 町 村 た ば こ 税
800	133.3%	14,417	123.0%	7,211	217.9%	特 別 土 地 保 有 税
22,000	97.3%	23,089	98.0%	22,427	98.6%	入 湯 税
361,200	100.1%	366,982	101.2%	365,941	101.3%	事 業 所 税
1,249,200	101.4%	1,300,243	100.8%	1,261,635	101.4%	都 市 計 画 税
-11,200	96.6%	4,850	92.3%	4,782	92.3%	そ の 他

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その2)

区 分	平成 29 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	21,136,500	102.1%	22,165,150	100.6%	21,507,747	101.1%
市 町 村 民 税	9,344,000	102.7%	10,003,243	100.8%	9,694,911	101.3%
個 人	7,398,300	102.5%	7,756,006	100.8%	7,470,790	101.4%
均 等 割	215,600	101.4%	228,758	100.5%	220,007	101.3%
所 得 割	7,182,700	102.6%	7,527,248	100.8%	7,250,783	101.4%
法 人	1,945,700	103.3%	2,247,237	100.6%	2,224,121	100.7%
均 等 割	406,500	101.5%	447,424	101.3%	439,852	101.5%
税 割	1,539,200	103.8%	1,799,813	100.4%	1,784,269	100.5%
固 定 資 産 税	8,984,400	101.9%	9,319,018	100.9%	9,025,404	101.5%
純固定資産税	8,895,700	101.9%	9,230,920	101.0%	8,937,306	101.5%
土 地	3,364,100	99.8%	3,490,846	99.3%	3,387,198	99.8%
家 屋	3,849,000	102.8%	4,021,255	101.9%	3,882,528	102.5%
償 却 資 産	1,682,600	104.6%	1,718,819	102.3%	1,667,580	102.7%
交 付 金	88,700	98.7%	88,098	97.6%	88,098	97.6%
軽 自 動 車 税	250,600	102.6%	264,231	104.0%	248,597	104.3%
環 境 性 能 割	0	-	0	-	0	-
種 別 割 (旧軽自動車税)	250,600	102.6%	264,231	104.0%	248,597	104.3%
市町村たばこ税	922,800	100.6%	862,328	94.7%	862,315	94.7%
特別土地保有税	1,700	212.5%	6,144	42.6%	585	8.1%
入 湯 税	22,300	101.4%	23,267	100.8%	22,689	101.2%
事 業 所 税	366,600	101.5%	372,118	101.4%	371,200	101.4%
都 市 計 画 税	1,257,500	100.7%	1,309,385	100.7%	1,276,694	101.2%
そ の 他	-13,400	119.6%	5,416	111.7%	5,352	111.9%

(単位:百万円)

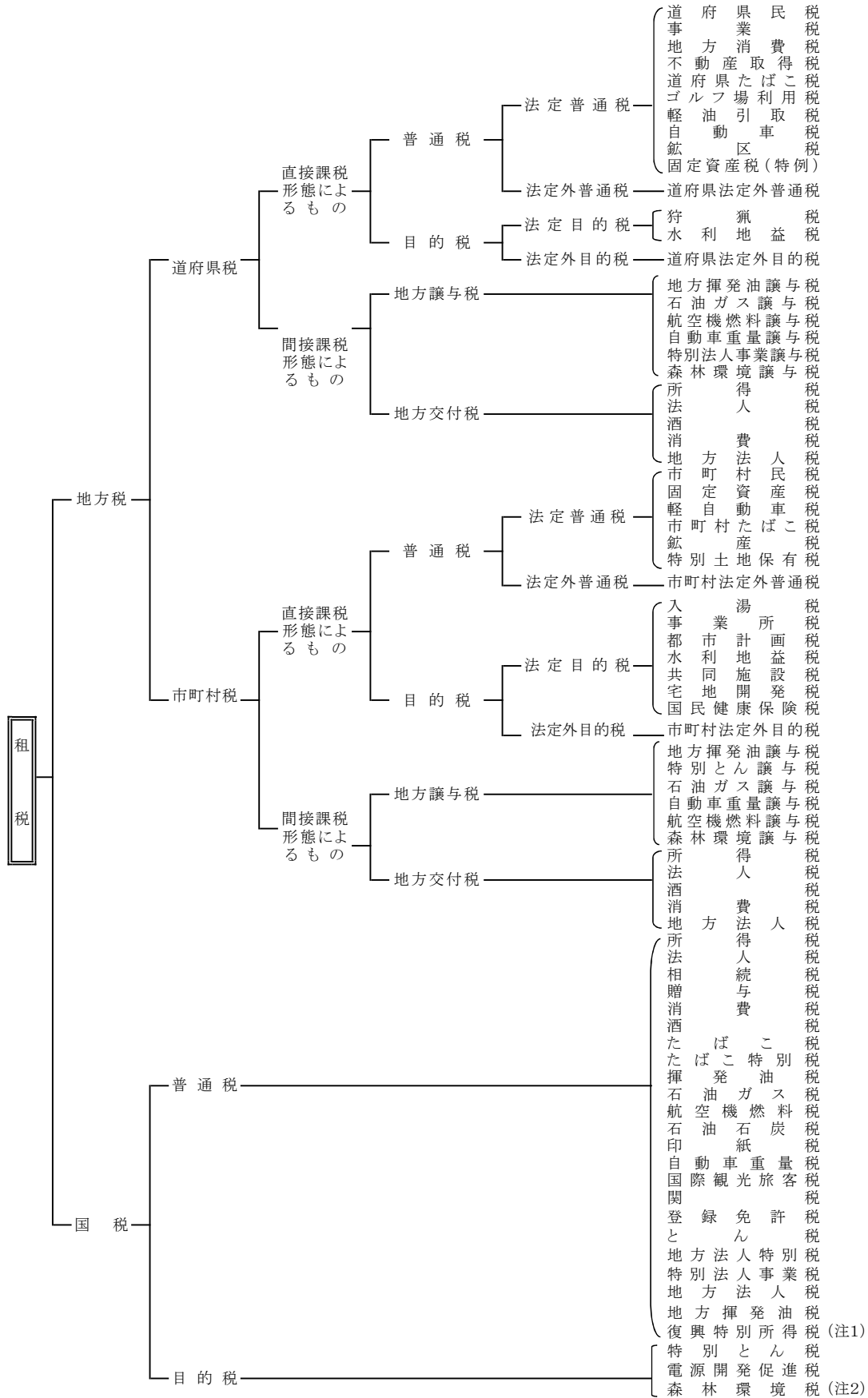
平成30年度						令和元年度		区 分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	計画額	前年比	
21,809,200	103.2%	23,005,567	103.8%	22,423,452	104.3%	22,260,600	102.1%	総 計
9,974,800	106.8%	10,807,653	108.0%	10,532,437	108.6%	10,258,400	102.8%	市 町 村 民 税
7,983,300	107.9%	8,362,739	107.8%	8,105,655	108.5%	8,223,500	103.0%	個 人
218,500	101.3%	230,123	100.6%	222,468	101.1%	222,000	101.6%	均 等 割
7,764,800	108.1%	8,132,616	108.0%	7,883,187	108.7%	8,001,500	103.0%	所 得 割
1,991,500	102.4%	2,444,914	108.8%	2,426,782	109.1%	2,034,900	102.2%	法 人
415,600	102.2%	449,064	100.4%	442,282	100.6%	423,500	101.9%	均 等 割
1,575,900	102.4%	1,995,850	110.9%	1,984,500	111.2%	1,611,400	102.3%	税 割
9,030,600	100.5%	9,340,274	100.2%	9,083,165	100.6%	9,159,300	101.4%	固 定 資 産 税
8,943,400	100.5%	9,252,870	100.2%	8,995,762	100.7%	9,072,100	101.4%	純固定資産税
3,436,800	102.2%	3,537,630	101.3%	3,447,783	101.8%	3,470,700	101.0%	土 地
3,812,400	99.0%	3,969,958	98.7%	3,849,771	99.2%	3,900,500	102.3%	家 屋
1,694,200	100.7%	1,745,282	101.5%	1,698,208	101.8%	1,700,900	100.4%	償 却 資 産
87,200	98.3%	87,404	99.2%	87,403	99.2%	87,200	100.0%	交 付 金
260,400	103.9%	273,483	103.5%	258,116	103.8%	269,900	103.6%	軽自動車税
0	-	0	-	0	-	3,100	皆増	環 境 性 能 割
260,400	103.9%	273,483	103.5%	258,116	103.8%	266,800	102.5%	種 別 割 (旧軽自動車税)
861,400	93.3%	850,249	98.6%	850,246	98.6%	874,500	101.5%	市 町 村 た ば こ 税
800	47.1%	5,252	85.5%	169	28.9%	200	25.0%	特 別 土 地 保 有 税
22,700	101.8%	22,873	98.3%	22,364	98.6%	22,400	98.7%	入 湯 税
372,500	101.6%	379,026	101.9%	378,270	101.9%	379,100	101.8%	事 業 所 税
1,304,300	103.7%	1,319,418	100.8%	1,291,420	101.2%	1,313,000	100.7%	都 市 計 画 税
-18,300	136.6%	7,339	135.5%	7,265	135.7%	-16,200	88.5%	そ の 他

※計画額の「その他」には東日本大震災による減免等を
平成27年度は△13,600百万円、平成28年度は△13,200百万円、
平成29年度は△15,500百万円、平成30年度は△20,100百万円、
令和元年度は△17,900百万円を含む。

(2) 全国と尼崎市の市税収入率比較(決算)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和 元年度
	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	尼 崎
市 町 村 税	95.5%	93.4%	96.0%	94.2%	96.6%	94.8%	97.0%	95.5%	97.5%	96.2%	96.8%
市 町 村 民 税	95.3%	91.9%	95.9%	92.6%	96.4%	93.4%	96.9%	94.1%	97.5%	94.7%	95.5%
個人均等割	94.0%	91.1%	94.5%	91.7%	95.4%	92.3%	96.2%	92.9%	96.7%	93.7%	94.5%
個人所得割	94.2%	89.9%	95.0%	91.0%	95.7%	92.0%	96.3%	92.7%	96.9%	93.5%	94.4%
法人均等割	97.7%	98.4%	97.9%	98.6%	98.1%	98.8%	98.3%	99.1%	98.5%	99.2%	99.2%
法人税割	98.9%	98.4%	99.0%	98.5%	99.0%	98.6%	99.1%	99.0%	99.4%	99.3%	99.3%
固 定 資 産 税	95.2%	93.8%	95.7%	94.7%	96.3%	95.3%	96.8%	96.2%	97.2%	96.9%	97.5%
純固定資産税	95.1%	93.7%	95.7%	94.7%	96.3%	95.3%	96.8%	96.2%	97.2%	96.9%	97.4%
土 地	95.3%	92.7%	95.9%	93.8%	96.5%	94.5%	97.0%	95.5%	97.5%	96.5%	97.0%
家 屋	94.7%	92.9%	95.3%	94.0%	96.0%	94.6%	96.6%	95.7%	97.0%	96.4%	97.0%
償却資産	95.7%	99.6%	96.1%	99.6%	96.6%	99.6%	97.0%	99.7%	97.3%	99.8%	99.8%
交 付 金	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽 自 動 車 税	92.3%	86.4%	93.1%	88.0%	93.9%	90.0%	94.1%	90.2%	94.4%	90.6%	90.8%
環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
種 別 割 (旧軽自動車税)	92.3%	86.4%	93.1%	88.0%	93.9%	90.0%	94.1%	90.2%	94.4%	90.6%	90.7%
市 町 村 た ば こ 税	100.0%	100.0%	99.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特 別 土 地 保 有 税	22.1%	-	28.2%	-	50.0%	-	9.5%	-	3.2%	-	-
入 湯 税	96.1%	79.0%	96.5%	32.8%	97.1%	32.0%	97.5%	31.3%	97.8%	100.0%	100.0%
事 業 所 税	99.6%	99.9%	99.6%	99.9%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	100.0%
都 市 計 画 税	96.0%	92.8%	96.5%	93.9%	97.0%	94.6%	97.5%	95.6%	97.9%	96.4%	97.0%

(3) 租税体系(令和2年度)



(注1) 平成25年から令和19年までの各年分において課税 (注2) 令和6年度から課税

(4) 地方税制の変遷(市町村税関係)

年度		23	24	25	26	27
市 町 村 民 税	個人				・防災・減災事業の財源確保のため均等割を500円引上げ	
	法人				・法人税割に係る税率の引下げ(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)	
	その他		・退職所得に係る10%税額控除の廃止(平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等に適用)			
	固定資産税				・耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設	
市町村	たばこ税			<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,495円 (県たばこ税からの税源移譲) 		
その他				<ul style="list-style-type: none"> ・三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率の引上げ(新規取得車両のみ) ・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入(軽減対象は平成28年度分) 		

28	29	30	令和元	令和2
		・県費負担教職員制度に係る給与負担事務の移譲に伴う政令指定都市所在都道府県から政令指定都市への税源移譲		
			・法人税割に係る税率の引下げ(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)	
	・耐震改修・省エネ改修を行った既存住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合に係る固定資産税の減額措置の拡充			事業用小規模太陽光発電設備に対する課税免除廃止
<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,925円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき3,355円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円 10月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円 10月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき5,692円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 10月1日以降の売渡しからの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 1,000本につき6,122円 令和2年10月1日以降の軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> 1本あたり0.7グラム未満のもの <ul style="list-style-type: none"> ⇒紙巻たばこ0.7本に換算 1本あたり0.7グラム以上のもの <ul style="list-style-type: none"> ⇒重量比例課税
<ul style="list-style-type: none"> 二輪車に係る軽自動車税の税率の引上げ 三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の経年車重課の導入 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の1年間延長(平成29年度分) 			<ul style="list-style-type: none"> 10月1日以降に取得する三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を導入(現行の軽自動車税は令和2年度分から種別割に改まる) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長(令和2年度・3年度分) 森林環境譲与税の導入(森林環境税は令和6年度から導入) 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の6月延長(令和3年3月31日まで)

(5) 住民税及び所得税の諸控除一覧

ア 所得控除

年 度	平成 1 9		2 0		2 1		2 2		2 3	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
基礎	所得税	380,000円	同	左	同	左	同	左	同	左
	住民税	330,000円	同	左	同	左	同	左	同	左
配偶者 扶養	所得税	配偶者控除（一般） 380,000円 （70歳以上）480,000円 扶養控除（一般） 380,000円 （16歳～22）630,000円 （70歳以上）480,000円 （同居老親）580,000円 同居特別障害者（上記の額に350,000円加算） 配偶者特別控除 380,000円以内	同	左	同	左	同	左	配偶者控除（一般） 380,000円 （70歳以上）480,000円 扶養控除（16歳～18歳） 380,000円 （19歳～22歳） 630,000円 （23歳～69歳） 380,000円 （70歳以上） 480,000円 （同居老親等） 580,000円 配偶者特別控除 380,000円以内	
	住民税	配偶者控除（一般） 330,000円 （70歳以上）380,000円 扶養控除（一般） 330,000円 （16歳～22）450,000円 （70歳以上）380,000円 （同居老親）450,000円 同居特別障害者（上記の額に230,000円加算） 配偶者特別控除 330,000円以内	同	左	同	左	同	左	同	左
障害者 基礎 （夫） 勤労学生 老年人者	所得税	障害者・寡婦（夫）・勤労学 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同	左	同	左	同	左	障害者・寡婦（夫）・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者（非同居） 400,000円 特別障害者（同居） 750,000円	
	住民税	障害者・寡婦（夫）・勤労学 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同	左	同	左	同	左	同	左
社会 保険料	所得 税・ 住民税	1年中に支払った金額の全額	同	左	同	左	同	左	同	左
	所得 税・ 住民税	1年中に支払った小規模企業共済等掛金の全額	同	左	同	左	同	左	同	左
生命 保険料等	所得税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額（昭和55年分から 25,000円以下 支払額の全額 50,000円以下 支払額×1/2+12,500円 100,000円以下 支払額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=100,000円（限度）	同	左	同	左	同	左	同	左
	住民税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額（昭和55年分から 15,000円以下 支払額の全額 40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=70,000円（限度）	同	左	同	左	同	左	同	左
損害 保険料	所得税	廃止（一部経過措置あり ⇒地震保険料控除）	同	左	同	左	同	左	同	左
	住民税	長期（10年以上） 10,000円（限度） 短期 2,000円（限度）	廃止（一部経過措置あり ⇒地震保険料控除）	同	左	同	左	同	左	
地震 保険料	所得税	① 地震保険契約 50,000円（限度） ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 15,000円（限度） ③ ①と②を併用 50,000円（限度）	同	左	同	左	同	左	同	左
	住民税	—	① 地震保険契約 25,000円（限度） ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 10,000円（限度） ③ ①と②を併用 25,000円（限度）	同	左	同	左	同	左	
医療費	所得 税・ 住民税	「合計所得金額の5%超過額」と「10万円」のいずれ か低い金額の超過額（限度額200万円）（所得税は昭 和53年から）	同	左	同	左	同	左	同	左
雑損	所得 税・ 住民税	「合計所得金額の10%超過額」と「災害関連支出額の 5万円超過額」のうちいずれか多い方の金額	同	左	同	左	同	左	同	左
寄附金	所得税	「支出寄附金額」と「所得の30%」のうちいずれか低 い方の金額-5,000円	同	左	同	左	同	左	「支出寄附金額」と「所得の 40%」のうちいずれか低い方の 金額-2,000円	
	住民税	「支出寄附金額」と「所得の25%」のうちいずれか低 い方の金額-100,000円	同	左	以後、税額控除	—	—	—		

イ 税額控除

年 度	平成21～23	24・25	26・27	
税 額	所得税	利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の10 1,000万円を超える部分 100分の5 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の5 1,000万円を超える部分 100分の2.5 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の2.5 1,000万円を超える部分 100分の1.25	同 左	同 左
	配 当	利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.2 1,000万円を超える部分 100分の0.6 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.6 1,000万円を超える部分 100分の0.3 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.3 1,000万円を超える部分 100分の0.15	同 左	同 左
	市民税	利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.6 1,000万円を超える部分 100分の0.8 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.8 1,000万円を超える部分 100分の0.4 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.4 1,000万円を超える部分 100分の0.2	同 左	同 左
	寄附金額	-	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率(所得税の 計算の際に適用された税率))(市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度 ④ ②と③の合計額を所得割額から控除	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度 *×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ ④ ②と③の合計額を所得割額から控除
除	外国税額	外国の法令により所得税に相当する税を課せられたときは所得税額から、 当該所得税額のうち、この法律の施行地外にその源泉がある所得に対応 するものとして政令の定めるところにより計算した金額を限度として、 当該外国の法令により課せられた所得税に相当する税額を控除	同 左	同 左
	調整	外国の法令により外国の所得税等(所得税、住民税所得割)を課せられたときは、 当該所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の外国税控除限度額を 超える額があるときは政令により計算した額を限度として政令の定めるところにより 当該超える金額を控除	同 左	同 左
調整	所得税と市民税・県民税所得割の税率の変更により行う税源移譲の実施に 伴う人的控除額の差に基づく負担増の減額措置として導入 (計算式) ① 個人住民税の課税所得金額(以下、調整控除対象課税所得金額という。) が200万円以下の者 イとロのいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%) イ 調整控除対象課税所得金額 ロ 人的控除額の差の合計額 ② 調整控除対象課税所得金額が200万円超の者 {人的控除額の差の合計額-(調整控除対象課税所得金額-200万円)} ×5%(市民税3%、県民税2%) *下線部分が5万円を下回る場合には、5万円	同 左	同 左	

※ 上記の税額控除のほかに所得税及び市・県民税において、住宅借入金等特別税額控除が設置されてい
 参考:市・県民税における住宅借入金等特別税額控除
 対象者……平成11年～平成18年、又は、平成21年～令和3年12月に入居し、
 所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用があり、かつ、所得税から控除しきれない額がある者
 控除額……次のうちいずれか低い方の額
 ・所得税の住宅借入金等特別税額控除のうち所得税から控除しきれなかった額
 ・所得税の課税総所得金額等の額の100分の7に相当する額(最高13万6,500円)
 (平成26年3月31日までに入居した場合は100分の5(最高9万7,500円))

28・29	30・令和元	令和2
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左
<p>① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額</p> <p>② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%)</p> <p>③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の20%が限度 *×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ</p> <p>④ ②と③の合計額を所得割額から控除</p>	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左

(6) 市税税率の変遷

年度		平成 19	20・21	22 ~ 24	25	26																																																																								
個人	均等割	3,000円	同 左	同 左	同 左	3,500円																																																																								
	所得割	6%	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																								
市 民 法 人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>税率 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 50億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>360万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td>2 10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td>3 1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>19万2千円</td> </tr> <tr> <td>4 1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>15万6千円</td> </tr> <tr> <td>5 1千万円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>6 上記1～5に掲げる法人以外の法人等</td> <td></td> <td>6万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率 (年額)	1 50億円を超えるもの	50人超	360万円		50人以下	49万2千円	2 10億円を超え50億円以下のもの	50人超	210万円		50人以下	49万2千円	3 1億円を超え10億円以下のもの	50人超	48万円		50人以下	19万2千円	4 1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	18万円		50人以下	15万6千円	5 1千万円以下のもの	50人超	14万4千円		50人以下	6万円	6 上記1～5に掲げる法人以外の法人等		6万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>税率 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2～6に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>2 1千万円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td>3 1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>15万6千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>4 1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>19万2千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>5 10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td>6 50億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>360万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率 (年額)	1 2～6に掲げる法人以外の法人		6万円	2 1千万円以下のもの	50人以下	6万円		50人超	14万4千円	3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	15万6千円		50人超	18万円	4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	19万2千円		50人超	48万円	5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	49万2千円		50人超	210万円	6 50億円を超えるもの	50人以下	49万2千円		50人超	360万円	同 左	同 左	同 左
	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率 (年額)																																																																											
1 50億円を超えるもの	50人超	360万円																																																																												
	50人以下	49万2千円																																																																												
2 10億円を超え50億円以下のもの	50人超	210万円																																																																												
	50人以下	49万2千円																																																																												
3 1億円を超え10億円以下のもの	50人超	48万円																																																																												
	50人以下	19万2千円																																																																												
4 1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	18万円																																																																												
	50人以下	15万6千円																																																																												
5 1千万円以下のもの	50人超	14万4千円																																																																												
	50人以下	6万円																																																																												
6 上記1～5に掲げる法人以外の法人等		6万円																																																																												
法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率 (年額)																																																																												
1 2～6に掲げる法人以外の法人		6万円																																																																												
2 1千万円以下のもの	50人以下	6万円																																																																												
	50人超	14万4千円																																																																												
3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	15万6千円																																																																												
	50人超	18万円																																																																												
4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	19万2千円																																																																												
	50人超	48万円																																																																												
5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	49万2千円																																																																												
	50人超	210万円																																																																												
6 50億円を超えるもの	50人以下	49万2千円																																																																												
	50人超	360万円																																																																												
税 割	昭和56年8月1日以降、事業年度終了法人資本の金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は12.3%、その他の法人は14.7%	同 左	同 左	同 左	平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、資本金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は9.7%、その他の法人は12.1%																																																																									
県民税・市民税と併課	均等割	1,800円(県民緑税の800円含む)	同 左	同 左	同 左	2,300円																																																																								
	所得割	4%	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																								
固定資産税	100分の1.4	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
都市計画税	100分の0.3	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 1,000円 50ccを超え90cc以下 1,200円 90ccを超え125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 1,600円 その他作業用 4,700円 二輪小型自動車 4,000円 	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
市たばこ税	1,000本につき 旧3級品以外…3,298円 旧3級品…1,564円 (平成18年7月1日から)	同 左	1,000本につき 旧3級品以外…4,618円 旧3級品…2,190円 (平成22年10月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外…5,262円 旧3級品…2,495円 (平成25年4月1日から)	同 左																																																																									
特別土地保有税	・保有…100分の1.4 ・取得…100分の3	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
入湯税	宿泊を伴う場合 1人1日(1泊2日)150円 その他の場合 1人1日75円	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									
事業所税	・資産割 1㎡ 600円 ・従業者割 100分の0.25	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																									

27	28	29	30	令和元	令和2
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、資本金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は6%、その他の法人は8.4%	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 三輪 3,900円 四輪乗用 営業用 6,900円 家用 10,800円 四輪貨物用 営業用 3,800円 家用 5,000円 (平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車は同左) ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 課税免除 ・上記以外 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 50ccを超え90cc以下 2,000円 90ccを超え125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪の軽自動車 3,600円 三輪 同 左 4,600円 四輪乗用 営業用 同 左 8,200円 家用 同 左 12,900円 四輪貨物用 営業用 同 左 4,500円 家用 同 左 6,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 同 左 その他作業用 5,900円 ・二輪の小型自動車 6,000円 <p>(※初回車両番号指定を受けた月から起算し13年を経過した三輪以上の車は経年車重課)</p>	同 左	同 左	<ul style="list-style-type: none"> <軽自動車税> 同左 <環境性能割> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※ <ul style="list-style-type: none"> 家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準+50%達成車(2.5t以下のトラック)※ <ul style="list-style-type: none"> 家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5t以下のトラック)※ <ul style="list-style-type: none"> 家用 100分の2 営業用 100分の1 ・上記以外 <ul style="list-style-type: none"> 家用 100分の2 営業用 100分の2 <p>※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <種別割> 左記<軽自動車税>に同じ <環境性能割> 同左
同 左	1,000本につき 旧3級品以外 …5,262円 旧3級品 …2,925円 (平成28年4月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外 …5,262円 旧3級品 …3,355円 (平成29年4月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外 …5,262円(※) 旧3級品 …4,000円 (平成30年4月1日から) ※平成30年10月1日からは5,692円	1,000本につき 旧3級品以外 …5,692円 旧3級品 …4,000円(※) ※令和元年10月1日からは5,692円	1,000本につき (旧3級品を含む) …5,692円 令和2年10月1日から …6,122円 令和3年10月1日以降 …6,552円
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

(7) 尼崎市の税制

税制一覧表

税目	課税客體	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日
	法人	・市内に事務所又は事業所を有する法人(※)[均等割・法人税割] ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人(※)で市内に事務所又は事業所を有しないもの[均等割] ・公益法人等で収益事業を行わないもの[均等割] ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの[法人税割] (※)法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。	
固定資産税	土地・家屋・償却資産	固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税	・種別割 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 ・環境性能割 三輪以上の軽自動車	・種別割 軽自動車の所有者 ・環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得者	・種別割 4月1日
市たばこ税	たばこの販売	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	
特別土地保有税 (平成15年度以降課税の停止)	土地の保有又はその取得	所有者又は取得者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日
入湯税	入湯行為	入湯客	
事業所税	事業所等において法人又は個人の行う事業	事業を行う者	
都市計画税	土地、家屋	土地、家屋の所有者	1月1日

課税標準及び税率	申告期限	納期																																				
・均等割 3,500円 ・所得割 6%	市・県民税申告書 3月15日 給与支払報告書 2月1日	・普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～11月2日 第4期 1月1日～2月1日 ・給与からの特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 翌月10日 (特例)6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 ・公的年金からの特別徴収 公的年金の支払月の翌月10日																																				
・均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 下記2～6に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>2 1千万円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>3 1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>4 1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>5 10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>6 50億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・法人税割 8.4%(※) ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額年400万円以下の法人 6%	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)	1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円	2 1千万円以下のもの	50人以下	60,000円		50人超	144,000円	3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円		50人超	180,000円	4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円		50人超	480,000円	5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円		50人超	2,100,000円	6 50億円を超えるもの	50人以下	492,000円		50人超	3,600,000円	法人税の申告期限	申告期限と同じ
法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)																																				
1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円																																				
2 1千万円以下のもの	50人以下	60,000円																																				
	50人超	144,000円																																				
3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円																																				
	50人超	180,000円																																				
4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円																																				
	50人超	480,000円																																				
5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円																																				
	50人超	2,100,000円																																				
6 50億円を超えるもの	50人以下	492,000円																																				
	50人超	3,600,000円																																				
課税標準の100分の1.4 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満 償却資産 150万円未満	償却資産 2月1日 住宅用地 2月1日	第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～3月1日																																				
・種別割 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50ccを超え90cc以下 2,000円 90ccを超え125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 二輪のもの 3,600円 ※1 ※2 三輪のもの 3,900円 (3,100円) (4,600円) 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) (8,200円) 10,800円 (7,200円) (12,900円) 貨物用 営業用 3,800円 (3,000円) (4,500円) 5,000円 (4,000円) (6,000円) 小型特殊自動車 農耕用 課税免除 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 ※1 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた軽自動車は改正前税率を適用 ※2 初回車両番号指定を受けた月から起算して13年を経過した軽自動車は概ね20%重課 ・環境性能割 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車(2.5トン以下のトラック)※</td> <td>100分の1</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5トン以下のトラック)※</td> <td>100分の2</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>100分の2</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> ※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る	区分	税率		自家用	営業用	令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※	100分の1	100分の0.5	平成27年度燃費基準+15%達成車(2.5トン以下のトラック)※	100分の1	100分の1	平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5トン以下のトラック)※	100分の2	100分の2	上記以外	100分の2	100分の2	・種別割 (1)取得申告 納税義務の発生後 15日以内 (2)廃車申告 納税義務が消滅した日から 15日以内 ・環境性能割 (1)車両番号の指定を受けるもの 車両番号指定の時 (2)上記(1)以外で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき事由があった日から15日以内 (3)上記(1)(2)以外のもの 取得日から15日以内	・種別割 定期分 5月1日～6月1日 ・環境性能割 申告期限と同じ																			
区分		税率																																				
	自家用	営業用																																				
令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※	100分の1	100分の0.5																																				
平成27年度燃費基準+15%達成車(2.5トン以下のトラック)※	100分の1	100分の1																																				
平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5トン以下のトラック)※	100分の2	100分の2																																				
上記以外	100分の2	100分の2																																				
売渡本数 1,000本あたり(旧3級品を含む) 5,692円(※) ※令和2年10月1日からは6,122円、令和3年10月1日からは6,552円	前月の販売分を毎月末日までに申告納付																																					
保有については100分の1.4 取得については100分の3 法で特別の定めのあるものを除き取得価格 免税点 5,000㎡未満	保有については5月31日 取得については、1月1日前1年以内に取得の場合は、2月末日 7月1日前1年以内に取得の場合は、8月31日までにそれぞれ申告納付																																					
入湯客1人1日 150円(宿泊を伴う場合) 〃 75円(上記以外の場合)	前月分について毎月15日までに申告納入																																					
資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25/100 免税点 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下	法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付 個人 翌年の3月15日までに申告納付																																					
課税標準の100分の0.3 免税点 固定資産税が免税となるもの	固定資産税の納期と同一																																					

(8) 譲与税・交付金要領(その1)

区 分	譲与を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要																																																																																																																													
自動車重量譲与税 〔昭和46年12月創設〕	市 町 村	一般財源 平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化	<p>自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車についてその重量に応じて課税する。 (税率：自動車検査証の有効期間が2年又は3年のものは1年に換算)</p> <p>1. 本則税率（自動車重量税法第7条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>税率(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年 2,500</td> </tr> <tr> <td>車検を受け2輪</td> <td>1両ごとに届出時 4,000</td> </tr> <tr> <td>ないもの 其他</td> <td>1両ごとに届出時 7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 特例税率（13、18年超の車両等を除く）（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年 3,300</td> <td rowspan="2">2,600</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年 4,100</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,900</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,300</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 特例税率（13年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="3">税率(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">自 家 用</th> <th rowspan="2">事業用</th> </tr> <tr> <th>H26, 4, 1 ～</th> <th>H28, 4, 1～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年 3,900</td> <td rowspan="2">4,100</td> <td rowspan="2">2,700</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年 5,400</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,200</td> <td>2,300</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,900</td> <td>4,100</td> <td>2,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 特例税率（18年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年 4,400</td> <td rowspan="2">2,800</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年 6,300</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>4,400</td> <td>2,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 特例税率（軽自動車（車検を受けないもの））（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>車検を受け2輪</td> <td>1両ごとに届出時 4,900</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>ないもの 其他</td> <td>1両ごとに届出時 9,900</td> <td>7,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>エコカー減税(平成24年5月から令和3年4月末まで適用)により、低公害車に対しては、別途軽減措置(免除、本則税率の25・50・75%軽減)が設けられている。 (租税特別措置法第90条の12)</p>	区 分	単 位	税率(円)	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500	バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500	小型二輪車	1両ごとに年	1,500	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年 2,500	車検を受け2輪	1両ごとに届出時 4,000	ないもの 其他	1両ごとに届出時 7,500	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 3,300	2,600	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 4,100	小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	2,600	区 分	単 位	税率(円)			自 家 用		事業用	H26, 4, 1 ～	H28, 4, 1～	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 3,900	4,100	2,700	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 5,400	小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 4,400	2,800	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 6,300	小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	軽自動車	車検を受け2輪	1両ごとに届出時 4,900	4,100	ないもの 其他	1両ごとに届出時 9,900	7,800
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																														
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500																																																																																																																														
バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500																																																																																																																														
小型二輪車	1両ごとに年	1,500																																																																																																																														
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年 2,500																																																																																																																														
	車検を受け2輪	1両ごとに届出時 4,000																																																																																																																														
	ないもの 其他	1両ごとに届出時 7,500																																																																																																																														
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																														
		自家用	事業用																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																													
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																													
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 3,300	2,600																																																																																																																													
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 4,100																																																																																																																														
小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500																																																																																																																													
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	2,600																																																																																																																													
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																														
		自 家 用		事業用																																																																																																																												
		H26, 4, 1 ～	H28, 4, 1～																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																												
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																												
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 3,900	4,100	2,700																																																																																																																												
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 5,400																																																																																																																														
小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600																																																																																																																												
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700																																																																																																																												
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																														
		自家用	事業用																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																													
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																													
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 4,400	2,800																																																																																																																													
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 6,300																																																																																																																														
小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700																																																																																																																													
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800																																																																																																																													
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																														
		自家用	事業用																																																																																																																													
軽自動車	車検を受け2輪	1両ごとに届出時 4,900	4,100																																																																																																																													
	ないもの 其他	1両ごとに届出時 9,900	7,800																																																																																																																													

譲 与 等 の 基 準	譲与等の時期
<p>① 自動車重量税の収入額の422/1,000を自動車重量譲与税の譲与総額とする。</p> <p>② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p style="margin-left: 2em;">ア $\text{譲与総額} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$</p> <p style="margin-left: 2em;">イ $\text{譲与総額} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p> <p>譲与割合（平成31年度税制改正において、『自動車重量譲与税法附則第2項』により変更） ※本則は『自動車重量譲与税法第1条』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度税制改正により1/4→1/3に変更 ・平成22年度税制改正により1/3→407/1,000に変更 ・平成31年度税制改正により407/1,000→422/1,000に変更 	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>11月 5月～9月収入分</p> <p>3月 10月～1月収入分</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その2)

区 分	譲与等を受 ける 団 体	使 途	本 税 の 概 要									
特別とん譲与税 (昭和32年4月創設)	開港所在 市町村	一般財源	<p>とん税及び特別とん税は、外国貿易船の開港への入港に対して課税し、併せて徴収した額の20/36を特別とん税とする。 (特別とん税法第3条、とん税法第3条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>		とん税	特別とん税	開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円	開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円
	とん税	特別とん税										
開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円										
開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円										
地方揮発油譲与税 (昭和30年8月創設)	都道府県 市町村	一般財源	<p>地方揮発油税は、揮発油税と共に、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。 (税率) 平成22年度税制改正により暫定税率は廃止するが、当分の間は、特例税率で暫定税率適用時の税率水準を維持 (租税特別措置法第88条の8)</p> <p>特例税率 (租税特別措置法第88条の8)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地方揮発油税 1キロリットル当たり</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>揮発油税 1キロリットル当たり</td> <td>48,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈参考〉 本則税率 (地方揮発油税法第4条、揮発油税法第9条)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地方揮発油税 1キロリットル当たり</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>揮発油税 1キロリットル当たり</td> <td>24,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年4月の1か月のみ暫定税率失効</p> <p>※揮発油価格高騰時における地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止 (租税特別措置法第89条) 総務省が毎月公表するガソリン小売価格が連続3か月間1リットルにつき160円を上回ると、特例税率の適用が停止され、その後130円を3か月間下回ると再び特例税率が適用される。ただし、平成23年4月27日施行の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」第44条により、上乗せ税率停止措置を停止している。</p>	地方揮発油税 1キロリットル当たり	5,200円	揮発油税 1キロリットル当たり	48,600円	地方揮発油税 1キロリットル当たり	4,400円	揮発油税 1キロリットル当たり	24,300円	
地方揮発油税 1キロリットル当たり	5,200円											
揮発油税 1キロリットル当たり	48,600円											
地方揮発油税 1キロリットル当たり	4,400円											
揮発油税 1キロリットル当たり	24,300円											
平成21年度以降、地方道路譲与税から名称を変更		平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化										
森林環境譲与税 (平成31年4月創設)	都道府県 市町村	一般財源	<p>温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。</p> <p>市町村が個人住民税均等割と合わせて、令和6年度から年額1,000円を課税する。 ※令和元年度は、譲与税特別会計における借入金で対応。 ※令和2~6年度は地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用し、対応。</p>									
利子割交付金 (昭和63年4月創設)	市町村	一般財源	<p>都道府県民税利子割は、利子等の支払又はその取扱いをする者 (金融機関等) の営業所等で当該都道府県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受ける者に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の6)</p>									
配当割交付金 (平成16年1月創設)	市町村	一般財源	<p>都道府県民税配当割は、特定配当等の支払をする者 (株式会社等) で当該都道府県内に所在するものを通じて特定配当等の支払を受ける個人に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の28)</p> <p>〈参考〉 平成25年12月31日まで軽減税率を適用 (地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>									

(8) 譲与税・交付金要領(その3)

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	本 税 の 概 要																																			
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 〔平成16年1月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>都道府県民税株式等譲渡所得割は、特定株式等譲渡所得金額の支払をする者（証券会社等）で当該都道府県内に所在するものを通じて一定の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人に対して課税する。</p> <p>(税率) 5% (一律) (地方税法第71条の49)</p> <p>(参考) 平成25年12月31日まで軽減税率を適用(地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>																																			
法 人 事 業 税 交 付 金 〔令和元年10月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に基づき、法人の行う事業に対して、その事業の事務所又は事業所の所在する道府県が課税する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">※令和元年10月1日以後に開始する事業年度の標準税率</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>年400万円以下</th> <th>年400万円超 800万円以下</th> <th>年800万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、公益法人等)</td> <td>3.5%</td> <td>5.3%</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>所得課税法人 (特別法人：協同組合、医療法人等)</td> <td>3.5%</td> <td>4.9%</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税法人 (電気供給業、ガス供給業、保険業等)</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	※令和元年10月1日以後に開始する事業年度の標準税率				区分	年400万円以下	年400万円超 800万円以下	年800万円超	所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、公益法人等)	3.5%	5.3%	7.0%	所得課税法人 (特別法人：協同組合、医療法人等)	3.5%	4.9%	5.7%	収入金額課税法人 (電気供給業、ガス供給業、保険業等)	1.0%	1.0%	1.0%															
※令和元年10月1日以後に開始する事業年度の標準税率																																						
区分	年400万円以下	年400万円超 800万円以下	年800万円超																																			
所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、公益法人等)	3.5%	5.3%	7.0%																																			
所得課税法人 (特別法人：協同組合、医療法人等)	3.5%	4.9%	5.7%																																			
収入金額課税法人 (電気供給業、ガス供給業、保険業等)	1.0%	1.0%	1.0%																																			
地方消費税交付金 〔平成9年4月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>地方分権の推進、地域福祉の充実等のための地方財源として、消費譲与税に代えて地方消費税が創設された。</p> <p>(課税標準) 国内取引（譲渡割）及び課税貨物の保税地域からの引取り（貨物割）に課される消費税額が課税標準となる。</p> <p>(納税義務者) 消費税の納税義務者</p> <p>(税率) 100分の25 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1%) (平成26年3月31日まで) 63分の17 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1.7%) (令和元年9月30日まで) 78分の22 (地方税法第72条の83) (消費税率換算2.2%) (令和元年10月1日から)</p>																																			
自動車取得税交付金 〔昭和43年7月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>自動車取得税は、自動車の取得に対して、取得者に課税する。</p> <p>(税率) 平成22年度税制改正により自家用自動車（軽自動車を除く）の暫定税率（地方税法附則第12条の2の2③）は廃止されたが、平成26年4月1日までは、特例税率で暫定税率適用時の税率水準を維持（地方税法附則第12条の2の3）。平成26年4月1日からは、自家用自動車は本則税率に、営業用自動車・軽自動車は2%の特例税率を適用</p> <p>※平成20年4月の1か月のみ暫定税率失効</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 自家用自動車</td> <td>取得価格の5% (平成26年3月31日まで特例税率) 取得価格の3% (平成26年4月1日から本則税率)</td> </tr> <tr> <td>② 営業用自動車・軽自動車</td> <td>取得価格の3% (平成26年3月31日まで本則税率) 取得価格の2% (平成26年4月1日から特例税率)</td> </tr> </tbody> </table> <p>エコカー減税(平成24年4月から令和元年9月末まで適用)により、低公害車に対しては、別途軽減措置が設けられている。</p> <p>※令和元年10月1日から自動車取得税を廃止し、環境性能割を導入。</p>	区 分	税 率	① 自家用自動車	取得価格の5% (平成26年3月31日まで特例税率) 取得価格の3% (平成26年4月1日から本則税率)	② 営業用自動車・軽自動車	取得価格の3% (平成26年3月31日まで本則税率) 取得価格の2% (平成26年4月1日から特例税率)																													
区 分	税 率																																					
① 自家用自動車	取得価格の5% (平成26年3月31日まで特例税率) 取得価格の3% (平成26年4月1日から本則税率)																																					
② 営業用自動車・軽自動車	取得価格の3% (平成26年3月31日まで本則税率) 取得価格の2% (平成26年4月1日から特例税率)																																					
環境性能割交付金 〔令和元年10月創設〕	市 町 村	一般財源	<p>自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が導入された。自動車の取得に対して、燃費基準値達成度等に応じて取得者に課税する。</p> <p>※令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割については、税率1%を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費基準値達成度等</th> <th colspan="3">税 率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">自家用</th> <th rowspan="2">営業用</th> </tr> <tr> <td></td> <th>登録者</th> <th>軽自動車</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+20%達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成車</td> <td>2%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成車</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	燃費基準値達成度等	税 率			自家用		営業用		登録者	軽自動車		電気自動車等	非課税	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成車	1%	1%	0.50%	令和2年度燃費基準達成車	2%	1%	1%	平成27年度燃費基準+10%達成車	3%	2%	2%	上記以外			
燃費基準値達成度等	税 率																																					
	自家用		営業用																																			
	登録者	軽自動車																																				
電気自動車等	非課税	非課税	非課税																																			
令和2年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	非課税																																			
令和2年度燃費基準+10%達成車	1%	1%	0.50%																																			
令和2年度燃費基準達成車	2%	1%	1%																																			
平成27年度燃費基準+10%達成車	3%	2%	2%																																			
上記以外																																						

譲 与 等 の 基 準	譲 与 等 の 時 期
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3 / 5$ A : 前年度3月から2月までの間に収入した株式等譲渡所得割の額 B : 前年度3月から2月までの間に過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金を歳出予算から支出した額 C : Bのうち他の都道府県が徴収した株式等譲渡所得割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D : 配当割額徴収事務取扱費 $[(A - B \pm C) \times 1\%]$</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>3月 3月～2月収入分</p>
<p>① 都道府県の法人事業税額に100分の7.7を乗じた額を交付総額とする。 ② 交付基準は従業者数とし、経過措置として、3年間は以下の通りとする。 令和2年度：法人税割額（令和元年度収入分も併せて令和2年度に交付） 令和3年度：$2 / 3 \cdots$ 法人税割額 $1 / 3 \cdots$ 従業者数 令和4年度：$1 / 3 \cdots$ 法人税割額 $2 / 3 \cdots$ 従業者数 令和5年度～：従業者数</p>	<p>8月 前年度3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>
<p>各都道府県に納付された地方消費税は、各都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて清算される。 (従来分) 国への徴収取扱費を減額し、清算を行った後の1/2に相当する額を各市町村に対し、その1/2を人口で、他の1/2を従業者数で案分して交付する。 (引上げ分：社会保障財源化分) 清算を行った後の1/2に相当する額を各市町村に対し人口で案分して交付する。 ※引上げ分の地方消費税収（交付金を含む。）は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。 (交付割合) 令和元年10月1日～：従来分22分の10 / 引上げ分22分の12 ※経過措置あり 令和元年度 従来分17分の10 / 引上げ分17分の7 令和2年度 従来分21分の10 / 引上げ分21分の11</p>	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>9月 5月～7月収入分</p> <p>12月 8月～10月収入分</p> <p>3月 11月～1月収入分</p>
<p>① 自動車取得税の収入額の66.5/100（市町村交付総額）を当該都道府県内の各市町村に交付する。（交付金：地方税法第143条） (ア及びイの合計額) ア 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{当該都道府県内の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{当該都道府県内の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>② 指定市を包括する道府県は①の他、自動車取得税の収入額の28.5/100(指定市等交付総額)のうち、次のア及びイの合計額を指定市に交付する。 ア 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該都道府県内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}$ イ 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該都道府県内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}$ 注：道路の延長及び面積は補正される。</p>	<p>8月 (3月收入-3月收入見込) + (4月～7月收入分)</p> <p>12月 8月～11月收入分</p> <p>3月 12月～2月+3月收入見込</p>
<p>① 都道府県は、自動車税環境性能割を次の交付割合に応じて市町村に交付する。交付基準等は、自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。（平成28年税制改正大綱・平成31年税制改正大綱） 令和元年度から令和3年度まで：44.65/100（自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の47に相当する額） 令和4年度以降：40.85/100（自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額） (ア及びイの合計額) ア 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{当該都道府県内の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{当該都道府県内の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>② 指定市を包括する道府県は①の他、自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の35に相当する額のうち次のア及びイの合計額を指定市に交付する。 ア 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該都道府県内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}$ イ 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該都道府県内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}$ 注：道路の延長及び面積は補正される。</p>	<p>8月 (3月收入-3月收入見込) + (4月～7月收入分)</p> <p>12月 8月～11月收入分</p> <p>3月 12月～2月+3月收入見込</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その4)

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	本 税 の 概 要
地方特例交付金 〔平成11年4月創設〕	都道府県 市町村 (特別区を含む。)	一般財源	<p>個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの</p> <p>【対象】a.平成20年度税制改正による平成11年から平成18年までの入居者を対象 b.平成21年度税制改正による平成21年から平成25年までの入居者を対象 c.平成27年度税制改正による平成31年6月30日までの入居者を対象 d.平成28年度税制改正による平成33年12月31日までの入居者を対象</p> <p>「減収補てん特例交付金」 ①住宅借入金等特別控除分 個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの《平成20年度創設》 ②自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの環境性能割の時的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの ③軽自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの環境性能割の時的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる軽自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの</p>
交通安全対策特別交付金 〔昭和43年7月創設〕	都道府県 市町村	道路交通安全施設の費用に充てる。	<p>交通反則金は、道路交通法第128条第1項の規定により納付</p> <p>(交付金：道路交通法附則第16条)</p>

県税徴収交付金要領

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	交 付 の 基 準	交 付 の 時 期
県税徴収交付金	市町村	一般財源	<p>県税徴収取扱費の算定</p> <p>① 納税義務者数×3,000円（地方税法施行令第8条の3） ② 還付又は充当した過誤納金額のうち県民税相当分 ③ 加算した還付加算金額のうち県民税相当分 ④ 市町が交付した納期前納付の報奨金の金額のうち県民税相当分 ⑤ 還付又は充当した所得割額から控除できなかった配当割額又はは株式譲渡所得割額の金額のうち県民税相当分 ⑥ 納税通知書及び特別徴収税額通知書等の数×60円 ⑦ 県に払い込まれた金額×7%</p> <p>※⑥、⑦は平成18年度以前に賦課決定をした県民税に係るものに限る。</p>	<p>7月 10月 1月 4月</p>

国有資産等所在市町村交付金要領

区 分	交 付 又 は 納 付 義 務 者	交 付 金 又 は 納 付 金 の 客 体
国有資産等所在市町村交付金	国又は地方公共団体	<p>国有資産等所在市町村交付金……国又は地方公共団体が所有する固定資産</p> <p>① 固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産 ④ 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産 ⑤ 水道法第3条第8項の水道施設若しくは工業用水道事業法第2条第6項の工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産 ⑥ 石油の備蓄の確保等に関する法律第29条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産</p> <p>(国有資産等所在市町村交付金法第2条)</p>

譲与等の基準	譲与等の時期
<p>地方特例交付金総額の5分の3を市町村交付金総額とし、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で案分して交付する。</p> <p>市町村交付総額 $\times \frac{\text{当該市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額}}{\text{市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額総額}} = \text{当該市町村交付額}$</p>	<p>4月</p> <p>9月</p>
<p>① 道路交通法第128条第1項の規定により納付される反則金に係る収入額等を都道府県及び市町村（指定都市と指定都市以外の市町村では交付基準が異なる）に交付する。</p> <p>② 市町村内における交通事故（人身事故に限る）の発生件数の過去2か年の平均値及び最近の国勢調査による人口集中地区人口並びに改良済道路の延長に応じて案分し、交付される。その算定割合は、2：1：1とされている。</p> <p>③ 一般国道又は都道府県道の管理を行う市には、②で算定した額に、当該市が管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長に応じて案分された交付金額が加算される。</p>	<p>9月</p> <p>3月～8月収入分</p> <p>3月</p> <p>9月～2月収入分</p>

算定標準等	算定率	算定時期	交付又は納付の時期
<p>国有財産台帳等に記載されている固定資産の価格</p> <p>○算定基準額の特例 （地方税法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地に相当する土地 …1/6）</p> <p>(2) 空港の用に供するもの…1/2</p> <p>(3) ダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産 （初年度～5年度まで…1/2） （6年度～10年度まで…3/4）</p>	<p>1.4/100</p>	<p>前年の3月31日</p>	<p>6月30日</p>

(9) 前納報奨金交付状況の推移(平成13年度制度廃止)

(単位:人、円、%)

年度	税目	調定額		前納利用者		交付額		前納率		1人当たり	
		人員	税額	人員	税額	人員	報奨金額	人員	税額	前納額	報奨金額
平成8年度	固定・都計税(土地・家屋)	100,977	29,639,521,300	50,734	6,576,738,400	46,196	139,933,010	50.2	22.2	129,632	3,029
	固定資産税(償却資産)	3,954	4,600,437,300	2,205	524,655,500	2,146	7,603,675	55.8	11.4	237,939	3,543
	市・県民税(普通徴収)	61,916	6,244,156,300	26,765	2,363,189,500	18,515	33,837,874	43.2	37.8	88,294	1,828
	合計	166,847	40,484,114,900	79,704	9,464,583,400	66,857	181,374,559	47.8	23.4	118,747	2,713
平成9年度	固定・都計税(土地・家屋)	104,237	29,375,926,300	55,930	6,926,355,600	49,611	74,844,072	53.7	23.6	123,840	1,509
	固定資産税(償却資産)	4,241	4,663,663,200	2,494	637,805,600	2,310	4,027,332	58.8	13.7	255,736	1,743
	市・県民税(普通徴収)	69,676	7,515,967,400	28,606	2,616,985,400	17,552	19,702,151	41.1	34.8	91,484	1,123
	合計	178,154	41,555,556,900	87,030	10,181,146,600	69,473	98,573,555	48.9	24.5	116,984	1,419
平成10年度	固定・都計税(土地・家屋)	106,507	30,085,214,111	56,405	7,172,822,111	50,110	88,264,782	53.0	23.8	127,166	1,761
	固定資産税(償却資産)	4,467	4,803,382,800	2,452	568,001,500	2,292	4,504,644	54.9	11.8	231,648	1,965
	市・県民税(普通徴収)	60,089	6,787,501,360	26,811	2,392,360,160	16,277	15,527,172	44.6	35.2	89,231	954
	合計	171,063	41,676,098,271	85,668	10,133,183,771	68,679	108,296,598	50.1	24.3	118,284	1,577
平成11年度	固定・都計税(土地・家屋)	108,401	30,716,574,968	57,870	7,367,000,268	51,798	92,250,526	53.4	24.0	127,303	1,781
	固定資産税(償却資産)	4,590	4,744,531,720	2,560	595,240,920	2,357	4,635,672	55.8	12.5	232,516	1,967
	市・県民税(普通徴収)	71,928	5,950,098,241	31,004	2,290,148,941	17,919	18,484,296	43.1	38.5	73,866	1,032
	合計	184,919	41,411,204,929	91,434	10,252,390,129	72,074	115,370,494	49.4	24.8	112,129	1,601
平成12年度	固定・都計税(土地・家屋)	110,586	29,891,960,370	60,379	7,617,360,270	54,334	79,834,752	54.6	25.5	126,159	1,469
	固定資産税(償却資産)	4,567	4,511,753,960	2,573	657,932,060	2,470	4,105,562	56.3	14.6	255,706	1,662
	市・県民税(普通徴収)	68,740	5,732,080,860	30,176	2,356,790,160	17,345	18,124,961	43.9	41.1	78,101	1,045
	合計	183,893	40,135,795,190	93,128	10,632,082,490	74,149	102,065,275	50.6	26.5	114,166	1,376

条例改正	平成5年度	平成6年度以降	平成9年度以降
交付率	0.6/100	0.5/100	0.3/100
期別税額限度額	20万円	20万円	10万円

※ ただし、報奨金額が200円未満のときは不交付